

*20th Anniversary*

20 周年記念誌  
&  
子どもオンブズ・レポート 2018

2019 (平成 31) 年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

**川西市子どもの人権オンブズパーソン条例〔平成 10 (1998) 年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号〕**

**(目的)**

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

**(子どもの人権の尊重)**

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

## 川西市子どもの人権オンブズパーソン 20 周年によせて



川西市長 越 田 謙治郎

川西市子どもの人権オンブズパーソンが活動を始めて 20 年が経過します。平成 10 年 12 月にオンブズパーソン条例が市議会において、オンブズパーソンを「市長の付属機関」とするという修正のうえ、全会一致で可決され、翌平成 11 年 4 月に日本で最初の公的第三者機関の子どもオンブズパーソンが活動を開始しました。

折しも今年は「子どもの権利条約」が国連総会で採択されて 30 年、同条約を日本が批准して 25 年となりますが、オンブズパーソン条例は、自治体として、その子どもの権利条約の積極的な普及とともに、オンブズパーソンを設置して、一人一人の子どもの人権を尊重し、および確保することを目的に定めています。この制度は一朝一夕にできあがったものではなく、制度の導入から運用に至るまで、多くの関係者の皆さまにご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

これまでの 20 年間、子どもの人権救済として、個々の子どもの抱える問題解決などを具体的に支援し、個別具体的な救済から見えてくる課題に対しては、子どもの最善の利益をはかる観点から、市の関係機関に是正の勧告や提案等をいただき、その都度、市として改善に取り組んでまいりました。

オンブズパーソン制度は、自治体が事業を実施する際に、子どもの最善の利益へつながるための支援を行うとともに、万が一、人権侵害が起きた際には、市が人権の救済につながる措置を取るように努めていく、いわば自浄作用が働くところに大きな意義があります。

この子どもの人権オンブズパーソンが、今後も一人一人の子どもの SOS を受けとめ、いじめや体罰、虐待などで子どもが苦しむことのないよう、一つ一つの具体的な侵害から擁護・救済を図るとともに、子どもが安心して生活していくまちづくりに欠かせないセーフティネットとしての役割を果たしていくことを期待します。

平成 31 年 3 月

## 20 周年を迎えて



子どもの人権に関する第三者機関であるオンブズパーソン制度は、ここ川西市において全国で初めて発足しました。川西市子どもの人権オンブズパーソン条例が制定されたのが 1998 年 12 月 22 日、施行されたのが翌 1999 年 3 月 23 日です。したがって、条例が制定されて 20 年以上が、運用が始まって 20 年が経過したことになります。

条例制定の端緒は、1994 年 5 月に日本が子どもの権利条約を批准したことと、当時いじめ等による子どもの自殺が全国的に頻発したことを受けて、川西市教育委員会において抜本的に子どもの人権をいかに確立するかについての検討をはじめたことです。

そして、翌 1995 年 4 月に「子どもの人権と教育」検討委員会が設置されました。同年 7 月には、川西市の小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に調査が行われ、心もしくは体、又はその両方に苦痛を感じるようないじめを学校で受けたことがあると答えた小学生は 36%、中学生は 19%あり、何回もいじめられたことがあると答えた小学生の 35%、中学生の 38%が、いじめを受けたとき一人でがまんすると答えていました。他方、子どもの権利条約をこの調査によって初めて知ったとの回答が、小学生で 53%、中学生で 65%に及びました。この結果を重く受け止めた検討委員会は、子どもの人権を守るオンブズマン制度を創設することなどの提言を行いました。

翌 1996 年からは、教育委員会において子どもの人権の確立を目指して具体的な取り組みの検討がなされ、1997 年 5 月、子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会が設置され、同年 9 月には、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」と題する答申が出されました。これを受けて、教育委員会は、子どもの人権オンブズパーソン制度例規等検討委員会を発足させ、条例案の検討を始めました。

そして、およそ 1 年を費やして議会に提案する条例案が検討されていき、1998 年 12 月 22 日の条例制定に至りました。

このように、子どもの人権オンブズパーソン制度の実現にはほぼ 4 年の歳月を要しました。そして、制度が発足してからも、途中、制度存続が危ぶまれた時期もありました。こうした紆余曲折を乗り越えて、子どもの人権オンブズパーソン制度は 20 年間続いてきました。

この間、私たちは、独立した第三者機関として、常に子どもの最善の利益という視点から個々のケースにあたり、また、行為等の是正や制度改善を求めて意見表明等を行ってきました。

私は、20 年間、この制度が続いてきたということの意味はとても重いもので、全国に誇ってよいのではないかと考えています。現在、全国で子どもの人権救済機関（公的第三者機関）を設けているのは約 30 余りの自治体になります。兵庫県では、2014 年に宝塚市で子どもの

権利サポート委員会という同様の制度ができましたので、2自治体ということになります。

これまでこの制度に携わってこられたすべての方々、制度を支えてくださった市民の方々すべてに感謝申し上げます。

さて、この20年間を振り返ってみますと、相談内容にも変化がみられます。ここ数年は、家庭生活・家族関係に関する相談や調整が増えてきています。ただ、どのような内容であれ、これからは私たちは常に子どもの人権という視点、子どもの最善の利益という視点を軸にすべてすべてのケースに接していく必要があると考えています。

これからも皆様からのご意見をいただきながら、この制度がより充実し、子どもたちの最善の利益が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2019（平成31）年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 吉川 法生

## 目 次

---

|                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| 川西市子どもの人権オンブズパーソン 20 周年によせて | 川西市長 越田 謙治郎                |
| 20 周年を迎えて                   | 川西市子どもの人権オンブズパーソン 代表 吉川 法生 |

### 第Ⅰ部

#### 20 周年記念特集 川西市子どもの人権オンブズパーソン 20 周年を迎えて

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 オンブズ20年を振り返る座談会 | 7  |
| 2 オンブズ20年の相談内容の推移 | 16 |
| 3 オンブズ20年の調査と提言   | 21 |

### 第Ⅱ部

#### 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の 2018 年次運営に関する報告

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 1 いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言 | 33              |
| 2 子どもの人権オンブズパーソン制度について      | 43              |
| 子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨         |                 |
| オンブズパーソンの制度運営について           |                 |
| 個別救済・制度改善までの主な流れ            |                 |
| 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ     |                 |
| 3 オンブズパーソンの相談・調整活動          | 48              |
| 2018 年次の相談状況                |                 |
| 相談者の内訳                      |                 |
| 相談内容                        |                 |
| 人と人をつなぐ「調整活動」               |                 |
| 相談・調整活動の実際                  |                 |
| 相談員コラム                      |                 |
| 4 オンブズパーソンの調査活動             | 65              |
| 2018 年次の調査状況                |                 |
| 5 オンブズパーソンの広報・啓発活動          | 67              |
| 子どもへの広報・啓発                  |                 |
| おとなへの広報・啓発                  |                 |
| 制度・活動に関する問い合わせや取材、視察        |                 |
| 6 オンブズパーソンの会議と情報公開          | 75              |
| 「オンブズパーソン会議」の開催状況           |                 |
| 個々の案件に関する「研究協議」の開催状況        |                 |
| 情報公開の対応                     |                 |
| 7 オンブズパーソンからのメッセージ          | 78              |
| 人権侵害のメカニズム                  | オンブズパーソン 堀家 由妃代 |
| 子どもの負の姿にどうかかわっていくか          | オンブズパーソン 大倉 得史  |
| 参 考                         | 87              |
| 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例         |                 |
| 2018 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿 |                 |

# 第 I 部

---

20 周年記念特集

川西市子どもの人権オンブズパーソン  
20 周年を迎えて





# 1 オンブズ20年を振り返る座談会

この座談会は2018年8月のオンブズ夏季研修会において、第1部第2章「オンブズ20年の相談内容の推移」と第3章「オンブズ20年の調査と提言」の報告を受けて行われたものです。

## 1 初期のオンブズ制度を振り返る

**吉川:**今日は「川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の20年」ということで、オンブズを務めて下さった方たちに集まっています。これまでのオンブズの実践、これからのオンブズの課題について、率直な意見交換ができればと思っています。それではまず、それぞれ自己紹介をかねて一言お願いします。



**吉川 法生**  
(きっかわ のりお)  
2015年4月よりオンブズパーソンに就任。  
弁護士。専門は、少年事件、家事事件など。

**瀬戸:**初代オンブズの瀬戸則夫でございます。1999年から4年間、先ほどの整理で言えば第1期(p.18 図2-3参照)にオンブズを務めました。立ち上げとその前の条例の起草もお手伝いさせていただきました。最初は「どうせ公のものだから、公の立場でできることは限られているだろう」と見る目がかなりあったと思います。それが、いくつか案件をこなして、マスコミでも取り上げられだして、公でもちゃんとやってくれるのだという認知が広がったという感じで私は見えています。私のような人権論の立場の人間と、それから

福祉的な立場の人、行政の立場でこの制度を立ち上げた人たち、思いは三者三様で、毎週のように激論を二時間三時間もずっとやっていました。最初の4年間は「申立て」あるいは「自己発意」で調査した案件が20件近くあって、いろいろ苦労があったのですが、何とか乗り越えて、いまは定着している感じがして、非常に嬉しいです。



**瀬戸 則夫**  
(せと のりお)  
元オンブズパーソン(在任期間:1999年4月~2003年3月)。弁護士。専門は、教育法、少年法、子どもの虐待など。

**石田:**同じく第1期の2003年、2004年にオンブズを務めた石田です。瀬戸さんの代の苦労を引き受けて、周囲の理解を広げていくのがなかなか大変でした。ある議員さんが「ぜひオンブズの方と話し合いがしたい」ということで、オンブズと相談員とで、議員さんの前で質問を受けました。そこで「あなた方は何を大切に考えて、仕事をやっているのか」と言われまして、相談員の方から一人ずつ答えたのですが、「子どものことを第一に考えている」「子どもの気持ちを最大限尊重するのが我々オンブズの使命だ」という点で、みな同じで、私はそのとき「ああ、そういう組織なのだ。これは絶対につぶしたらいけない」って、あらためて思いました。

私の2年間は相談・調整件数が若干減ったのかなと思いますが、一方やっていくなかで、学校側と親、それから子どもの三者の調整をうまくしていく方向が見えてきたのではな

いかなと思っています。この2年間で感じたのは、保護者、学校、子どもの三者という関係でみると、保護者も学校も子どものことを見ているのですけれども、段々と保護者と学校との間が対立関係になってしまって、いつの間にか子どもが置いてきぼりになっているということで、その意味で、オンブズという組織はまず子どもに注目し、子どもに焦点を当てる。それによって保護者と学校の二者対立の間から子どもが浮き上がってくると、そこで問題が解決に向かって動き出す。先ほどの報告を聞いて、いまのオンブズパーソンには、そういうやり方が根づいているのかなと嬉しく思いました。



**石田 文三**  
(いしだ ふんぞう)  
元オンブズパーソン（在任期間：2003年4月～2005年3月）。弁護士。専門は、学校問題、子どもの虐待など。

**吉永:** オンブズ制度の立ち上げに事務局として携わった吉永です。1994年に子どもの権利条約が批准されて、その年に私は教育委員会に入りました。条約の批准に際して当時の文部省は、これは発展途上国の子どものためのものであって、日本では憲法、教育基本法で既に子どもの権利は保障されているから新たな法や制度は必要ない、といった趣旨の通知を出したんですね。でも、子どもの権利が尊重されているとは決していえない現状でした。1987年に日弁連が子どもオンブズマンの必要性を大会決議していたことなども踏まえて、その制度化を言い出したのだけれども、当初はあまり理解されなかった。しかし1994年11月に愛知県西尾市のいじめ自殺事件があり、その衝撃から翌年1月に川

西市教育委員会協議会が開かれ、そこでは対症療法の繰り返しではなく、子どもの権利条約に基づいて子どもの人権を尊重する抜本的対策を目指す、という取り組みの方向が共有されました。直後に震災がありましたが、4月には「子どもの人権と教育」検討委員会を設置し、川西市在住の上杉孝實先生（当時京都大学教育学部教授）などいろいろな方々の協力も得て、オンブズ制度化の検討がオフィシャルな日程に上るようになったわけです。



**吉永 省三**  
(よしなが しょうぞう)

元事務局（在任期間：1999年4月～2004年3月）。千里金蘭大学教授。専門は、教育学、子どもの権利論、子ども支援学。

もともと国連の子どもの権利委員会の見解では、条約の批准とオンブズなど人権機関の設置はセットで、これによって条約の実施状況をモニタリングすることになっていきます。オンブズの機能はモニタリングのほか、制度改善、個別救済、子どもの権利の広報・教育の4つが挙げられています。ヨーロッパの制度ではモニタリングや制度改善が中心で個別救済はあまりやらないのですが、日本ではいじめ問題が一つの契機となっているので、相談を通して個別救済に当たる制度となったわけです。つまり、相談から調整、そして調整から必要ならば調査に入って、モニタリング・制度改善を行うという制度設計です。川西市のあとにつづく自治体の制度もほとんどが個別救済をメインにしています。ただし、原則的に言えば、オンブズは公的第三者機関ですから、単なる相談・調整の窓口ではなくて、権利条約と条例に基づいた制度改

善機能をどう発揮するかというところが大事です。

たとえば、いじめ問題の相談を受けて、調整活動で一定の解決を図りうるとしても、その背景にある問題や課題に対しては、オンブズパーソンの「自己発意」でも、いじめ防止対策推進法（以下「いじめ新法」とする）に基づく川西市での現状を調査するといったことが考えられます。現在の制度としては、学校と教育委員会、市は、国が制定したいじめ新法に基づく対策を課せられているわけです。しかし現状では、国の制度として、「いじめ」の概念や定義そのものを含め、検討すべき課題は多々あると考えられます。先ほどの報告でも、最近「学校での問題が潜在化しているのではないか」とのことですが、いじめ新法が現在の学校に果たして有効に機能しているのか、そこを調査する必要があるといえます。

**瀬戸:** いじめ新法は非常に問題があると思います。いろいろありますが、そもそも加害者といわれる生徒への対応が、結局は摘発・矯正の発想で、根本的な考え方がまったく抜け落ちています。そのあたりの問題を取り上げて調査し、それを全国に発信していくのもオンブズの仕事だと感じています。

## 2 オンブズ制度定着期の悩ましい思い

**桜井:** 私がオンブズを務めたのは、先の整理で言うと第Ⅱ期です。石田さんのところでご苦労されて、周囲の人たちの理解を広めるために6年間あちこちで「営業」をしました。専門員の先生方の協力も得て、いろいろなところにつないでいただいて、それで相談件数は増えましたし、たくさんの現場の先生とつながることができました。なかには、学校と意見が食い違って、苦労する案件もあったりしましたが、でも、オンブズができてよかった

たということで、いろいろなところと関係ができた6年間だったと思います。

ところが、その後、学校現場はものすごくきつくなっていきます。2007年に全国学力テストが入り、特別支援教育の法体制が入って、関西は障害のある人たちと一緒に暮らしていた発信地だったのに、いまは特別支援学校を作っている意味排除システムをリードすることになってしまった気がします。先生がマニュアル化されて、そのマニュアルから外れられないし、子どもたちもマニュアルから外れてはいけない感じです。「子どもの話を聞こう」と年配の先生が言っても、20代、30代の先生が「マニュアルから外れています」と言うことが起きています。怖い感じがします。「問題はだいたい家庭にある」というのが、マニュアルのなかの論理になっていて、事が起こったら、友だち同士や先生との人間関係というよりも、その子の家庭に問題があるという目で見てしまう。でも、いま多くの家庭は困窮化しているので、ご飯食べていない子どもとか、お風呂いつ入ったのかなという子が出てきて、非常にきびしい子どもたちが増えてきている。親たちが子どもどころではないという状況が広がっています。その状況を知った時に、子どもたちの言いきれない思いを代弁するというのも、オンブズのこれからの選択かなと思ったりします。



**桜井 智恵子**  
(さくらい ちえこ)

元オンブズパーソン（在任期間：2006年4月～2012年3月）。関西学院大学教授。専門は、教育社会学、思想史。

いじめについても、いじめ新法では、子ども・保護者の話を聞くというふうに並列化さ

れているので、学校現場はとにかく子どもの話を聞くより、保護者の話を聞く方に走りがちです。まず保護者の話を聞いて、それだけでなく保護者の言うとおりに事を収めていくようになりました。それに、子どもについても、しっかり出会って話を聞くよりも、LINEで聞きましょうという流れが出てきて、ITの教育産業界に引っ張られている。

そんなふうにして問題は潜在化して、不登校なども、2016年の教育機会確保法で、学校に行かなくとも教育産業を含む民間部門の学び場に行ったらいいよという話になっています。そんなふうの問題を覆い隠したかたちで「学習支援」が進められ、競争は静かに広がって、子どもにとって非常によろしくない格差を生み出していくという怖い状況です。そのなかでの制度改善を提起するというのはなかなか悩ましいのですが、状況を見ながらやっていくしかないと思っています。



**井上 寿美**  
(いのうえ ひさみ)

元オンブズパーソン（在任期間：2012年4月～2016年3月）。大阪大谷大学准教授。専門は、保育学、教育学。

**井上：**第Ⅲ期のうちの4年間、家庭の問題が増えてきて、子どもが自分の足で歩き出すのが難しくなってきた時期にオンブズをさせていただきました。印象に残っているのは、ある中学校へ訪問するとき、当時のチーフ相談員に、「子どもと一緒に始めて学校へ行くので、どんなことに気をつけたらいいのかな」と聞くと、「先生と話をする時に、どういうふうに座るかということも子どもに聞いて」と言われたことです。当初、そのようなことは、全く考えてなくて。子どもに聞いて

てみると、相談員と子どもが向こう側に座って、その反対側にオンブズの私や学年主任、校長先生がずらっと座ることになりました。子どものしんどい思いを大事にして、学校としっかり話をするためには、どのように座るのかということも大事にし、子どもが安心して、話ができる状況を作っていく。私のなかに残っている、忘れられないエピソードです。20年という節目を迎え、オンブズが社会に対して子どもの声をどう代弁していくのか、新たな動きが、何かできそうな、そんな可能性を感じています。



**浜田 寿美男**  
(はまだ すみお)

元オンブズパーソン（在任期間：2011年4月～2017年3月）。奈良女子大学名誉教授。専門は、発達心理学、子ども学、法心理学。

**浜田：**私も、井上さんと同じ第Ⅲ期、2011年から6年間オンブズを務めました。その最初のころには、「学校問題」も結構ありました。たとえば、校則で決められた服装をしてこない子を校門から入れないという指導をしている学校があったものですから、義務教育の現場でそんなことをしていいのですか、と相当腹も立ちました。学校とある意味、対決的にやらざるをえない問題がその当時はありました。ところが、その後、学校はどんどんおとなしくなって、むしろ問題状況に慣れてしまっていて、抵抗する子どもたちが減ってきている、あるいは抵抗できないような状況で、それくらいなら不登校を選んでしまう。そんな感じになっているのかなという気がしました。「学校が安定化した」というふうに一見見えますけど、そうではなくて、隠蔽されてきているという感じを強く受けます。

印象に残っている案件として、最初のころ、



特別支援学級のからみでいじめが起こったという案件があります。そのいじめ問題以前のところで、背景には支援学級というもののあり方の問題があって、最後にはインクルーシブな教育を目指すべきだという意見表明をして、学校に向けてメッセージを発信したのですが、でも、結局、お題目で終わるんですね。この意見表明をオンブズからの単なるメッセージとしてではなく、どうやれば実質的な制度改善につなげることができたのかと、今でも思っています。親御さんにも「中学校に上がるときに普通学級を選ぶという手もありますよ」と伝えたのですが、考え方はわかるけど、現実には難しいと言われて、結局、支援学級に入った。いまではもう支援学級に入るか入らないかという相談は、ほとんどオンブズの方に来ないので、ある意味で特別支援体制が学校に定着して、逆に親としても、できれば支援学級に入りたい、そのほうが安心だからというふうになってしまっている。だから、文科省も理念としてはインクルーシブな教育なんて言っていますが、実態は逆で、ますますエクスクルーシブな教育のかたちが定着している。これに対して自己発意調査をして、提言や意見表明をしようと思えばできるけれども、お題目を言っても仕方がない。そこをどうやって実質的な制度改善につないでいくのかが悩ましいところだと思います。

いじめ問題でも、私が在任中に高校生のいじめ自死の事案がありましたけれども、加害の子どもたちの倫理意識、規範意識が育っていないというような話ではなくて、問題は子どもたちの集団が非常に未熟で、高校生にもなってこんな貧相な遊びをしてしまうのかというようなことでした。そう考えてみると、高校が学力の偏差値で輪切りにされていて、子どもたちが何のために学び、その先で「自

分はこうして生きていく」という希望が見えない。そうした学校に、同じ年代の子がぐしゃっと集まっているものですから、いろんなことが起こっている。そんななかで自分のことをちゃんと言えない子どもをターゲットにして、いじって遊ぶ。いじられた子どもが抵抗しても、抵抗したことが逆に笑いを誘うことになって、抵抗は相手にまったく響かず、逆に相手の笑いの輪に吸いこまれて空しい思いを味わうだけ。それでも学校には行かなければという圧力のなかで、生きる意欲を失って、最後には自死を選ぶ。子どもたちがそういう状況に陥っているというその構造がそもそも問題ではないか、というようなことを、意見表明として出しましたけれども、これが学校に対してどれだけのインパクトを持ちえたかということ、残念ながら、ほとんど空しい。正論は出せるけれど、すごく空しく感じる部分があって、その辺のところをオンブズとしてどう工夫すればいいのだろうかと考え込んでしまいます。



### 3 いじめ新法とオンブズ制度

吉川: これまでオンブズを務めてこられた皆さんから、いろいろとご意見をいただきましたが、さて、現オンブズとしてこれをどう受けとめていけばいいか。いじめ新法との関係でいろいろと視点があるというのは、お聞きしていてなるほどと思ったのですが、そういった視点を常に持ち、個々の案件に関して具体的な個別救済を進めながら、実効性のある

制度改善をどのように提起していけばいいのかが難しい問題です。

**堀家：**いじめに関しては、「いじめ」となった途端に、学校はいじめとしか捉えない。でも、子ども集団のなかで起こっていることは、簡単に「いじめ」ということでくくれない。個々の子ども同士力の差もあるし、そのなかの集団のかたちもさまざまで、にもかかわらず、「いじめ」となると加害―被害がきっちり分けられてしまって、加害と見なされた子どもたちを取り出して指導する。そうすると、このあいだも、その保護者たちが「学校のその対応がどうなのか」と問題視して、もとの問題そのものが見えづらくなってしまうというようなことがありました。

**桜井：**「いじめという隠蔽」って言うんですよ。「いじめ」ということを構築して、それでかえって回りが見えなくさせられる。

**吉永：**いま文科省のいじめ問題に関する審議会も調査して、問題をいろいろと指摘しています。ただ、そのうえで、現場はしっかりやりなさいというのが現状です。ですから、そのところ、学校の実践に関してオンブズがこう改善しましょうと提言すれば、学校現場にとっては助かるはず。その意味では、いじめ新法に沿ったかたちでも、オンブズとしていろいろと提案できることがあるはずです。

**瀬戸：**そういうふうに法律に則ったかたちで、そこから一歩進めて議論をしていくことが、オンブズの大事な仕事ではないでしょうか。



**大倉 得史**  
(おおくら とくし)

2017年4月よりオンブズパーソンに就任。京都大学大学院准教授。専門は、発達心理学、保育学、法心理学。

**大倉：**ご指摘をいただいて、「なるほど」と思いました。率直に言って、堀家さんのおつ

しやった案件で、そのときは学校の対応がステレオタイプだなどと思ったのですが、これをどういうかたちで「自己発意」や提言につなげていくのかについて、苦慮していました。

**吉永：**「自己発意」というのは、あくまで条例の職務規定に基づいて調査することで、「子どもの最善の利益」以外には関心を持たない。だから、おとなの主張から一定距離をとって相対化できます。「申立て」をするおとなの主張によっては、子どもの最善の利益が十分に考慮されにくいこともあり、その場合あえて「自己発意」するということもありますよね。

**瀬戸：**「申立て」というのは、すごくハードルが高い。その意味で、この条例には「子どもの最善の利益」という前提のうえで「自己発意」があって、それで調査できるというところがいい制度だと思います。

**石田：**いじめ新法がいじめの定義を広げたこと自体は、私は評価したいと思っています。というのも、「これはいじめではありません。生徒間のトラブルです」と言って、何もしようとしない学校があって、だからやはり「いじめ」ということをきちんと押さえて、学校が対応するように動いてほしい、そういう気持ちです。ただ、そこで学校がやるべきことについては、この法の言うやり方はちょっとおかしい。

**吉永：**たとえば集団づくりとか授業づくりとか、学校教育の実際の中に、定義をそのまま持ち込んで実践するのは難しい。要するに定義上は、加害と被害を分けて加害者を強く指導するというかたちですから。むしろ学校現場では問題を集団づくりの実践につなげて、「教育実践としてはこういう視点が必要ですよ」というふうにしていかないといけない。そういう方向での提言が必要ですよ。

#### 4 福祉の問題領域とオンブズ制度

**堀家：**「障害」の問題にも同じようなことがあります。いろんな子どもに「発達障害」という診断がつくようになって、そのラベルがつくと、学校の集団づくりの問題とか学習支援の問題が、特別支援の問題にすり替えられてしまう。親も子どもにそのラベルを付与されると、そのラベルを通して子どもをみるようなことが起こってしまう。おかげで子どもが不利益をこうむることもある。いまオンブズで一件あたりの相談回数が増えていますが、たとえば「障害」をめぐるシビアな家庭状況になって、相談員が何年にもわたって関わるケースが少なくありません。



**堀家 由妃代**  
(ほりけ ゆきよ)

2016年4月よりオンブズパーソンに就任。佛教大学准教授。専門は、特別支援教育、教育社会学。

**浜田：**「オンブズは実施機関ではない」としよっちゅう言っていたんですけど、事実上オンブズが実施機関として動かざるをえないケースがあります。家族のメンバーにそれぞれ「発達障害」、「精神疾患」、「認知症」があって、それに家族間の「不和」などの問題があって、生活がうまくいかないいわゆる多問題家族。しかも問題がそれぞれかならずしもそれほどシビアではなくて、どちらかというとボーダー。でも、放っておいたら自助努力で何とかするというような家族ではない。そういうケースが、ひょんなことで子どもの相談からオンブズに持ち込まれて、以来あちこちの関係機関を巻き込んでやっているけれども、どこかが引き受けてやっていくということにならない。それでとにかくオンブズが軸になってやるしかない。いまの子どもたち

の生きづらさが象徴的に表れているケースで、そこから見えてくるものがたくさんある。こういうケースとしっかり付き合うことで、世の中が見えてくる。そういう意味ですごく大事なケースで、だけど「申立て」になるわけでもないし、「自己発意」にも簡単につながらない。



**瀬戸：**それは児童相談所とか家庭児童相談室とかの対象領域のような気がしますが、そうでもないのですかね。

**浜田：**そこまでいかないレベルの危うさで、でも、このままいけば、子どもがとんでもない不利益をこうむることになることは目に見えている。こういうボーダーケースは要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）の対象にならない。

**井上：**要対協の会議を開いてもらいましたが、当時の参加者は、その役割に対する意識が十分ではなかったです。子どもの福祉的課題が大きくなってきたときに、関係機関がそれぞれどのような動き方をするのかを考えていかなければならない時期に来ていると思います。

**吉永：**要対協だって新しい制度だけれども、実態に十分対応しきれていない面もある。だからそのあたりはやはり「自己発意」の可能性の高いところですね。少なくとも一つの問題提起になる。要対協の問題になれば、仕組みとして県も児童相談所もからんでくる。だから芋づる式にいろいろな構造が見えてく

る。

**渡邊：**私は昨年度まで相談員をやっていて、このケースに長く関わってきた一人です。要対協は、いま虐待ケースに対応するネットワークというふうに矮小化して捉えられてしまったところが最大の問題だと思います。

「虐待」という枠組みに入れば関係機関が集まって協議する、そういう事案かどうかを決定するという枠組みだけが一人歩きして、

「これ、虐待じゃないから家庭児童相談室は対応しません」みたいな話になってしまう。これも結局、国の作った枠組みですが、もともとは「西成子ども連絡会」という関係機関同士の自生的なネットワークを、国の方が取り込んで全国化しようとしたけれど、全国化した途端に、その形だけが一人歩きして、中身がどこかに抜けて、結局、「虐待ケースですかどうですか」みたいな話に落しこまれて、虐待とまで言えない大多数の養護ケースが見過ごされてしまう。



**渡邊 充佳**

(わたなべ みつよし)

元相談員（在任期間：2008年7月～2017年3月）。  
社会福祉士。専門は、社会福祉学、特別支援教育。

たとえば生活困窮や貧困の問題、親の精神疾患から子育て問題、これらはみな本当は養護ケースということで、かつては児童相談所も対応していた。それがいまは虐待対応機関みたいなかたちになってしまっている。そのために大多数の養護ケースは、「制度の狭間」に落ち込んでしまっている。それは構造上の問題かなと思います。

## 5 「公的良心の喚起者」として

**吉永：**川西のオンブズ条例にも書いてあるよ

うに、オンブズは子どもの擁護者であり、代弁者であり、そして「公的良心の喚起者」なんです。その意味で、先ほどのいじめ問題も、今のようなケースも、オンブズは社会に問題提起するという役割があると思う。国も児童福祉法の改正を一つのきっかけに動かざるをえないところに来ています。国連の子どもの権利委員会からいろいろ勧告をくり返し受けているわけなので。そういう意味で、オンブズの役割として、そこを問題提起していくことで国を動かす可能性がある。ただ、20年経って、従来のモデルとは違ったモデルも考えていかないといけない。つまり、相談、調整、個別救済というところに、どのようにして「自己発意」に基づく調査とか制度改善というアプローチを効果的に組み込んでいくか、これからの制度設計でより重要になってきていると思います。そのあたりは、厚労省も動き始めていることは確かで、川西オンブズは20年たって、いわば先駆けてきたわけですから、その役割は非常に大きいと思います。

**吉川：**川西オンブズはこれからなお大きな役割を担っているという話をいただきましたが、これを受けて、最後に現オンブズにそれぞれ一言お願いします。



**堀家：**私は大学でインクルーシブ教育の研究をしまして、学校化されない子どもの姿から学校のあるべき姿を問い直すというようなことを、いまは考えています。それこそ



勉強できないとか、授業中座ってられないとか、そういうかたちで学校化されない子どものことを考えていくというのは、オンブズにも共通することかな、とあらためて思います。相談員さんが受けたいろいろな相談・調整のケースについて考え、議論していくという活動から、吉永さんがおっしゃるように「公的良心の喚起」を構想していくことが必要だという大きな問題まで、すごく考えさせられました。ありがとうございました。

**大倉：**オンブズが単なる相談機関ではなくて、「申立て」や「自己発意」によって調査をしたり制度改善を提言したりする機関であることは理念上わかってはいましたが、今日は、そこからさらに具体的なイメージ、ヒントを教えてもらったように思います。子どもの実感調査アンケートなどを見ると、子どもたちの多くはいまの生活を楽しんでいるように見えますが、それが本当は怖いと思います。私は先ほどの多問題家庭の子どもを担当しているのですが、本人は自分自身、何が何だか分かっていないというか、自分で何を求めているのか、自分が何に苦しんでいるのかが分かっていない。このケースにかぎらず、自分自身が本当に何に苦しめられているのか、何を求めているのかが分からない、そういう子どもたちが増えているような気がします。

潜在的には苦しめられているのだけれど、言葉にならないとか、相談しなければならぬ状態にあるのに、なかなかそう思えないとか、もやもやした不安みたいなものをずっと抱えたまま、それがはっきりしたかたちをとって表に出てこなくなっているように思います。では、オンブズとして自己発意調査や制度改善を具体的にどういう方向で進めていけばよいのか、どういう方向の提案をすれば、子どもたちが声を取り戻していけるのか。そのことを考えるのが今後の課題になると

思います。

**吉川：**いろいろな話を聞かせていただいて、気づけば観客の一人になって引き込まれてしまいました。オンブズ制度を愛し、子どもを愛するこれだけ多くの方々から熱い議論をいただき、あるいは厳しいご提案をいただいて、私自身、いただいたこのお話を、今後どのように展開していけばよいのか、悩みつつ、今日は勇気と元気をいただきました。皆さん、ありがとうございました。

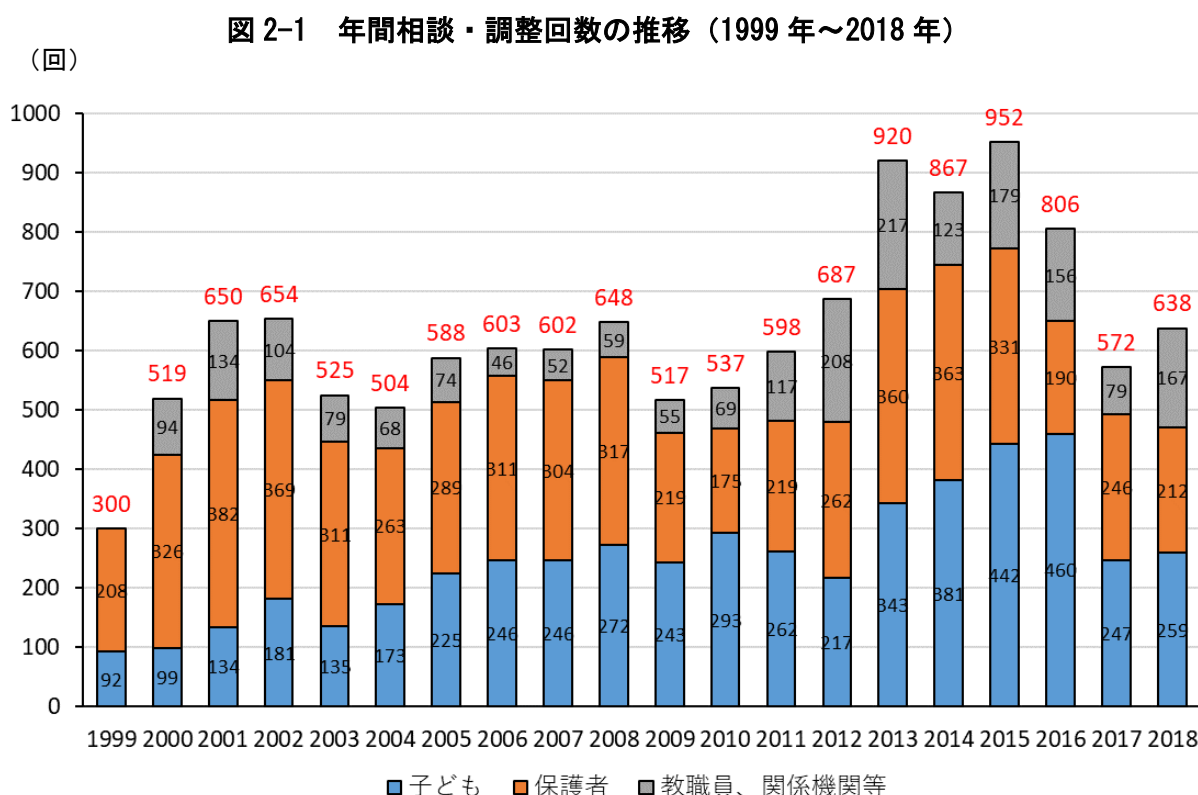


## 2 オンブズ20年の相談内容の推移

川西市子どもの人権オンブズパーソンの活動<sup>1</sup>が始まって20年になります。この間、オンブズに寄せられる相談内容はどのように変わってきたのでしょうか。20年間の年間相談・調整回数の推移と相談内容の変化をまとめました。これらからみえてくる近年の子どもをめぐる問題について考えてみたいと思います。

### 1. 年間相談・調整回数の推移

まず、年間相談・調整回数の推移（図2-1）と1ケースあたりの相談・調整回数の推移（図2-2）からみてみます<sup>2</sup>。ここには申立てや自己発意による調査の数は含まれておらず、相談・調整回数に限られています。初年度の1999年に相談・調整回数が少ないのは、相談活動が開始された6月から12月までの6ヶ月分の集計であるためです。初年度を除いた19年間の年間相談・調整回数の平均は、およそ650回です。



#### ①子どもとの相談・調整回数の増加

年間相談・調整回数の内訳の推移をみますと、年々子どもとの相談・調整回数が増加し、全体の半数近くを占めるようになりました。オンブズが始まった当初は、保護者との相談・調整回数が多かったのですが、2009年に子どもとの相談・調整回数が保護者との相談・調整

<sup>1</sup> オンブズの活動には、相談、調整、調査、広報・啓発の4つの活動がある。詳細は、第Ⅱ部第2章を参照。

<sup>2</sup> 「相談・調整回数」とは、当該子どものケースに関わった相談・調整の回数を表し、「ケース数」とは、相談の対象となった子どもの数を表す。

回数を初めて上回りました。現在も初回相談は保護者などおとなからが多いのですが、なるべく当事者である子どもに会って話を聞くようにしています。子ども主体の問題解決を目指すオンブズ活動の成果のひとつが、こうした推移にも表れています。

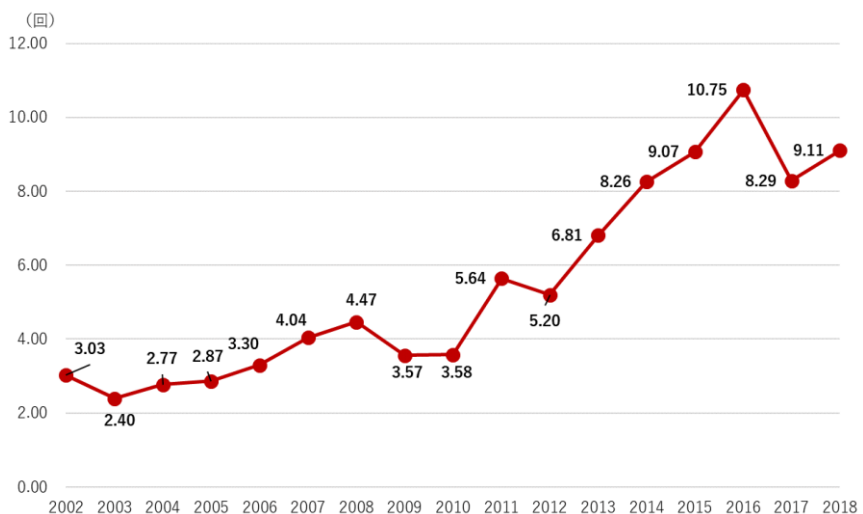
## ②1 ケースあたりの相談・調整回数の増加

1 ケースあたりの相談・調整回数の推移をみますと、増加傾向にあり、問題解決に至るまでに長期的な関わりを必要とするケースが目立つようになりました。ケースによっては1回で終わることもあります。多いものでは年間100回をこえる相談・調整活動を行っているケースもあります。

オンブズ開始当初

は、匿名等の電話が多く、1回限りの相談がかなりの割合を占めていました。こうした背景には、オンブズに社会的な注目が集まっていたことや、子どもの相談機関が他にあまりなかったということ等が考えられます。近年は匿名による1回限りの電話は少なくなっており、継続相談に移行するケースが多くなっています。

図 2-2 1 ケースあたりの相談・調整回数の推移（2002 年～2018 年）



1 ケースあたりの相談・調整回数が増加している原因には、「家庭生活・家族関係」に関する相談に対して、長期にわたり、学校だけでなく複数の関係機関と連携しながら調整活動を行うケースが目立つようになったことがあります。今後も、複数の機関と連携しながら、子どもや家庭にじっくりとかかわる相談・調整活動が求められています。

## 2. 相談内容の変化

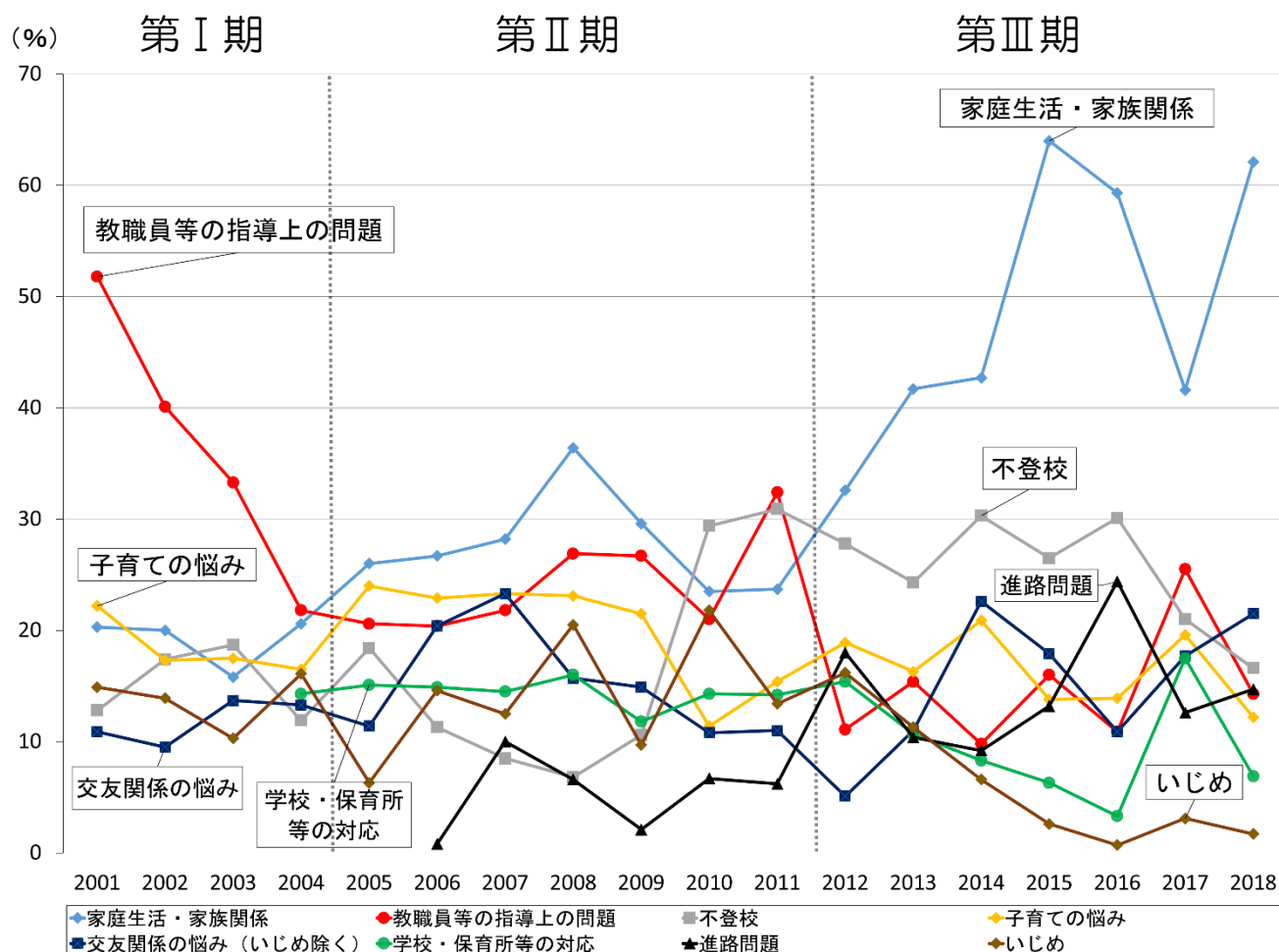
相談内容の分類は、20 年の間に何度か改定され、現在は 22 項目です（p.52 図 3-6 の項目を参照）。そのうち、過去 18 年間に相談内容の上位 5 位に入った項目は、「家庭生活・家族関係」・「教職員等の指導上の問題」・「不登校」・「子育ての悩み」・「交友関係の悩み」・「学校・保育所等の対応」・「進路問題」・「いじめ」の 8 項目です。図 2-3 は、この 8 項目を取り上げ、相談内容の年間相談・調整回数に占める割合の経年変化を表したグラフで、相談内容がどのように変化してきたかを示しています。

### ①近年の傾向

近年の傾向として挙げられるのは、「家庭生活・家族関係」「不登校」「進路問題」の相談が増加していることです。中でも、「家庭生活・家族関係」が他の相談内容より抜きんでて多く、増加傾向にあることが特徴です。次いで多いのが「不登校」や「進路問題」です。一方で、減

少傾向にあるのが、「いじめ」「教職員等の指導上の問題」「学校・保育所等の対応」です。特に「いじめ」については、この数年は割合が一桁台です。また、毎年一定の割合で相談内容に挙げられているのが、「子育ての悩み」と「交友関係の悩み」です。

図 2-3 相談内容の年間相談・調整回数に占める割合の推移（2001 年～2018 年）



(注 1) 相談者の「主たる訴え」及び「副次的訴え」として挙げられた相談内容をカウントして、合算している。  
 (注 2) 2003 年まで「学校・保育所等の対応の問題」の項目はなく、2004 年に新たに追加された。  
 (注 3) 2005 年まで「進路問題」の項目はなく、2006 年に新たに追加された。  
 (注 4) 「教職員等の指導上の問題」には、「教職員等の暴力」「教職員等の暴言や威嚇」「セクハラ」も含めている。

## ②時期ごとに特徴的な相談内容

図 2-3 では、オンブズ 20 年の活動を、第Ⅰ期（1999 年～2004 年）、第Ⅱ期（2005 年～2011 年）、第Ⅲ期（2012 年～）の 3 つの時期に分けて示しています。それぞれの時期に特徴的な相談内容と当時の社会背景についてみていきたいと思います。

第Ⅰ期は 1999 年から 2004 年までで、「教職員等の指導上の問題」の相談が非常に多かった時期です。開始当時は、体罰や学級崩壊などが社会問題化していました。

第Ⅱ期は 2005 年から 2011 年までで、「教職員等の指導上の問題」と「家庭生活・家族関係」がほぼ同じ割合で高く、次いで「いじめ」と「不登校」の相談が多くあった時期です。こ

の頃の社会状況としては、大津市中学生自死事件（2011 年）に象徴されるように、いじめに対して社会的な注目が集まっていました。また、次の第Ⅲ期にさしかかるところで、桜宮高校生自死事件（2012 年）や川西市においても高校生自死事件（2012 年）等が起きました。いじめや体罰に起因する重大事態に社会的関心が高まる中で、2013 年に、いじめ防止対策推進法が制定・施行されました。各自治体はいじめ防止基本方針を策定することが義務づけられ、いじめは学校が組織的に取り組むべき課題に位置づけられるようになりました。また、体罰禁止についても文部科学省から通知が出され（2013 年）、体罰にかかわる実態把握の調査も進められました。

第Ⅲ期は 2012 年から現在に至るまでです。「家庭生活・家族関係」に関する相談が際立って多く、次に「不登校」が続きます。「進路問題」も増加しています。一方で、第Ⅱ期に多くみられた、「教職員等の指導上の問題」や「いじめ」の相談は減少しています。この時期には、家庭生活・家族関係において、複雑で深刻な問題のあるケースが目立つようになりました。また、不登校によって選択肢が狭められた結果として、それが進路の問題となって表れるケースや、義務教育修了後の子どもにかかわるケースなど、複数の問題が複雑に絡まり合うケースが増えています。

### 3. 近年の相談内容からみえてくる子どもをめぐる問題

オンブズへの相談内容からみえてくる子どもをめぐる問題を考えたいと思います。

近年、「いじめ」の相談内容が減少傾向にあります。2013 年にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめへの対処や防止に学校が組織的に取り組んでいくことが法的に規定されました。オンブズへのいじめに関する相談が減っている背景には、学校がこれまで以上にいじめの問題に取り組むようになったことがあると考えられます。しかしながら、オンブズに持ち込まれるケースの中には、いじめ事案発生時に初期対応が不十分であったため事態がこじれてしまったケースや、子どものいじめの訴えに対して学校が組織的な動きをしていなかったと思われるケース等がありました。こうしたケースの個別救済に当たる中で、学校教育現場においてより実効的ないじめ防止基本方針の策定や組織づくりが必要なのではないかと考えるに至り、2018 年、オンブズパーソンは、川西市教育委員会及び各学校において、より実効的ないじめ防止等の対策が行われることを願い、提言（第Ⅱ部第 1 章「いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言」を参照）を行いました。

「いじめ」の相談が減っている一方で、「不登校」の相談は、近年も一定の割合を占めています。学校がすべての子どもにとって安心して過ごせる場になっておらず、身近に相談できる人のいない子どもたちが学校から遠ざかって孤立感や無力感を抱いているのではないかとすることが危惧されます。不登校は、ひとつの要因だけでなく、さまざまな問題が複雑に絡まってあらわれる現象だと考えられます。中でも、家庭生活や家族関係に困難を抱えている子どもたちが、学校にも家庭にも居場所を見出せないまま、悩みを内に閉じてしまうケースが少なくありません。オンブズがかかわることのできたケースはほんの一部で、不登校状態の中で声を出せずにいる子どもが他にも多くいるのではないかとすることが懸念されます。

近年の相談内容で顕著に増えているのが、「家庭生活・家族関係」です。この背景には、子どもの貧困が叫ばれているように、経済的な格差にくわえて、家庭の子育て・養育環境の格差がますます広がっていることがあるように考えられます。ここ数年、オンブズでは家庭の生活基盤が脆弱な子どものケースにもかかわってきましたが、子ども自らが問題を認識し、

解決イメージをもつのは困難で、学校だけでなく行政機関や民間の福祉機関等と連携しながら、長期にわたって子どもと家庭を支援していくことが求められています。また、親子間のコミュニケーションが十分でないために、子どもと保護者それぞれにおいて困難を抱えているケースも少なくありません。

以上のことから浮かび上がってくるのは、学校にも家庭にも居場所を見出せず、じっくりと話を聞いてもらえる機会がないまま、問題をひとり抱え込んでしまっている子どもたちの姿です。おとなが子どもの声にじっくり向き合うゆとりをもてなくなって、子どもとの関わりに困難を感じ、問題の対処に窮してしまう姿もみられます。その背後には、子育て世代の親たちの多くが余裕をもちにくくなっている社会的状況がうかがわれます。

#### 4. これからのオンブズの役割

オンブズでは、この 20 年間、「子どもの最善の利益」を確保するという観点から、子どもの人権の擁護・救済に努めてきました。この間、川西市内の子どものオンブズパーソンに対する認知度は高まり、小学校 5 年生の 81%、中学校 3 年生の 73%がオンブズパーソンを知っていると答えています（2017 年度「子どもの権利条約にもとづく実感調査」）。しかしながら、上記でみたように、問題を抱えた子どもが学校にも家庭にも居場所がなく、孤立し、声をあげられずにいることが懸念されます。こうした子どもたちの声なき SOS にどのようにアプローチしていけるか、また、子どもたちにどうしたら声を取り戻させることができるかは、大きな課題であるといえます。

第三者機関であるオンブズとしては、従来通り、「子どもの最善の利益」という視点を軸にすえてすべてのケースに接し、子どもたちの SOS を受け止め、子どもたちをエンパワメントするよう取り組んでいく必要があります。また、子どもたちの抱える問題が表面的に見えづらくなっているからこそ、こうした個別救済の過程でみえてきた社会的課題に対して意見を表明し、制度改善につなげていくというオンブズの役割が、ますます重要になってくると考えられます。特に近年、家庭支援を伴う深刻なケースにおいて、行政サービスの受け皿からこぼれてしまう、制度と制度の狭間で苦しむ子どもたちの存在がみうけられます。専門分野（教育・福祉・保健・医療等）を超えた連携を可能にする枠組みを模索し、必要な人に必要なサービスが提供され、子どもたちの人権が十分に保障されるような制度改善へとつなげていくことが求められています。



### 3 オンブズ20年の調査と提言

オンブズパーソンは、これまで子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するため、様々な調査と提言をおこなってきました。この20年間におこなった調査と提言は、次の通りです。

表 3-1 申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧（1999. 6～2018. 12）

| No. | 案件番号         | 申立て事項・独自入手情報                                                        | 条例上の対処(実施対象の関係機関等)                                                                                                                                                  | 公開／非公開 |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 1999年申立て第1号  | 法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題                                             | 99.12 結果通知(市青少年センター)<br>99.12 結果通知(市福祉事務所)                                                                                                                          | 公開     |
| 2   | 1999年申立て第2号  | 関係機関がかかわった結果の親子分離先が子どもにとって不適当・不利益であるとする問題                           | 00.05 意見表明(市教育委員会)<br>00.08 意見表明(市福祉事務所)                                                                                                                            | 公開     |
| 3   | 1999年申立て第3号  | 担任の指導における暴言等の問題                                                     | 調査不実施・調整実施                                                                                                                                                          | —      |
| 4   | 1999年自己発意第1号 | 保育所での子どもの感染症予防問題                                                    | 99.09 是正等申入れ(市福祉事務所)<br>99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)                                                                                                                        | 公開     |
| 5   | 1999年申立て第4号  | 部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の市教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望         | 02.02 結果通知(市教育委員会)                                                                                                                                                  | 公開     |
| 6   | 2000年申立て第1号  | 部活動中の生徒の事故死(熱中症による死亡)の原因究明・再発防止策の確立等に関する問題                          | 00.07 勧告・意見表明(市教育委員会)<br>00.07 結果通知(市長)<br>00.07 結果通知(当該学校)                                                                                                         | 公開     |
| 7   | 2000年申立て第2号  | DVからの子ども救済とそれに伴う就学保障問題                                              | 01.10 結果通知(市教育委員会)                                                                                                                                                  | 非公開    |
| 8   | 2000年自己発意第1号 | 子どもの転校受け入れに際する学校の対応の問題                                              | 00.11 勧告(市教育委員会)<br>00.11 勧告(当該学校)<br>02.12 調査打ち切り                                                                                                                  | 非公開    |
| 9   | 2000年申立て第3号  | 小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や学校の対応における問題                            | 02.03 意見表明(市教育委員会)                                                                                                                                                  | 公開     |
| 10  | 2001年申立て第1号  | 教員による体罰等と学校の事後対応の問題                                                 | 01.04 是正等申入れ(当該学校)<br>01.07 意見表明(市教育委員会)<br>01.07 結果通知(市長)                                                                                                          | 公開     |
| 11  | 2001年申立て第2号  | 学校内での子ども同士の関係と学校の対応上(いじめ再発防止等)の問題                                   | 01.08 是正等申入れ(市教育委員会)<br>02.12 調査打ち切り                                                                                                                                | 非公開    |
| 12  | 2001年自己発意第1号 | 学級崩壊に関する問題                                                          | 02.03 第3年次報告書第3章で報告<br>02.12 調査打ち切り                                                                                                                                 | 公開     |
| 13  | 2002年申立て第1号  | 高校転学申込みに際する対応等の問題                                                   | 02.08 調査打ち切り                                                                                                                                                        | 非公開    |
| 14  | 2002年申立て第2号  | 子どもの福祉の措置を講じる際の関係機関の説明責任及び子どもの意見表明不尊重問題                             | 03.03 結果通知(市教育委員会)<br>03.03 結果通知(当該学校)<br>03.03 結果通知(市保健福祉部)                                                                                                        | 公開     |
| 15  | 2002年申立て第3号  | 不登校の子どもに対する学校対応と公的支援に関する問題                                          | 調査不実施・調整実施                                                                                                                                                          | —      |
| 16  | 2002年申立て第4号  | 同上                                                                  | 調査不実施・調整実施                                                                                                                                                          | —      |
| 17  | 2002年申立て第5号  | 同上                                                                  | 調査不実施・調整実施                                                                                                                                                          | —      |
| 18  | 2002年申立て第6号  | 民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題 | 02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処                                                                                                                                              | 公開     |
| 19  | 2002年自己発意第1号 | 自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題及び学校の対応等の問題                               | 02.08 勧告(市教育委員会)<br>02.09 公表(市政記者クラブ)                                                                                                                               | 公開     |
| 20  | 2002年申立て第7号  | 校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題                                        | 調査不実施・調整実施                                                                                                                                                          | —      |
| 21  | 2002年申立て第8号  | 民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題 | 02.09 要望(当該施設)<br>02.11 意見表明(市保健福祉部)<br>02.11 結果通知(県民生活部)<br>02.11 公表(市政記者クラブ)<br>03.03 要望(当該施設設置者)<br>03.03 意見表明(市保健福祉部)<br>03.03 公表(市政記者クラブ)<br>03.04 結果通知(県民生活部) | 公開     |
| 22  | 2002年自己発意第2号 | 中学校における頭髮黒染め指導での健康被害問題                                              | 02.10 意見表明(市教育委員会)<br>02.11 公表(市政記者クラブ)                                                                                                                             | 公開     |
| 23  | 2003年申立て第1号  | いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の対応の問題                                      | 03.11 意見表明(市教育委員会)                                                                                                                                                  | 公開     |

|    |              |                                                                                          |                                                                                                                |     |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 24 | 2003年申立て第2号  | 校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題                                                             | 04.10 是正等申入れ(市教育委員会)<br>04.10 結果通知(当該学校)                                                                       | 公開  |
| 25 | 2003年申立て第3号  | 区域外通学の申請手続きにおける市教育委員会の対応の問題                                                              | 03.11 対処の必要が認められず調査終結                                                                                          | —   |
| 26 | 2003年申立て第4号  | 子ども間で起こった事件への事後対応及びその後の子どもの不登校への学校の対応に関する問題                                              | 調査不実施・別件処理                                                                                                     | —   |
| 27 | 2003年申立て第5号  | 生徒指導に関する問題                                                                               | 調査不実施・調整実施                                                                                                     | —   |
| 28 | 2003年申立て第6号  | 教員の体罰等と学校の事後対応の問題                                                                        | 03.09 意見表明(市教育委員会)<br>03.09 結果通知(当該学校)                                                                         | 公開  |
| 29 | 2003年自己発意第1号 | 子ども間で起こった事件を端緒とした保護者間及び保護者と学校間の対立及び子どもの不登校への対応に関する問題                                     | 03.07 意見表明(市教育委員会)<br>03.07 改善等申入れ(当該学校)<br>03.08 要望(当該保護者)<br>03.09 結果通知(当該保護者)                               | 非公開 |
| 30 | 2003年申立て第7号  | いじめに対する学校の対応に関する問題                                                                       | 調査不実施                                                                                                          | —   |
| 31 | 2004年申立て第1号  | 生徒指導における子どもの意見不尊重問題                                                                      | 04.06 結果通知(当該学校)<br>04.06 結果通知(市教育委員会)                                                                         | 非公開 |
| 32 | 2004年自己発意第1号 | 法律的な問題も含んだ子どもの人権侵害の疑い                                                                    | 05.06 結果通知(市教育委員会)                                                                                             | 非公開 |
| 33 | 2004年申立て第2号  | いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する学校の対応に関する問題                                                     | 04.12 結果通知(当該学校)<br>04.12 結果通知(市教育委員会)                                                                         | 公開  |
| 34 | 2004年申立て第3号  | いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題及び子どもの不登校                                                       | 05.06 意見表明(当該学校)<br>05.09 意見表明(市教育委員会)                                                                         | 公開  |
| 35 | 2005年申立て第1号  | 教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題                                                    | 05.08 勧告(市教育委員会)<br>05.08 勧告(当該学校)                                                                             | 公開  |
| 36 | 2005年申立て第2号  | 子どものいじめ被害と精神的苦痛への学校・市教育委員会の対応の問題                                                         | 06.03 調査打ち切り                                                                                                   | —   |
| 37 | 2006年申立て第1号  | 生徒指導における子どもの意見不尊重問題                                                                      | 調査不実施・調整実施                                                                                                     | —   |
| 38 | 2006年申立て第2号  | 子ども間の暴力に対する学校の対応の問題                                                                      | 06.07 調査打ち切り                                                                                                   | —   |
| 39 | 2007年申立て第1号  | 高校受験における志願変更申請への学校の対応とその後の進路指導に関する問題                                                     | 07.11 意見表明(市教育委員会)<br>07.11 改善等申入れ(当該学校)                                                                       | 公開  |
| 40 | 2007年申立て第2号  | 教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題                                                    | 08.03 是正等申入れ(当該学校)<br>08.04 意見表明(市教育委員会)<br>08.08 結果通知(当該学校)<br>08.09 結果通知(市教育委員会)                             | 公開  |
| 41 | 2008年申立て第1号  | 小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題                                                              | 08.12 意見表明(市教育委員会)<br>08.12 結果通知(当該学校)                                                                         | 公開  |
| 42 | 2008年申立て第2号  | 子ども・保護者と学校の間のトラブルに関する問題                                                                  | 調査不実施                                                                                                          | —   |
| 43 | 2008年申立て第3号  | いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題                                                                | 09.04 結果通知(市教育委員会)<br>09.04 結果通知(当該学校)                                                                         | 公開  |
| 44 | 2009年申立て第1号  | いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題                                                                | 09.06 調査打ち切り                                                                                                   | —   |
| 45 | 2010年申立て第1号  | 子どもへの指導及びその後の子どもの不登校に対する学校の対応に関する問題                                                      | 10.08 調査打ち切り                                                                                                   | —   |
| 46 | 2010年申立て第2号  | 学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応及びその後の子どもの登校困難への対応に関する問題                                            | 11.03 結果通知(市教育委員会)<br>11.03 結果通知(当該学校)                                                                         | 公開  |
| 47 | 2011年申立て第1号  | 学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応及び小中連携の困難に関する問題                                                 | 12.03 意見表明(市教育委員会)                                                                                             | 公開  |
| 48 | 2011年申立て第2号  | 中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題                                                                  | 12.05 結果通知(市教育委員会)<br>12.05 結果通知(当該学校)                                                                         | 公開  |
| 49 | 2012年申立て第1号  | 中学校での生徒指導のあり方に関する問題                                                                      | 12.11 調査打ち切り                                                                                                   | —   |
| 50 | 2012年申立て第2号  | 市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題                                  | 13.03 是正等要望(当該学校)<br>13.03 結果通知(県教育委員会)<br>13.03 条例第20条に基づく報告(市長)<br>13.03 案件処理通知(市教育委員会)<br>13.03 公表(市政記者クラブ) | 公開  |
|    |              | 上記問題をふまえた市としての再発防止策に関する提言『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言 一子どもの声を受けとめ、希望を語れる社会をつくるために—』 | 13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市長・市子ども家庭部)<br>13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市教育委員会)<br>13.11 公表(市政記者クラブ)                          | 公開  |
|    |              |                                                                                          |                                                                                                                |     |
|    |              |                                                                                          |                                                                                                                |     |
| 51 | 2013年申立て第1号  | 学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する問題                                                        | 調査不実施・調整実施                                                                                                     | —   |
| 52 | 2014年自己発意第1号 | 『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題                                         | 14.12 意見表明(市教育委員会)<br>15.09 意見表明(市教育委員会)                                                                       | 公開  |
| 53 | 2016年自己発意第1号 | 市内私立保育所で生じた問題に対する保育所の苦情解決制度の運用に関する問題                                                     | 17.06 意見表明(市教育委員会)<br>17.09 公表(市政記者クラブ)                                                                        | 公開  |

(注)「公開」は、条例上の対処に関する文書を、年次報告書への掲載ないしはオンブズパーソンが必要と認める方法により公表したもの（部分公開も含む）。

## ■ 申立て調査案件の処理概要（調査不実施・調査打ち切り・非公開は除く）

※以下の No. は、表 3-1（p.21、22）の No. と対応しています。

### No.1 1999 年申立て第 1 号（法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題）

施設入所中の子どもと広義の家族との十分な面接交渉の機会を確保するための援助方策をとることなどの要望を行った。

### No.2 1999 年申立て第 2 号（関係機関がかかわった結果の親子分離先が

子どもにとって不適當・不利益であるとする問題）

子どもの養育に課題を抱えている家族への支援ないし対応として、親子分離が必要と判断され、子どもを精神病院に入院させたケースにつき、当該手続は適切ではなく、かつ、子どもの意見が十分に聴取されていないことなどの意見表明を行った。

### No.5 1999 年申立て第 4 号（部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の

市教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望）

体罰の根絶に向けたさらなる取り組みをすることの注意を促す結果通知を行った。

### No.6 2000 年申立て第 1 号（部活動中の生徒の事故死（熱中症による死亡）の原因究明

・再発防止策の確立等に関する問題）

中学 1 年生が部活動中の熱中症により死亡した事故につき、原因究明の取り組みとその結果を遺族に速やかに報告すること、及び再発防止のための対策を早急に講じることなどを求める勧告・意見表明を行った。

### No.9 2000 年申立て第 3 号（小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や

学校の対応における問題）

小学 3 年生が学校外で水死した事故を契機として、地域での子どもの居場所づくりについて、より積極的かつ効果的な施策の実施・推進を図ることなどを求める意見表明を行った。

### No.10 2001 年申立て第 1 号（教員による体罰等と学校の事後対応の問題）

小学 5 年生が登校できていない現状の主たる要因が教員の暴力その他当該小学校の対応によるものと考えられることから、小学 6 年生となる 4 月以降当該児童が安心して登校できるよう必要な是正や改善を図ることなどの申入れを行った。

### No.14 2002 年申立て第 2 号（子どもの福祉的措置を講じる際の関係機関の説明責任

及び 子どもの意見表明不尊重問題）

中学 2 年生に対する福祉的措置がとられるまでの過程において、子どもの意見表明と参加の権利が十分に尊重されていなかったとする結果通知を行った。

**No.18 2002 年申立て第 6 号 及び No.21 2002 年申立て第 8 号**

**(民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題)**

民間認可保育所において、子どもへの虐待の疑いや不適切な保育がなされているとの指摘に対し、保育所として説明責任・苦情解決責任を果たすこと、及び理事長による保育内容への介入が起きないよう対処することなどを当該保育所に求める要望等を行った。

**No.23 2003 年申立て第 1 号 (いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の**

**対応の問題)**

子どものいじめ被害の訴えに対して、担任が十分に共感的な理解を示さなかったケースについて、被害児童の認識・感情を考慮した視点を持ち、子どもの権利条約第 12 条に定められた「子どもの意見の尊重」が具体的に実践されるよう、教育委員会に対して指導助言その他の対応を求める意見表明を行った。

**No.24 2003 年申立て第 2 号(校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題)**

制服にかかわる校則指導として、子どもが別室での指導を受けさせられたり、始業式への出席を拒まれたりしたケースについて、子どもに対して高圧的に校則を押し付けるのではなく、子どもとの対話的關係によって、子ども自ら指導の中身を引き受け、理解できるような形での指導を行っていくよう、教育委員会に対して是正等申入れを行った。

**No.28 2003 年申立て第 6 号(教員の体罰等と学校の事後対応の問題)**

子どもが授業中に腹痛を訴えたものの、教員がこれを信じず、体罰とみなしうる行き過ぎた指導を行ったケースについて、体罰の防止のためのより積極的な取り組みを行うとともに、当該の子どもおよび保護者に対する説明責任を果たすべく努めるよう、教育委員会に対して意見表明を行った。

**No.33 2004 年申立て第 2 号(いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する**

**学校の対応に関する問題)**

子どものいじめ被害について学校に相談した保護者が、学校からの説明および再発防止策に不信感を抱いたケースについて、学校側の取り組みを一定評価しつつ、特に初期対応において子どもの苦しみや保護者の不安を受け止める姿勢が弱かった点があったという調査結果の通知を行った。

**No.34 2004 年申立て第 3 号(いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題**

**及び 子どもの不登校)**

子どものいじめ被害の訴えに対して、担任がいじめであることを認識できずに、子どもが不登校になったケースについて、教育委員会に対しては「川西市いじめ防止ガイドライン」の作成など、また当該学校に対しては担任へのサポート体制の充実など、より具体的ないじ

め防止策を講じるよう求める意見表明を行った。

**No.35 2005 年申立て第 1 号(教員による体罰及び校則違反を理由として行われた**

**生徒指導のあり方に関する問題)**

生徒指導にかかわって教員による体罰や、懲罰的な意味合いを持つともみなされうる別室指導が行われ、子どもが長期欠席となっているケースについて、体罰の再発防止や子どもの学習保障のための措置、子どもの意見に丁寧に耳を傾けることを求める勧告を、教育委員会および当該学校に対して行った。

**No.39 2007 年申立て第 1 号(高校受験における志願変更申請への学校の対応と**

**その後の進路指導に関する問題)**

公立高校受験に際して、子どもが志望校の志願変更を申し出たにもかかわらず、教員がそれを拒否したケースについて調査を行い、当該学校において志願変更制度の趣旨から逸脱した運用がなされていること、子どもや保護者の要望に十分に耳を傾けなかったことを指摘し、再発防止等の取り組みをするよう、教育委員会に対して意見表明を、当該学校に対して改善等申入れを行った。

**No.40 2007 年申立て第 2 号(教員による体罰及び校則違反を理由として行われた**

**生徒指導のあり方に関する問題)**

中学 3 年生に行われた頭髪指導のあり方について再検討するようにまず当該学校に是正等申入れを行い、そのあと子どもの人権を十分に考慮した生徒指導をする旨、また市教育長通知のさらなる周知徹底（指導の際に使用禁止のスプレーが用いられており、そのことが教育長通知に違背する可能性あり）を図る旨等について教育委員会に意見表明、当該学校に結果通知を行った。

**No.41 2008 年申立て第 1 号(小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題)**

市内の学校給食について、アレルギー対応の充実に向けた市の主体的な取り組みを求めて教育委員会に意見表明、当該学校に結果通知を行った。

**No.43 2008 年申立て第 3 号(いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題)**

いじめによる心的苦痛を訴える子どもが少しでも安心して学校に居られるような状況作りに一層努力すること、また、オンブズとのさらなる連携を行うことを求める結果通知を、教育委員会及び当該学校に行った。

**No.46 2010 年申立て第 2 号(学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応**

**及び その後の子どもの登校困難への対応に関する問題)**

学校における子どもへの指導が子どもの意見表明権を十分に保障したものとなること、すなわち対話的な解決を促進するような制度設計を求める結果通知を行った。

**No.47 2011 年申立て第 1 号(学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応**

**及び 小中連携の困難に関する問題)**

小学校で起こった子ども同士のトラブルについて、対症的な対応だけでなく両者が安心して育ち合える環境づくりに努力することや、問題解決への十分な対応が可能になるような関係機関の連携を求める意見表明を行った。

**No.48 2011 年申立て第 2 号(中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題)**

中学 2 年生への生徒指導から、子どもと教師の信頼関係の構築を前提とした生徒指導が行われる必要があることや、コミュニケーションを基盤とした指導がよりいっそう求められる旨の結果通知を行った。

**No.50 2012 年申立て第 2 号**

**(市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、**

**生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題)**

市内県立高校生の自殺に関わって、いじめや自殺予防に取り組むための指導指針の策定や運用基準の作成等の是正等要望を当該学校に行い、県教委に対して結果通知を行った。

さらに、再発防止に関する「市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言」を行った(「提言」の概要 2013 年 市長及び教育長あて提言 (p.29) を参照)。

## **自己発意調査案件の処理概要 (非公開は除く)**

**No.4 1999 年 自己発意第 1 号(保育所での子どもの感染症予防問題)**

保育所入所決定後に当該子どもが感染キャリアであることが判明したケースにつき、当該保育所の人権保育の一層の充実を期すること及び抜本的な感染症予防対策を早急に講じることなどの是正申入れを行った。

**No.12 2001 年 自己発意第 1 号(学級崩壊に関する問題)**

いわゆる学級崩壊状況が生じているとの相談に対し、調査に入ったものの、相談者・学校双方からの要望により調整活動に移行し、その活動により改善がみられたことから調査は打ち切った。ただし、本件取り組み及び学級崩壊についての見解をまとめ、市長への報告と市民への公表を行った。

**No.19 2002 年 自己発意第 1 号(自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題**

**及び学校の対応等の問題)**

自然学校における指導補助員による男子児童への入浴指導が深刻な人権侵害を招いたケースにつき、人権侵害を受けた児童へのケア、並びに、原因等の究明及び再発防止策の確立に関する取り組み等を求めて教育委員会に勧告を行った。



#### No.22 2002 年 自己発意第2号(中学校における頭髮黒染め指導での健康被害問題)

中学校女子生徒に対し、校則違反を理由に教諭が市販の染色剤で頭髮を黒く染めたところ、皮膚炎を発症したケースにつき、頭髮指導について市内の実態調査及び再発防止に向けての対処を求める意見表明を行った。

#### No.52 2014 年 自己発意第1号 (『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』

##### 運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題)

2009 年に設けられた食物アレルギー対応マニュアルの運用が硬直化していると考えられることに対し、マニュアルの柔軟かつ積極的な運用等を求める意見表明を行った。

#### No.53 2016 年 自己発意第1号(市内私立保育所で生じた問題に対する

##### 保育所の苦情解決制度の運用に関する問題)

ある私立保育所において苦情解決制度が形骸化していると考えられるケースが存したことから、市内全ての私立保育所等において同制度が整備され、制度の趣旨に沿った運用がなされるよう指導することを求める意見表明を行った。

## 「提言」の概要 (オンブズパーソン条例第6条第3号の規定に基づく)

### 1999 年 オンブズ・レポートにおける提言

#### 提言1：地域での子ども家庭支援の推進に向けて

- (1) 「エンゼルプラン川西」を着実に具体化していく。
- (2) 子ども家庭支援で市長部局と教育委員会がいっそうの連携・協同をしていく。
- (3) 児童虐待を防止するネットワークの構築をしていく。
- (4) 子育てアドバイザーや子育てボランティアの育成をはかる。

#### 提言2：子どもの意見表明や参加・参画を大切にする人権文化の創造に向けて

子どもの意見表明や参加・参画の趣旨を、学校の教育活動や市の行政活動の全般にわたって広め、深めていく。

特に、子ども議会に関して次の諸点にいっそうの充実を図るよう提言する。

- (1) 現在の子ども議会の趣旨を、オンブズパーソン条例および子どもの権利条約に照らして見直し、子どもの自治活動に資するよう、より充実させることを期待する。
- (2) 子ども議員の選出方法や役割、その活動内容等について、子ども自身が十分理解できるように要綱等を整備し、子ども議員選出の選挙等を通してすべての小中学生が積極的に子ども議会に参加し、これを活用できるような充実を期待する。
- (3) これまでの子ども議会の成果を基礎に、校則等の問題を含め子どもの实际生活に根ざした諸課題について、子ども議会が主体的な話し合いを行い、それに基づく一定自律的な決定を子ども議会自らが相応に行うことができるような、関係機関の工夫や改善を期待する。
- (4) 以上に基づいて、おとなの適切な支援により子どもの意見表明や参加・参画が促

進され、それが本市の施策や日々の取り組みによりいっそう反映されるように期待する。

### 提言3:川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の普及を図るために

#### 市の機関に期待する取り組み

- (1) 本条例の制定経過に見られるオンブズパーソン制度の本質について意味を共有し、さらに深められることを期待する。
- (2) 本条例の趣旨と精神が、本市のすべての機関にさらに浸透し、その確かな認識に基づく本市自治体独自の取り組みが、いっそう推進されることを期待する。
- (3) 本市の機関とオンブズパーソンが相互の役割と立場を尊重しあい、ともに本条例の目的達成のために尽力していくことを期待する。

## 2001 年 市長・教育長あて提言

### 地域での子ども家庭支援の一層の推進に向けて

#### 提言 1:子育て・子育て支援策の基本的な考え方

- (1) 子どものニーズの的確な把握と優先的な対応をはかる。
- (2) 子どもの参加と参画を支援する積極的な公的社会的かかわりをする。
- (3) 市民参加による子育て・子育て支援をする。
- (4) すべての子ども・すべての子育て家庭を視野に入れた施策とする。
- (5) 既存施設等の有効活用をはかる。

#### 提言 2:子育て・子育て支援策のうち差し迫って必要と思われる施策

- (1) 子どもの居場所・人間関係づくりの場となる児童館および児童育成施設の充実
- (2) 小学校の保健室補助員配置の充実
- (3) 子どもの意見表明・参加の場として「子ども議会」の一層の充実

## 2002 年 オンブズ・レポートにおける提言

### 提言 1:川西市「児童育成計画」に寄せる期待と提言

- (1) 「児童育成計画」で求められる権利擁護システムづくりを具体化する。  
特に、就学前児保育での権利擁護に向けて、利用者の相談や苦情解決、施設等へのモニタリングや第三者評価、さらに子ども・保護者の代弁等について体系的に位置づけられ実現されることを期待する。
- (2) 「児童育成計画」で期待される子どもの居場所づくりを行う。
- (3) 「児童育成計画」で掲げられた「子どもの参加・参画」を具体化する。
- (4) 密接不可分な関係にある子どもの「居場所」と「参加」に取り組む。
- (5) 子どもたちに「居場所」と「相互関係」が必要である。

### 提言 2:川西市での「不登校」をめぐる現状からの問題提起

- (1) 「不登校」にかかわりうる公的資源の情報について、学校からの的確に保護者に伝える。
- (2) 各校における基本的な考え方や具体的な取り組みの実態を教育委員会として改め

て把握し、「不登校」問題に関する基本方針と具体策を確立していく。

- (3) 「不登校」問題にかかわる事例研究について、教育委員会と学校その他の機関とでこれを積極的に推進する。

**提言 3：「落ち着きがない」とみられがちな子どもの教育と医療をめぐる**

ある診断名をつけることによって、または診断名にこだわりすぎることによって、かえって子どもとその身近にいるおとなたちとの間で、決定的なすれ違いをきたしてしまうことが少なくない。大切なことは、子どもの置かれている現状への理解と認識である。

**提言 4：子ども議会に関する 1999 年次提言のその後**

- (1) 事前協議会とともに事後にも協議会をもって振り返りのための意見表明と参加の機会を設けたり、また子どもたちの編集委員や広報委員などの事後活動を豊かにして、子ども議会の意味と成果を子ども議員が相互に共有しあえるようにしていく。
- (2) 子どもの意見表明と参加を大切にする子ども議会の意味を、子どもたち全体の日常生活により具体的に生かしていく。

**2008 年 教育委員会あて提言**

**教職員に対する児童虐待防止に関する研修制度の充実に向けて**

- (1) 児童虐待に関する研修制度の充実について
- 機関連携を密にし、万全な対応を図るためにも、関係機関が互いの役割を理解すること、また児童虐待に関する基礎知識を理解することが重要である。
- (2) 研修制度の充実に関する方向性について
- 対象は全教職員とし、具体的な事案においてスムーズな連携ができるよう、実践的な知識の習得を目的とすること。また、子どもが虐待されている兆候を発見するスキルや、社会的援助の資源に繋ぐようなソーシャルワーク的発想方法、子どもとの関係づくりと教師集団の役割分担の在り方などを研修内容に含むこと。以上を研修体制に盛り込むことを期待する。

**2013 年 市長及び教育長あて提言**

**市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言**

- (1) 子どもの置かれた状況を具体的かつ総合的に把握し、子どもが SOS を発しやすくなるための条件整備をさらに推進すること。
- (2) 学校・地域等における諸活動や子ども施策のための実態把握・立案・実施において、子どもの表明した意見を尊重し、子どもが主体的に参加できる機会を実質的に確保すること。
- (3) いじめ防止対策推進法に基づくいじめ対策の実施にあたっては、子どもの権利条約の考え方を基盤として、「子どもの最善の利益」を確保する観点からの取り組みを進めること。

## 2017 年 教育長あて提言

### 義務教育修了後の子どもへの支援体制の推進に関する提言

- (1) 義務教育段階から義務教育修了後に至るまで、切れ目のない子ども支援体制を構築するために、教育委員会の各部局が領域横断的に連携し、その具体的方策について協議の場を設けること。
- (2) 進路未定の状態のまま義務教育を終える子ども、高校進学後に中途退学する子どもの生活実態に焦点をあてて、中学校在籍時からの予防的支援のあり方、義務教育修了後の子どもが利用できる相談窓口および社会資源の確保等について検討すること。

## 2018 年 教育長あて提言

### いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言

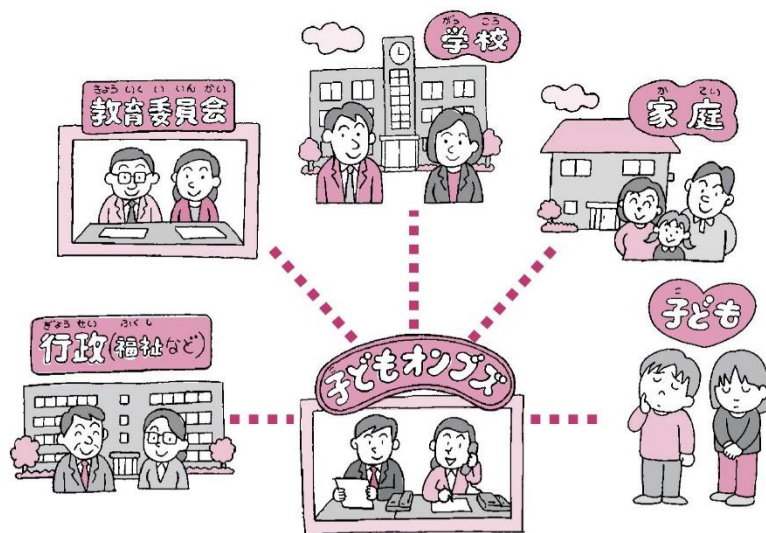
(第Ⅱ部第1章に詳細記載)

(注) 条例第6条第3号は、子どもの最善の利益を追求する観点から、子どもの人権を侵害する現状にあるか、またはその可能性がある制度等に対して、是正や改善等を関係機関に求めることができると規定している。

## 第Ⅱ部

---

### 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の 2018 年次運営に関する報告



**人と人をつなぐ第三者**





# 1 いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言

## 提言にあたって

川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という）は、制度運営開始から現在に至るまでの20年間にわたり、子どもの人権が保障される社会の実現に向けて、個別事例の救済と制度改善のための提案等を2本の柱として、さまざまな活動を行って参りました。その中でも特に、学校内外で生じるいじめにどのように対処していくのか、あるいはどのようにこれを防止していくのかということは、オンブズパーソンにとっての大きな問題意識であり続けています。

制度的には、2013年にいじめ防止対策推進法（以下「推進法」という）が施行され、文部科学省が示してきたいじめの定義がそれまで以上に広いものに改められるとともに、国、地方公共団体、学校がそれぞれ基本方針を策定し、組織的にいじめへの対処およびその防止に取り組んでいくことなどが法的に規定されるに至っています。苦しんでいる子どもをより早く発見し、事態が深刻化しないうちに関係者が一丸となって対応していくという方向性を国が明示したことは、教育現場、あるいは社会全体にとって大きな前進であったと考えられます。これらを受けて、川西市教育委員会および各学校におかれましても真摯な取り組みがなされているものと考えております。

しかし、推進法施行後も、全国的には依然として、学校側の対応が不十分であると指摘されるケースや、いじめに起因する自殺が報道されています。また、推進法の規定するいじめ防止等の対策を行う組織を設置したものの、これが十分に機能していないために、結果として、事態がより複雑化してしまったり、一人の教員だけで問題を抱え込むことにつながったりといったケースがあることも指摘されています。オンブズパーソンに持ち込まれるケースについても、今なおいじめに端を発したトラブルや不登校などの相談がありますが、その中にも事案発生時の初期対応が不十分だったために事態がこじれてしまったケースや、子どもがいじめを訴えているにも関わらず学校での組織的な動きにつながっていないと思われるケースがありました。

こうしたケースへの個別救済に当たる中で、オンブズパーソンとしては、学校教育現場において推進法の趣旨をさらに深く理解した上で、より実効的な基本方針の策定および組織作りを目指していただくことが必要なのではないかと考えるに至りました。推進法そのものが、まだ学校教育現場におけるいじめの実態に十分適用可能なものとなっていない側面はありますが、現行法の枠内で、より実効的ないじめ防止等の対策を推進していくために、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第6条第3号に定める職務（制度改善等の提言に関すること）に基づいて、提言を行いました。

川西市子どもの人権オンブズパーソン  
オンブズパーソン 大倉 得史

# いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言

2018 年 12 月 7 日付

オンブズパーソン 発、市教育長 宛

## 1. 本提言の前提となる問題意識

(1) オンブズパーソンによる個別救済の活動等を通じて、「いじめ対応チーム」が十分に機能していないと思われるケースが見出されたこと

近年、学校内外で生じるいじめの問題への社会的関心が益々高まっています。法的には、2013 年に施行された推進法第 22 条に、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」と規定され、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（2017 年改定、以下「いじめ基本方針」という）で、この「組織」はいじめの未然防止のための取り組み、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）の点検・見直し、いじめに係る情報があったときの緊急対策会議の開催、事実関係把握のための調査等を行うこととされています（いじめ基本方針, 25～26 頁）。

これらの法令の趣旨は、これまで個々の教職員だけで問題进行处理しようとした結果、アセスメントやアプローチが不十分なものに留まり、被害児童へのケアや加害児童への指導の遅れなどが生じたり、実質的に放置されたりしたケースがあったことの反省に立ち、複数の教職員がチームとして組織的に対応することで、多角的に情報を集約し、柔軟なアプローチをとることを可能にしようとするものだと考えられます。法の施行以前から、いじめの未然防止や早期発見、迅速な対処のために努力されてきた学校も多いとは存じますが、オンブズパーソンとしては、特定の教職員で問題を抱え込むことなく、平素から学校が外部専門家の協力も得ながら組織的にいじめに対応していくための中核的機能を担うものとして、法が各学校にこの「組織」を平時から設置することを義務付けたことは、大きな意義を有するものだと考えます。すでに積極的な取り組みを行われている学校におかれましても、従来の取り組みをこれらの法令と照らし合わせて再整理し、さらにきめ細やかないじめ防止等の対策を講じていただくこと、具体的には推進法の一つの要とも言えるこの「組織」を各学校の実情に応じた形できちんと定義し、これを平時から実効的に機能させていくことが、いじめの防止、早期発見、適切な対処のために極めて重要だと考えられます。

本市では、「川西市いじめ防止基本方針」（以下「川西市基本方針」という）においてこれに当たる「組織」として「いじめ対応チーム」を置くことが規定されており（川西市基本方針, 10 頁）、各学校の学校基本方針においてもこれに当たる組織を設置することが明記されています（学校によって呼称が異なるため、以下では「いじめ対応チーム」で統一する）。多くの学校において、これらの基本方針を意識した熱心な取り組みが行われており、いじめの早期発見、早期対処にご尽力されていることと存じます。実際、オンブズパーソンに持ち込

まれるいじめを主訴とした事案は近年減少傾向にあり、これも各学校における意識の高い取り組みの結果であると考えられます。

しかしながら、その一方で、オンブズパーソンが個別救済として行っている相談・調整事例の中には、学校における従来の取り組みでは解決しきれずに、問題がこじれてしまったと思われるケースがあることも確かです。そこには、いじめに係る情報があったときに初めてこれに対処するためのチームが結成されたと考えられるケース（平時から設置されるべき

「いじめ対応チーム」と、いじめに係る情報が入ったときに結成されたチームの関連性が不明瞭なケース）や、一人ないし少数の教職員だけで問題に対処しようとしたために問題が複雑化してしまったと思われるケース、いじめに係る情報を把握した教職員が「いじめ対応チーム」にこれを報告していないと思われるケースなどが含まれています。オンブズパーソンに持ち込まれるケースは、学校教育現場で生じる膨大ないじめ案件のごく一部であり、多くの案件は各学校において適切な対応がなされていることは存じておりますが、その一方で、これらのケースからは、法令で定められた「いじめ対応チーム」の意義と機能が、未だすべての教職員において十分に咀嚼・理解されているわけではなく、設置された「いじめ対応チーム」が必ずしも十全に機能していない状況もあるのではないかと、という印象を受けます。

もちろん、「いじめ対応チーム」などによらずとも、個々の教職員が自身の受け持つクラスの状態等について責任を持って注視していけば、いじめの防止や適切な対応は十分に可能であるという考え方も一方ではあると存じますが、一般的に、対応が難しいケースほど、特定の教職員の経験や力量に依存するのではなく、組織的な対応が必要になると考えられます。また、ただでさえ多忙を極める教職員の方々に、「いじめ対応チーム」に係る新たな業務負担が生じることを懸念される向きもあると思われますが、実はチームによる組織的な対応を習慣化することは、かえって教職員個々人にかかる責任や負担を分散させ、結果的に個々の教職員の安全を守ることにもつながる可能性があります。個人の力量に依存した対応モデルから組織的な対応モデルへの転換は、子どもたちの状況をより多角的な観点から捉えられること、保護者への対応等についても役割分担をしながら臨めること、子どもにとっても何かあったときに相談できる窓口が増えることなど、いくつものメリットをもたらすものだと考えられます。オンブズパーソンとしても、現行の推進法に学校教育現場の実情にそぐわない側面があることは気にかけておりますが（本文末尾の付記参照）、少なくとも「いじめ対応チーム」による組織的な対応のあり方について改めて検討していただくことは、やはり必要かつ有効なことであると考えます。

「いじめ対応チーム」には、学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを回すことも求められています（いじめ基本方針, 25 頁）。しかし、本市における現状では、各学校の学校基本方針は、「いじめ対応チーム」の呼称や冒頭の理念に関する記述以外の部分で、ほぼ同一のものとなっています。また、オンブズパーソンに持ち込まれた上記の事案が生じた学校においても、従前と同様の（つまりは当該ケースを踏まえての「見直し」がなされたとは考えにくい）、他校とほぼ同一の学校基本方針が用いられています。さらに、「いじめ対応チーム」は、児童生徒および保護者に対して、平時から自らの存在および活動が容易に認識される取

り組みを実施する必要があるとされていますが（いじめ基本方針, 27 頁）、オンブズパーソンで受けた相談・調整事例の中で、子どもや保護者が「いじめ対応チーム」の存在を知っていることが確認されたケースはありませんでした。この点、「いじめ対応チーム」を平時からより実効的に機能させ、その存在を子どもや保護者、その他の教職員にも周知していただく必要があると考えます。

さらに、推進法のもう一つの特徴として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、第三者的な専門家の観点を得ることの必要性が強調されているということが挙げられます。また、いわゆる重大事態が生じ、教育委員会がその調査主体となった場合には、条例で定められた第三者的な付属機関を活用することなども規定されています。しかし、一部の学校基本方針においては、その調査主体が「生徒指導支援課を母体とした重大事態の調査組織」などと記載されており、その第三者性が希薄化される傾向があります。各学校において、いじめの防止等の対策のために第三者的な観点を得ることの必要性について、今一度検討していただくことが重要であると考えられます。

なお、川西市基本方針は、オンブズパーソンとの協働によっていじめ防止等の取り組みを行っていくこと、具体的にはいじめの未然防止として、オンブズパーソンの協力による教職員研修の充実、児童生徒の人権学習の実施等を行っていくこと、いじめの早期発見およびいじめの解消に向けた取り組みとして、いじめ発生時に当該の児童生徒ならびにその保護者に対してオンブズパーソンへ人権救済の相談や申立て等ができることを周知することなどを明記しています（川西市基本方針, 16 頁）。これは、市長の付属機関として、人権擁護救済のための第三者機関を常設している本市独自の強みを生かそうとするものと言えます。しかし、各学校の学校基本方針を通覧してみると、オンブズパーソンの存在やその機能、いじめの防止やいじめ発生時におけるその活用について触れているものは皆無と言ってもよい状況です。この数年間で、オンブズパーソンに教職員研修や人権研修などを依頼していただいた学校も一部ありますが、オンブズパーソンとしてはこうした研修等に対して可能な範囲でさらに協力させていただきたいと思っておりますし、保護者との関係がこじれていく可能性がある場合など、学校のみで対応が困難であるケースについて、第三者性を活かした調整活動をより積極的に行っていきたいと考えております。

以上、各学校においてこれまでなされてきた熱心な取り組みに敬意を表するとともに、現状において残されているいくつかの課題について指摘させていただきました。これらの課題を踏まえると、各学校の実情に応じた形で実効的な「いじめ対応チーム」を平時から組織していただくこと、法令に定められた「いじめ対応チーム」の役割・機能を改めて確認し、これを確実に遂行するとともに、その存在と意義をすべての児童生徒、保護者、教職員に周知していただくこと、またいじめ防止等の対策のために第三者的な観点を活用することの必要性について、本市独自の第三者組織であるオンブズパーソンの役割とその活用の仕方とも絡めながら検討していただくことが必要なのではないかと考えます。

## （２）いじめ事案発生時における学校基本方針のフローチャートが、画一的な対応を導いている可能性があること

推進法の特徴は、いじめを従来以上に広く捉え、「児童等に対して、当該児童等が在籍す

る学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（第2条）と定義している点にあります。また、いじめ基本方針では、「いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われていることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である」（いじめ基本方針, 7 頁）とも述べられています。こうした規定の背景には、いかなる微細な兆候も見逃すことなく、深刻化する前にいじめを早期に発見しようとする意図があると考えられ、これまで単なる「遊びやふざけあい」として処理された結果、後の重大事態につながったいじめがあったことを思えば、大きな意義を持つものと言えます。

しかし、その一方で、上記の定義に照らせば、例えば部活でミスをした子どもに対してチームメイトが叱咤する場合や、他の子どもから「告白」をされ交際を求められた子どもがこれを断る場合、あるいはそれこそ悪ふざけが度を過ぎてしまった場合や、悪ふざけをされた子どもが「反撃」した場合などを含めて、行為を受けた側が「心身の苦痛」を感じてさえいれば、すべて「いじめ」になってしまう点には注意が必要です。こうしたケースは、それ自体は必ずしも「悪質ないじめ」とまでは言えない可能性があり、その背後に「悪質ないじめ」がないかどうかを調査・注視しながら、その事案の性質や状況に応じた対処が必要になってくると考えられます。

しかしながら、推進法やいじめ基本方針では、教育現場で生じ得る事案の多様性に鑑みた当該事象の背景的事情の調査の必要性が必ずしも明記されていません。むしろ、「発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する」（いじめ基本方針別添 2 の 6 頁）、「いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる」（いじめ基本方針別添 2 の 7 頁）といった形で、「いじめ」と認知された行為を行った子どもに対して、「毅然とした態度での指導」を行う必要性が強調されています。これを無自覚に踏襲してしまうことは、「悪質ないじめ」とまでは言えない上記のような事案について、子ども一人ひとりの気持ちを理解した上での適切な教育的対処を困難にする可能性を生じさせると考えられます。言い換えれば、現場サイドとしては、推進法やいじめ基本方針の趣旨を踏まえつつも、これよりもさらに一步踏み込んで、教育現場の実情に即した形で事案への適切な対処を可能にするような学校基本方針を策定する必要があると考えられます。

この点については、「川西市いじめ対応マニュアル【教職員用】」（以下「川西市マニュアル」という）においても一定程度考慮されていると思われます。すなわち、川西市マニュアルの 3 頁において、「学校におけるいじめ事案の指導手順」として、発見した教職員による状況の報告・整理、関係する教職員からの情報の収集、学年会・生徒指導合同会の開催、被害生徒の保護者への対応、被害生徒からの聞き取り、対策会議の招集、周囲の生徒からの聞

き取り、加害生徒からの聞き取り、加害生徒の保護者への対応等、まずは組織的に情報を収集し、今後の対応を協議していくことが定められています。この手順が適切に守られれば、推進法上は「いじめ」と定義せざるを得ないものの、「悪質ないじめ」とまでは言えないようなさまざまな事案についても、その性質や状況を慎重に見極め、それに見合った指導方針を立てることは十分可能だと思われます。

しかしながら、川西市マニュアルの4頁には、この手順とは別に「“いじめ”が起きたとき～見逃さず、許さず、協働して～」というタイトルのフローチャートが記載されています。ここでは、「いじめの訴え・気になる情報・小さな異常を感知」することが「“いじめ”の発見」と同一視されるとともに、「“いじめ”を発見して24時間以内に学校がすべきこと」として、いじめ対応チーム（緊急対策会議）の設置、いじめられた児童生徒の安全確保、いじめた児童生徒個人からの事実の聞き取り、周囲の児童生徒からの聞き取り、保護者への直接の報告（この「保護者」はいじめられた児童生徒の保護者を想定していると思われる）、市教委への報告、関係機関との連携などが挙げられています。さらに、「学校が3日以内にすべきこと」として、いじめられた児童生徒に対するプロジェクトチームの結成（関わりの深い教師、養護教諭、スクールカウンセラー等による心のケアが想定されていると思われる）、いじめた児童生徒に対する指導（いじめは非人道的な行為であること等について）、保護者に対する加害の報告（いじめた児童生徒の保護者を想定していると思われる）などが挙げられています。

「24時間以内」や「3日以内」といった区切りが設けられているのが、3頁の手順との大きな違いですが、このような時間的区切りは果たして妥当なものでしょうか。発生した状況や事案の性質によっては、これをきちんと把握し、適切な指導方針を検討するために相当の調査が必要になると思われますが、このフローチャートに従えば、学校は「3日以内」に

「いじめた児童生徒」への「いじめは非人道的な行為であること等」の「指導」を行わなければならないこととなります。言い換えれば、このフローチャートは、「いじめの訴え・気になる情報・小さな異常」を察知した段階で、早々に「いじめられた児童生徒」と「いじめた児童生徒」とを峻別し、前者には手厚いフォローを、後者には毅然とした指導を行っていくという画一的な対処モデルに基づいているために、先に挙げたような「悪質ないじめ」とまでは言えないかもしれないケースに対して、子ども一人ひとりの言うことに耳を傾け、その状況や事案の性質を十分に見極めた上で対応をすることを困難にしている可能性があります。

もちろん、「24時間以内」や「3日以内」という時間的区切りはあくまで目安として捉え、事案の性質に応じて柔軟にマニュアルを運用されている学校も多いとは存じます。しかしその一方で、一度明示的にマニュアルが示されると、それに沿った対応をしなければというややもすると硬直的な構えや、それに従っておけば十分な対応になっているという錯覚を生み出しやすいということも、マニュアルというものの特性です。「24時間以内」や「3日以内」という文言が、仮に目安に過ぎないものだとしても、それが何らかの形で教職員の意識の持ち方に影響を及ぼすことは避けられないと考えられます。実際、オンブズパーソンが相談・調整に当たったケースの中には、事案発生後の十分な調査や協議を経ない段階（「24

時間以内)において、いじめたとされる子どもたちに対するやや一方的な「聞き取り」ないしは「指導」を行ったために、逆にその子どもたちの人権を侵害してしまったと考えられるものや、保護者に対する適切な説明(状況や事案の性質が十分に判明していない段階においては、保護者にはまず「現在、調査中であること」を伝えるべきだと考えられる)をしなかったために、保護者との関係がこじれてしまったものがありました。

客観的に見て、状況や事案の性質に関わらず一律的に、川西市マニュアルの3頁に記載されている手順を、4頁に記載された「24時間以内」や「3日以内」といった期限内に実施することは難しいのではないかと考えられます。そして、こうしたある種の齟齬があるにも関わらず、各学校の学校基本方針では、この手順とフローチャートが同一のものであるかのように併記されています。教育委員会において川西市マニュアルを再検討していただくとともに、各学校においても学校基本方針を見直し、教育現場の実態にふさわしいマニュアル(特に、状況や事案の性質についての詳細な調査と、いじめ対応チームによる今後の指導方針についての組織的検討の必要性を明記したもの)を作成していただくことが必要なのではないかと考えます。

## 2. 提言

いじめについては社会的な関心の高まりもあり、各学校において熱意を持ってその防止等に取り組まれていることとは存じますが、上記の問題意識を踏まえ、川西市教育委員会および各学校においてより実効的ないじめ防止等の対策が行われることを願って、オンブズパーソンとして以下のとおり提言いたします。

1. 推進法第22条は、学校にいじめの防止等の対策のための組織を平時から常設することを規定しているが、教育委員会および各学校において、この組織が果たすべき役割・機能を改めて確認し、これが十分に機能するようさらなる取り組みと工夫を行うこと。
2. 推進法のいじめの定義が広範なものであることに鑑み、いじめ事案が発生した際には、いじめの被害者とされる子どもの安全を確保した上で、まずはその事案が発生するに至った背景的状况を慎重に調査し、それが厳しい指導の対象となる「悪質ないじめ」であるのか、いじめられたとされる側といじめたとされる側双方の主張にそれぞれ一理あるような子ども同士のトラブルであるのか等、事案の性質をよく見極めた上で、適切な教育的対処を行うこと。

この提言に対して具体的にどのような取り組みを行っていくかということは、それぞれの学校の実情に見合った形での創意工夫が活かされるべきところであると考えます。ただし、前項に挙げた問題意識を踏まえたときに、具体的にどのような取り組みが有効であるかについて、オンブズパーソンとしてもいくつかのアイデアを有しており、これを示すことは、各学校において本提言の趣旨をよりよく理解し、具体的な取り組みにつなげていただくための一助となると思われます。



以下、オンブズパーソンから提案する取り組みの一例として、参考にしていただければ幸いです。

#### （平時における活動）

- ・各学校において平時より「いじめ防止チーム」<sup>3</sup>を設置し、構成メンバーの氏名を掲示するなどして、他の教職員、児童生徒、保護者等に対してその存在を意識させるよう努める。
- ・「いじめ防止チーム」は、定期的に会合の場を設けて、以下の事項について協議・検討する。
  - ア）普段からの人権教育や生徒ならびに教員相互の信頼関係の構築などを基盤とした、いじめの起きにくい環境作り。
  - イ）各学校の実情や発生したいじめ事案を踏まえての学校基本方針（いじめ発生時の対処マニュアルを含む）の点検と見直し。
  - ウ）いじめの兆候や配慮を要する児童生徒に関する情報交換や、過去の自校・他校におけるいじめ事案の分析。
  - エ）その他、いじめの防止等のための取り組みの計画、評価、見直し。
- ・「いじめ防止チーム」は、適宜、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家からアドバイスを受ける。また、本市独自の第三者機関であるオンブズパーソンの役割およびその活用の仕方について検討し、学校基本方針の中にそれを明記する。
- ・「いじめ防止チーム」は、教職員向けに校内研修会を企画・開催し、いじめに関する情報を把握した場合に「いじめ防止チーム」に報告する法的義務があることなど、いじめ事案発生時における対処の手順をすべての教職員に周知徹底する。
- ・「いじめ防止チーム」は、児童生徒に対して、いじめを発見した際の学校の対処手順を紹介することを含め、いじめ防止につながる情報提供や人権教育を行う。
- ・「いじめ防止チーム」は、その他のいじめの防止につながる活動を行う<sup>4</sup>。

#### （いじめ事案発生時における活動）

- ・教職員、児童生徒、保護者らからいじめに関する情報提供があったときには、「いじめ防止チーム」に関係教職員（当該児童に関わりの深い教職員）および外部専門家を加えた「いじめ対応チーム」を発足させる。
- ・「いじめ対応チーム」は、まずいじめられたとされる児童生徒の安全を確保し、その保護者に対して現段階で分かっている範囲での情報提供を行う。
- ・「いじめ対応チーム」は状況や事案の性質について慎重に「調査」をする。その際、「調

<sup>3</sup> 現状の川西市基本方針および川西マニュアルでは、平時には「いじめ対応チーム」を、いじめ事案が発生した際には「いじめ対応チーム（緊急対策会議）」を設置するとされていますが、この呼称は「いじめが起きてから初めて設置するチーム」という誤解を招く恐れがあると考えます。オンブズパーソンとしては、平時に設置する（比較的少人数で機動性のある）組織を「いじめ防止チーム」とし、いじめ事案発生時にはこれに関係教職員や外部専門家を加えた（より大人数の）「いじめ対応チーム」を発足させることを提案いたします。

<sup>4</sup> これに当たるものの一つとして、例えば各学校の「いじめ防止チーム」が集まっての合同研修会等も考えられます。もし要請があれば、こうした研修会等の企画や実施に対して、オンブズパーソンとして協力させていただく用意があります。

査」と「指導」を峻別し、事実関係の「調査」に「指導」を混ぜ込まないように努める。推進法が定義する「いじめ」の中には厳正な指導の対象となる「悪質ないじめ」から、いじめられたとされる側といじめたとされる側双方の主張にそれぞれ一理あるような子ども同士のトラブルに近いものまで、さまざまなグラデーションがあることを意識し、まず状況や事案の性質を見極めることに専念する。

- ・「いじめ対応チーム」は、「調査」によって収集した情報を整理し、いじめられたとされる子どもへのケア・援助、いじめたとされる子どもへの指導や援助、同クラス・同学年の子どもへの指導や援助のあり方について協議する。
- ・「いじめ対応チーム」は、上記協議を踏まえた上で、事案への対処を実行し（必要であれば、この時点で初めて「指導」が行われる）、経過観察、再発の防止等を行う。

## 付記

2011年の大津市中2生いじめ自殺事件をきっかけとして成立した現行の推進法は、重大事態につながりかねない「悪質ないじめ」の兆候を早期に発見し、組織的に迅速に対処するための取り組みについて規定した法律です。それが教育現場、あるいは社会に対して一定の意義を有するものであることは本文中にも述べたとおりですが、その一方で、推進法の広範ないじめの定義は、子どもたちのあいだでよく見られるトラブルの一切を「いじめ」とみなし、これを発見し次第、厳正な指導によって「潰していく」ような姿勢を強める恐れがあります。これによって、本来は教師が子ども一人ひとりの声に耳を傾け、調整を図ったり、子どもたちの相互理解につなげていったりすべきような事案までもが、一方の側の子どもへの「厳正な指導」に終始したり、表層的・形式的なトラブルの収束で事足りるとされることを危惧いたします。

この点については、日本弁護士連合会が2018年に発表した「いじめ防止対策推進法『3年後見直し』に関する意見書」においても注意が促されており、そこでは現行の推進法に対して、広範ないじめの定義を子ども同士の関係に一定の優劣関係が認められ、かつ当該行為を受けた子どもの尊厳を侵害するものに限定すること、学校に平時から置かれる組織の役割を明示すること、問題となった行為のほか、背景となっている事実関係の全容を解明するための措置を講ずる必要性を明記すること、そもそもいじめであるか否かに関わらず、心身の苦痛を感じている児童生徒がいる場合には、学校はその心情に寄り添った対応をすべきであるということを明示することなどが提言されています。この提言は、学校側の対処の出発点を「いじめの発見」に置いている現行の推進法の落とし穴に対する鋭い指摘であり、オンブズパーソンとしても今回の提言に際して大いに参考にさせていただきました。本来は、いじめの有無に関わらず、平時から子どもたち一人ひとりの心情に注意を向け、子ども同士の関係がどのように動いているかを的確に把握していくことが、学校には求められていると考えます。

ただし、いじめの定義に関する現行の法的規定が生きている現段階において、今回、オン

ブズパーソンとしてはあくまで現行法の枠内で、「いじめ」が発生した際により適切な対処を行うための方策（単にこれを「潰していく」ような画一的・表層的な対処に終わらずに、子ども一人ひとりの声をより丁寧に聞き取っていくための留意点）を提案させていただくことにしました。本提言の趣旨が、単に現行の推進法のより厳格な履行を促すところにあるわけではないということを念頭に、各学校現場の創意工夫を活かした取り組みをしていただくことを切に期待いたします。

以上

## 2 子どもの人権オンブズパーソン制度について

### 子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む個々の子どもの SOS を受けとめ、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998（平成 10）年 12 月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関です。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

### 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定の経緯

1980 年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっていました。他方、国際的な潮流として、1989（平成元）年 11 月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も 1994（平成 6）年 4 月に同条約を批准しました。これらの状況をふまえ、川西市教育委員会では 1994（平成 6）年度末より抜本的ないじめ対策等のあり方についての検討・協議を進めてきました。そのなかで、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998（平成 10）年 12 月の市議会にて全会一致で可決・制定されました。

#### ○1995（平成 7）年度

- ・ 4 月、市教育委員会が「子どもの人権と教育」検討委員会を設置。
- ・ 6 月～7 月、同検討委員会で「子どもの実感調査」（小 6・中 3 対象）を実施。  
「（過去 1 年ほどの間で）学校でいじめを受けた」……（小 6）36%（中 3）19%  
このうち、約 2%が「生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答。  
何度もいじめを受けている子どもほど、誰にも相談できず「一人でがまんする」と回答。
- ・ 10 月、上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出。その中で、子どもの人権を守る第三者機関等の仕組みの創設を提起。

#### ○1997（平成 9）年度

- ・ 5 月、市教育委員会が「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置。
- ・ 9 月、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申。
- ・ 10 月、「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置。翌年度にかけて、学校教育・社会教育関係者等からの意見聴取など、約 1 年を費やして条例案を策定。

#### ○1998（平成 10）年度

- ・ 11 月、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教育委員会定例会で可決。
- ・ 12 月、同条例案を市議会に上程。審議の結果、オンブズパーソンを「市教育委員会に置く」から「市長の付属機関とする」に一部修正の後、全会一致で可決・制定。

#### ○1999（平成 11）年度

- ・ 4 月、オンブズパーソン制度の運営開始（相談・申立ては 6 月より受付）。

## 条例の目的（条例第1条）

「この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

## オンブズパーソンの職務（条例第6条）

＜個別救済＞

- ①子どもの人権侵害の救済に関すること。
- ②子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

＜制度改善＞

- ③前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

## オンブズパーソンの責務（条例第7条）

「オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」

# オンブズパーソンの制度運営について

## 人員体制

- ・ **オンブズパーソン**（地方自治法上の非常勤特別職）：3名  
法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱します。
- ・ **調査相談専門員**（地方公務員法上の非常勤嘱託職員：通称 **相談員**）：4名  
平日週4日勤務し、オンブズパーソンのアシスタントとして日常的かつ継続的な活動に従事します。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告します。相談の継続や調査活動にも携わります。そのうち1名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整を担当します。
- ・ **調査相談専門員**（地方自治法上の専門委員：通称 **専門員**）：10名  
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。
- ・ **事務局職員**（行政職）：1名  
オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当します。

### **相談活動（第Ⅱ部 第3章 参照）**

- ・ 市内の18歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。子ども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相談への入口を広く設定しています。
- ・ 電話受付は休日を除く月曜日から金曜日の10時～18時です。そのほかの時間帯は、留守番電話やFAXで対応しています。（相談の申込みはインターネットでも受付）
- ・ 初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもに会って話を聞いています。
- ・ 電話相談、または事務局や子ども向け相談室「子どもオンブズクラブ」での面談により行います。子どものニーズに応じて自宅や地域に訪問することもあります。
- ・ 必要に応じて擁護・救済の申立てを受け、調査を実施すべく相談に応じます。

### **調整活動（第Ⅱ部 第3章 参照）**

- ・ 相談活動の一環として、子どもの人間関係の修復・再構築のために、関係調整や関係機関との連携を行います。オンブズパーソンが子どもと子どもにかかわりのあるおとな（教職員や保護者など）の橋渡し役となり、おとなに子どもの心情が伝わるよう建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくことをめざします。

### **調査活動（第Ⅱ部 第4章 参照）**

- ・ 条例は、オンブズパーソンに、市の機関に対する調査権（条例第11条）、勧告及び意見表明権（条例第15条第1項及び第2項）を付与しています。
- ・ オンブズパーソンの調査活動では、子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するために、市の機関による主体的な取り組みを促し支援するとともに、再発防止策等の具体的な提案を行います。
- ・ 市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第8条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第15条第3項）を課しています。

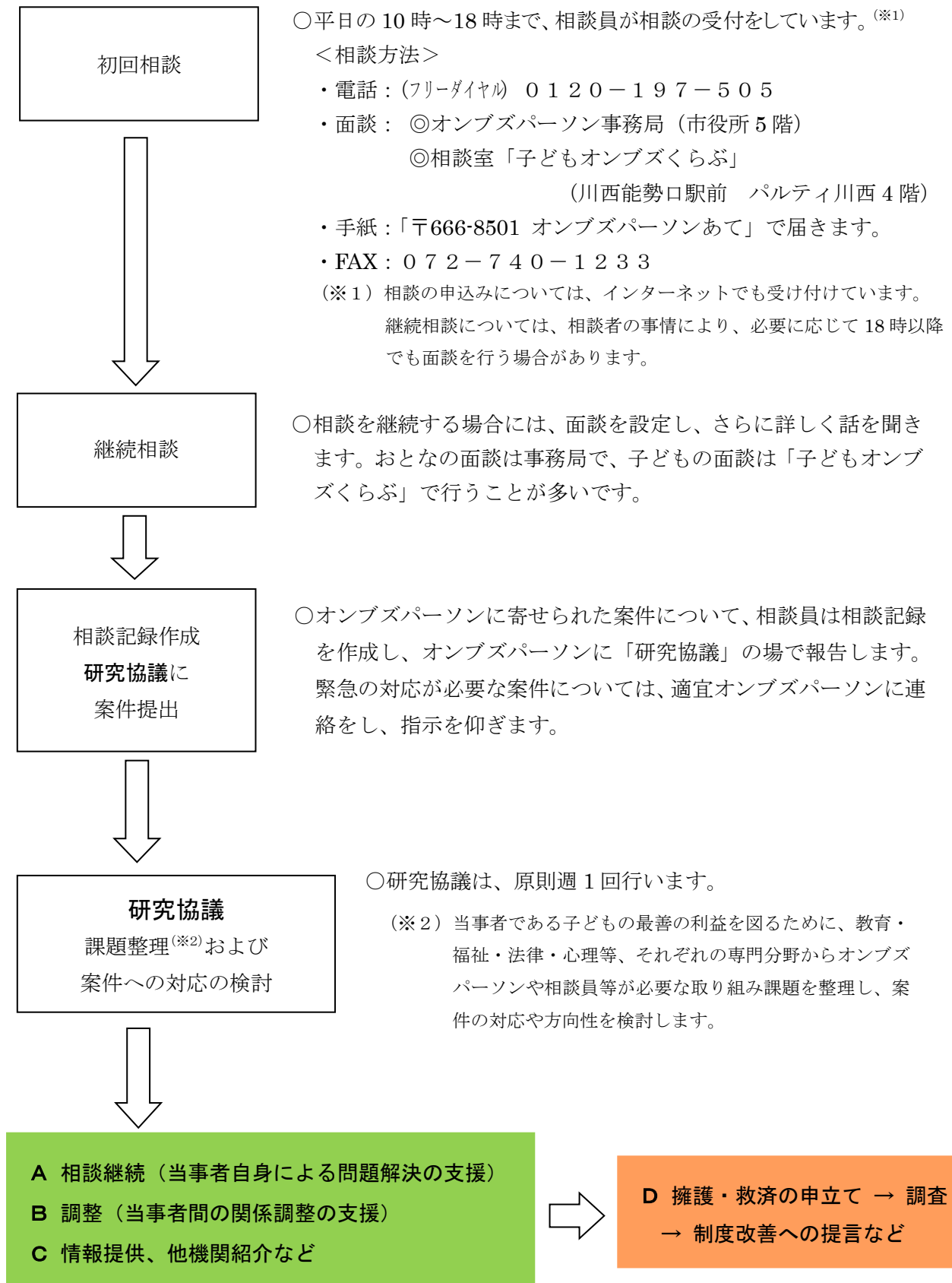
### **広報・啓発活動（第Ⅱ部 第5章 参照）**

- ・ 「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第6条第2号）というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- ・ 「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」（条例第21条）としています。

### **オンブズパーソン会議と研究協議（第Ⅱ部 第6章 参照）**

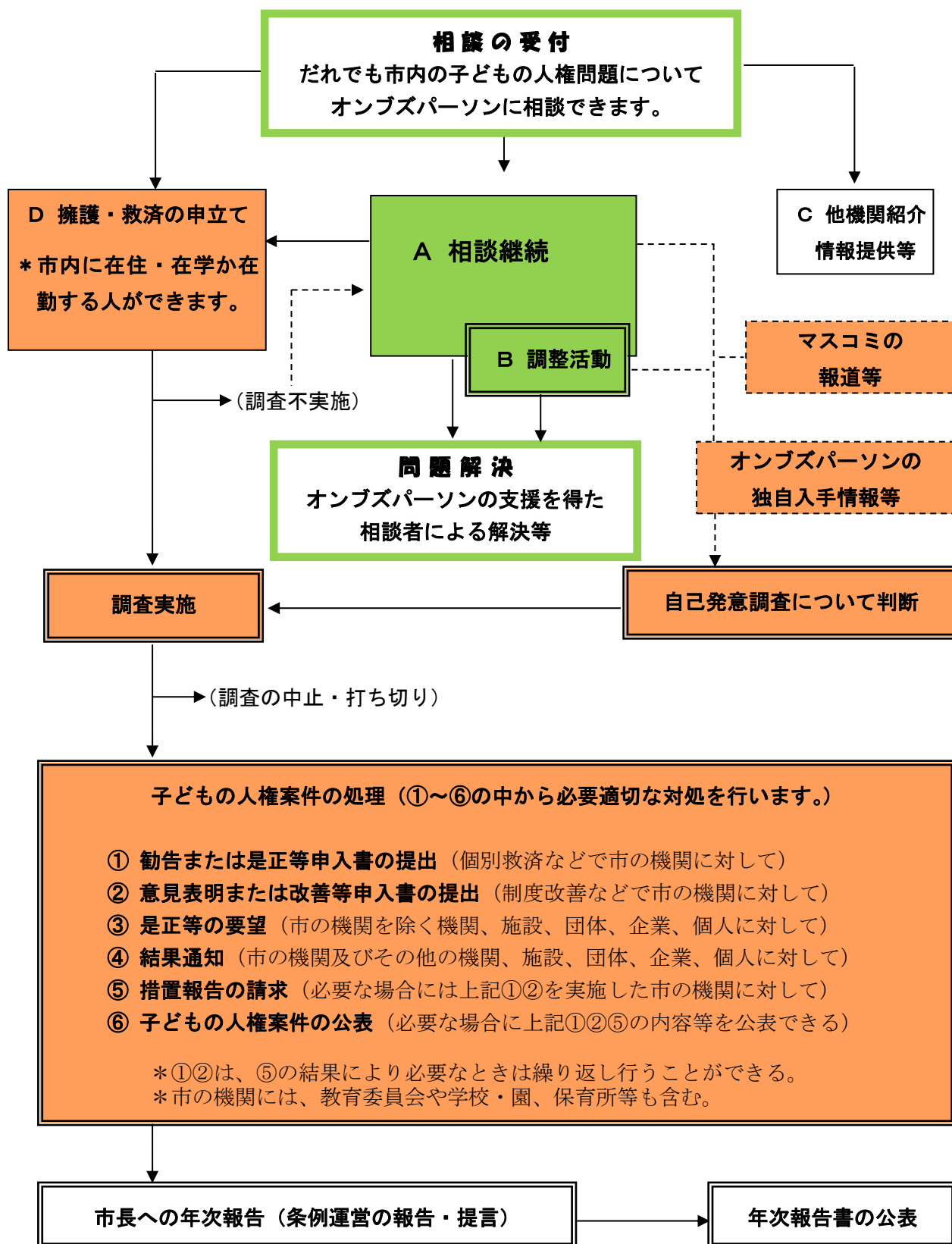
- ・ オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて「オンブズパーソン会議」（原則公開）を開催し、重要事項はここで決定します。
- ・ 「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週1回の午後半日をかけて、受け付けた案件への対応等について、オンブズパーソンや相談員等が話し合います。

## 個別救済・制度改善までの主な流れ





## 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



\* 図中の記号 A ～ D は、p.46 の記号に対応している。

### 3 オンブズパーソンの相談・調整活動

#### 2018 年次の相談状況

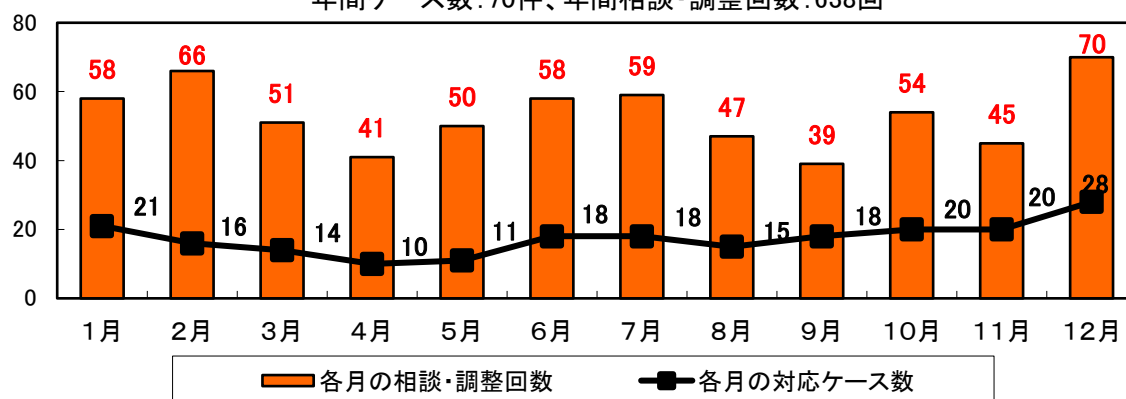
2018 年次の年間ケース数<sup>5</sup>は 70 件、うち新規ケースは 55 件、前年次からの継続ケースは 15 件でした。年間相談者数<sup>6</sup>は 123 人、うちケース会議などのためにオンブズから働きかけた人や機関は 17 人で、年間相談・調整回数<sup>7</sup>は 638 回でした。この中には、子どもの意向をふまえて学校・教育委員会（川西市では児童福祉所管も教育委員会に含まれています）や民間の福祉施設等の関係機関に働きかけて、調整活動に取り組んだものもあります。

月別にみると、学期の始まりに相談・調整回数が減少する傾向にあります。6 月・10 月・12 月は、前月と比べてケース数・回数ともにやや増加しています。これは、子ども向けの広報物（リーフレット・電話カード等）を配布したことの影響もあると推察されます（図 3-1）。

1 ケースあたりの相談・調整回数は平均で 9.11 回となっています。この中には多いもので年間 100 回を超える関わりをしているケースもあり、長期的な関わりが必要なケースや、複数の関係機関と関係者会議をもつなどの関わりが必要なケースが目立っています。

相談・調整活動とは別に、2018 年次は市教育委員会に対していじめ防止等の対策に関する提言を行いました（第Ⅱ部第 1 章参照）。いじめ防止対策推進法の施行後も、オンブズに持ち込まれるいじめに関わる相談の中には、学校の対応に改善の余地があると思われるケース等があります。こうしたケースへの個別救済にあたる中で、より実効的な対策を推進する必要があると考え、今回の提言を行うに至りました。また、2017 年次に市教育委員会へ行った『義務教育修了後の子どもへの支援体制の推進に関する提言』については、2018 年次も引き続き、関係機関と複数回にわたって協議を行いました。このように、個別の相談・調整活動の中から見えてきた問題について、社会的な課題として発信していくことも、オンブズの重要な役割です。

図 3-1 月別ケース数と相談・調整回数  
年間ケース数：70件、年間相談・調整回数：638回



<sup>5</sup> 「ケース数」とは、相談の対象となった子どもの数を表す。その合計を年間ケース数とする。

<sup>6</sup> 「相談者数」とは、当該子どものケースに関わった相談者の数を表す。その合計を年間相談者数とする。

<sup>7</sup> 「相談・調整回数」とは、当該子どものケースに関わった相談・調整の回数を表す。全相談者の相談・調整回数の合計を年間相談・調整回数とする。

※たとえばある子どもについて、子ども本人と 5 回、保護者と 2 回、市教育委員会と 3 回面談をした場合、ケース数は 1 件、相談者数は 3 人、相談・調整回数は 10 回となる。

## 相談・調整活動の形態と所要時間

初回のオンブズへの相談方法は、新規ケース 55 件のうち電話が 41 件（おとな 24 件、子ども 17 件）、来所が 13 件（おとな 10 件、子ども 3 件）、手紙が 1 件（子ども 1 件）でした。オンブズへの初回の相談方法としては、保護者等のおとなからの電話相談が多いことが分かります。オンブズでは相談しやすさを向上させるため、2017 年次よりインターネットでの相談受付も行っています。

継続相談に移行していくと、子どももおとなも来所や訪問などによる面談が中心となります（図 3-2）。子ども、おとなともに訪問での面談が一定数を占めていますが、これは家庭訪問による面談を複数回行う必要があったケースや、学校訪問を含む関係機関との連携を密に行う必要のあったケースを反映しています。また、相談者の来所が難しい場合には、ニーズに応じて適切な場所を選び、相談を行いました。

所要時間を電話と面談（事務局、子どもオンブズくらぶ<sup>8</sup>での面談、および関係機関や学校への訪問を含む）にわけると、電話では 30 分未満が多くなっていますが、面談に移行すると、7 割超が 60 分以上の時間をかけていることが分かります（図 3-3）。おとなの面談で 90 分以上の割合が一定数を占めていますが、これは学校や行政など関係機関との会議で時間を要したためです。

図 3-2 相談・調整活動の形態

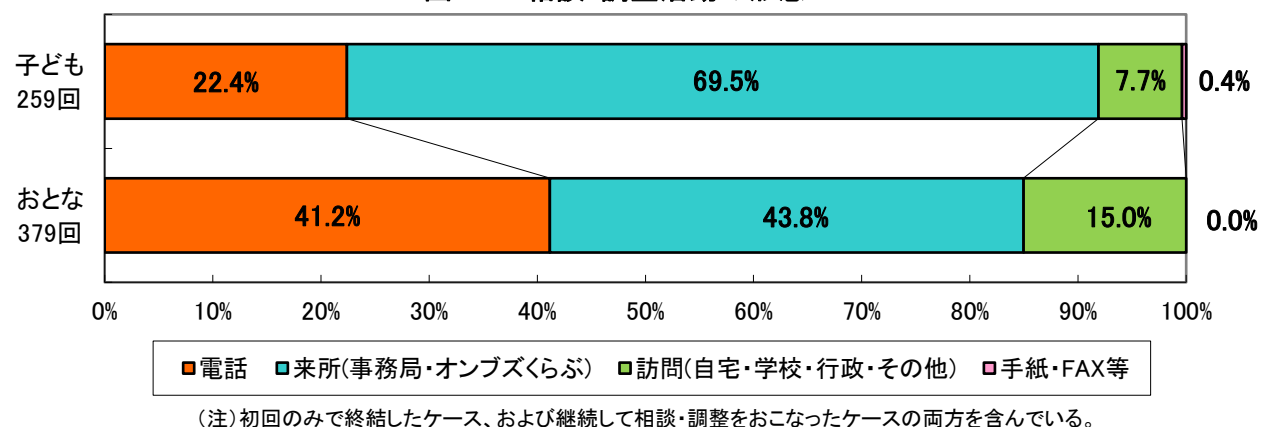
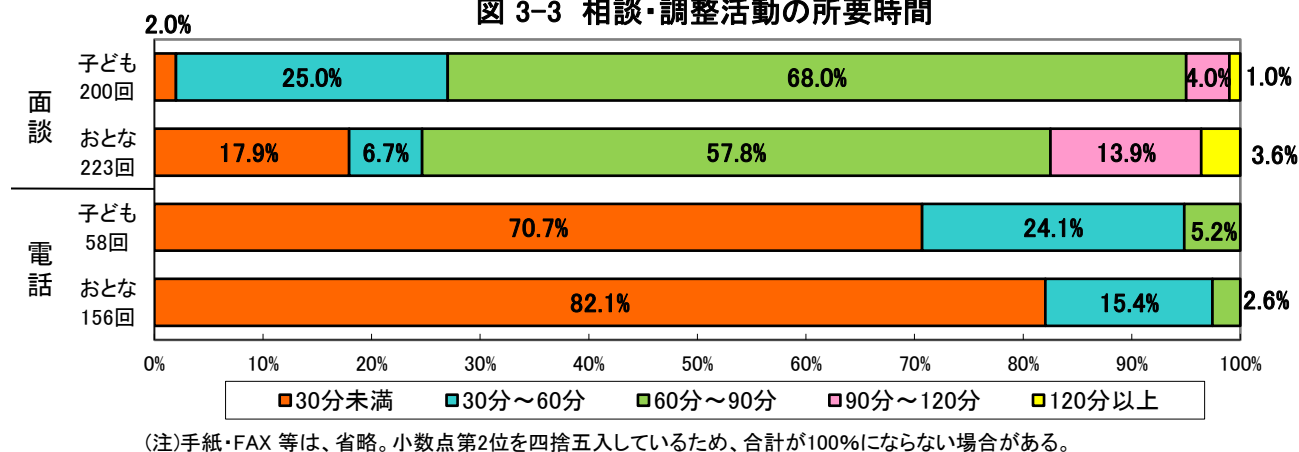


図 3-3 相談・調整活動の所要時間



<sup>8</sup> 「子どもオンブズくらぶ」とは、子ども向けの相談室のこと。

## 相談者の内訳

相談・調整回数の内訳をみると（図 3-4）、子どもは小学生が 15.2%、中学生が 13.0%、高校生/中卒後が 10.8%となっており、学齢による差はあまり見られません。就学前を合わせると、子どもの割合は 40.6%と最も高くなっており、可能な限り子どもと直接出会い、面談を重ねていることの成果が表れています。また、保護者の割合も 33.2%と高くなっていますが、これは子どもの面談と並行して保護者の面談も継続的に行っているためです。教職員等<sup>9</sup>に限らず行政職員、市民等（民間の福祉事業所、民生・児童委員等も含む）との相談・調整回数も一定の割合を占めていますが、これはとくに家庭基盤に弱さのあるケースにおいて、複数の関係機関と関わる必要があったためです。

また、学齢別の相談・調整回数をみると、とくに小学生高学年、中学生が相談の対象となっているケースにおいて、おとなとの相談・調整回数が多くなっています（図 3-5）。これは小学生高学年、中学生において、家庭生活上に複雑な課題を抱えており、学校にとどまらず複数の関係機関との連携が必要なケースがあったためです。

図 3-4 相談・調整回数の内訳

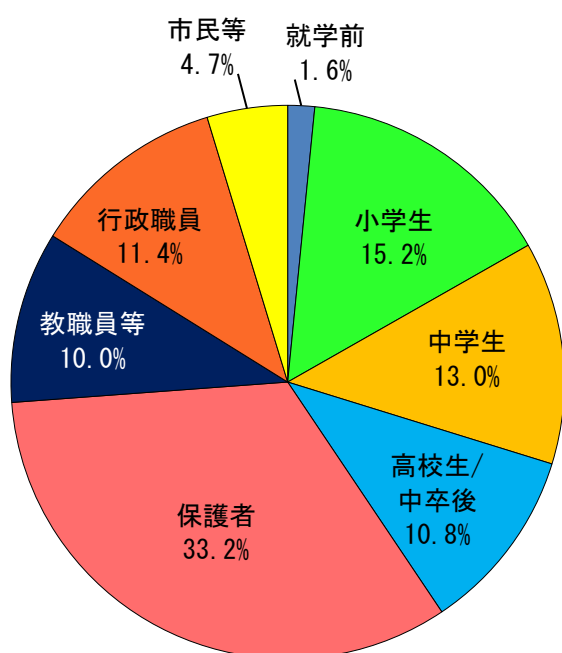
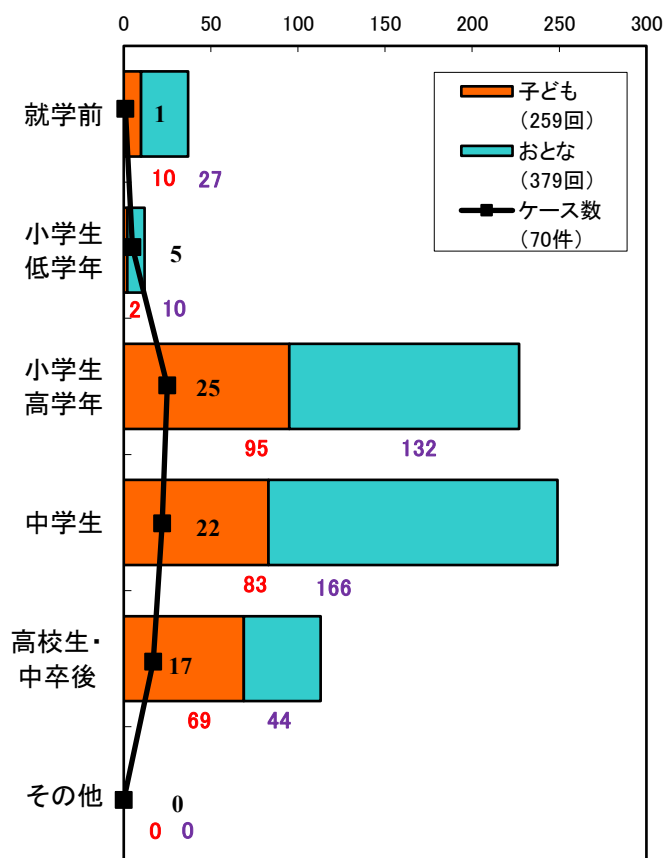


図 3-5 子どもの学齢別ケース数及び相談・調整回数



<sup>9</sup> 「教職員等」には、幼稚園教諭、保育士を含む。

## 相談内容

どのような相談内容について相談・調整回数が多くなっているのかを見てみると、「家庭生活・家族関係」<sup>10</sup>が突出して多く（子ども 132 回／おとな 264 回）、次いで「交友関係の悩み」（子ども 92 回／おとな 45 回）、「不登校」（子ども 36 回／おとな 70 回）となっています（図 3-6）。「家庭生活・家族関係」に関する相談は、回数が累積しやすいといえます。「交友関係の悩み」では子どもの相談が 7 割近くを占めているのに対し、「家庭生活・家族関係」ではおとなの相談が 6 割以上を占めています。その内訳は、教職員等、行政職員、及び市民等との相談・調整回数が保護者との回数を上回っており、学校や関係機関との相談・調整活動の比重が大きくなっています。また、「不登校」についてもおとなとの相談・調整回数が多くなっていますが、そのうち半数以上を保護者が占めています。これは子どもの面談と並行して、子どもへの関わりに悩む保護者とも継続して面談をおこなっているためです。これらの相談内容は複合的に絡まり合っていることが多く、また短期間で解決が難しいために、長期にわたって面談を重ねたり、学校を含む様々な関係機関と継続的に関わる必要があります。

相談・調整回数では「家庭生活・家族関係」が突出して多くなっていましたが、ケースごとに相談者が訴えたことのある相談内容をすべてカウントしてみると、「家庭生活・家族関係」が 45.7%、「交友関係の悩み」が 44.3%、「子育ての悩み」が 31.4%となっており、突出して多い相談内容は見られません（図 3-7）。このように、オンブズに持ち込まれる相談内容は多様であることが分かります。

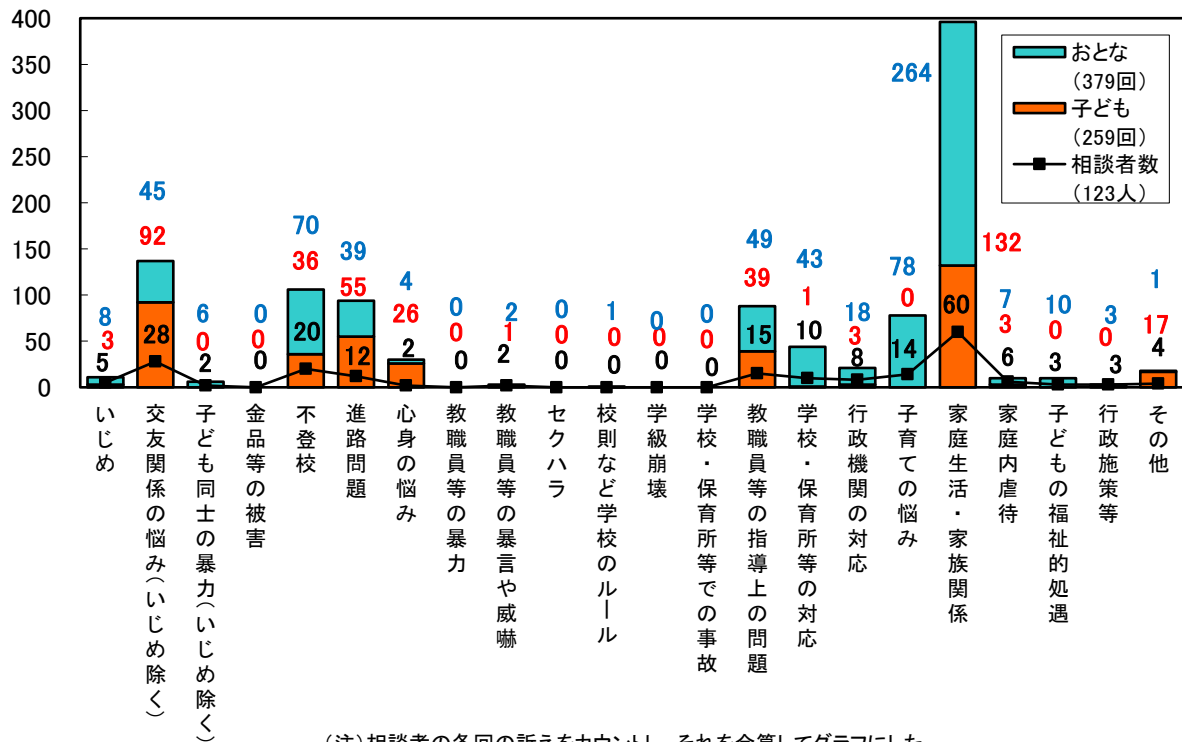
年間ケース数は 70 件ですが、相談者が訴えたことのある相談内容の総計は 195 となっており、年間ケース数を大きく上回っています（表 3-1）。これは 1 つのケースにおいていくつもの相談内容が訴えられており、問題が複合的に絡まり合っていることを示しています。学齢別にみると、小学生高学年では「交友関係の悩み」、「教職員等の指導上の問題」、「子育ての悩み」に関するケースが多くなっています。しかし学齢が上がり、中学生や高校生・中卒後になると、相談内容に変化が見られます。最も多いのは「家庭生活・家族関係」であり、「進路問題」を相談内容として挙げているケースも目立っています。これらの相談内容において問題となっている関係を見てみると（表 3-2）、「子どもと保護者・家族の関係」と「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」が多くなっています。進路問題や不登校といった学校での問題に、家庭生活上の困難等が複雑に絡んでいるケースも少なくありません。

近年、子どもを取り巻く問題状況はますます複雑になっており、問題を認識しづらくなっている子どもたちは少なくないと考えられます。また、中心となって関わる機関がはっきりしないケースも見られます。このような子どもたちとどのようにつながり、関わっていくのか、またどのように社会的な問題として発信していくのかは、オンブズにとって今後の課題であるといえます。

<sup>10</sup> 「家庭生活・家族関係」と「子育ての悩み」の違い：純粋な子育ての悩みにとどまらず、生活上の困りごとや親子関係での悩みなどが含まれる場合には、「家庭生活・家族関係」としてカウントしている。

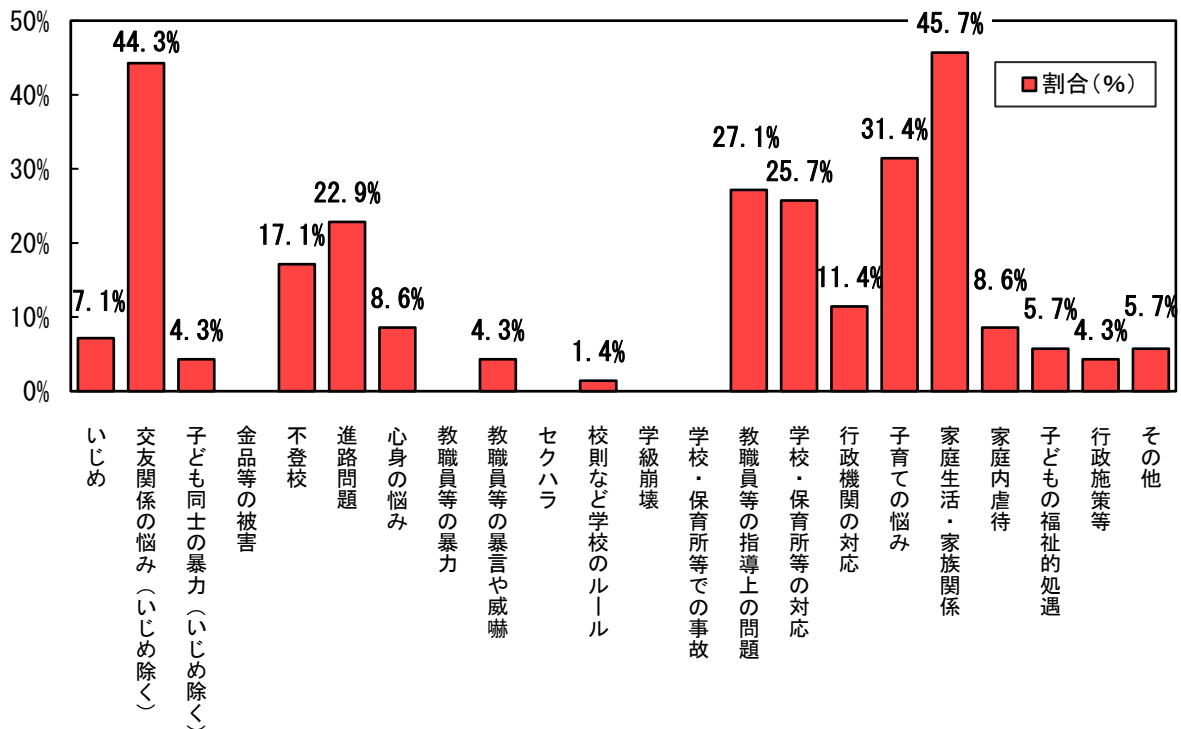
「教職員等の指導上の問題」と「学校・保育所等の対応」の違い：教職員個人の問題にとどまらず、学校全体の対応に関する問題が訴えられている場合には、「学校・保育所等の対応」としてカウントしている。

図 3-6 相談内容ごとの相談・調整回数



(注) 相談者の各回の訴えをカウントし、それを合算してグラフにした。

図 3-7 相談内容の年間ケース数に占める割合



(注) ケースごとに、相談者が訴えたことのある相談内容をすべてカウントし、年間ケース数 70 件に占める割合を示している。

表 3-1 相談内容の学齢別分布(ケース数:70 件)

| 相談内容            | 子どもの学齢別ケース数 |                    |                     |              |                      | 総計  |
|-----------------|-------------|--------------------|---------------------|--------------|----------------------|-----|
|                 | 就学前<br>(1件) | 小学生<br>低学年<br>(5件) | 小学生<br>高学年<br>(25件) | 中学生<br>(22件) | 高校生・<br>中卒後<br>(17件) |     |
| いじめ             |             |                    | 3                   | 2            |                      | 5   |
| 交友関係の悩み(いじめ除く)  |             | 1                  | 15                  | 7            | 8                    | 31  |
| 子ども同士の暴力(いじめ除く) |             | 1                  | 1                   | 1            |                      | 3   |
| 金品等の被害          |             |                    |                     |              |                      |     |
| 不登校             |             | 3                  | 4                   | 3            | 2                    | 12  |
| 進路問題            |             |                    |                     | 8            | 8                    | 16  |
| 心身の悩み           |             |                    | 1                   | 3            | 2                    | 6   |
| 教職員等の暴力         |             |                    |                     |              |                      |     |
| 教職員等の暴言や威嚇      |             |                    | 1                   | 1            | 1                    | 3   |
| セクハラ            |             |                    |                     |              |                      |     |
| 校則など学校のルール      |             |                    |                     |              | 1                    | 1   |
| 学級崩壊            |             |                    |                     |              |                      |     |
| 学校・保育所等での事故     |             |                    |                     |              |                      |     |
| 教職員等の指導上の問題     | 1           |                    | 10                  | 5            | 3                    | 19  |
| 学校・保育所等の対応      | 1           | 1                  | 6                   | 8            | 2                    | 18  |
| 行政機関の対応         | 1           |                    | 2                   | 4            | 1                    | 8   |
| 子育ての悩み          | 1           | 2                  | 9                   | 7            | 3                    | 22  |
| 家庭生活・家族関係       | 1           | 4                  | 7                   | 9            | 11                   | 32  |
| 家庭内虐待           |             |                    | 1                   | 2            | 3                    | 6   |
| 子どもの福祉的処遇       | 1           |                    | 1                   | 2            |                      | 4   |
| 行政施策等           |             |                    |                     | 1            | 2                    | 3   |
| その他             | 1           |                    | 3                   | 2            |                      | 6   |
| 総計              | 7           | 12                 | 64                  | 65           | 47                   | 195 |

(注) ケースごとに、相談者が訴えたことのある相談内容をすべてカウントしている。

表 3-2 問題となっている関係(ケース数:70 件)

| 関係性                 | 該当ケース(件) | 割合(%)  |
|---------------------|----------|--------|
| 子ども同士の関係            | 34       | 48.6%  |
| 子どもと学校・保育所・教職員等との関係 | 42       | 60.0%  |
| 子どもと保護者・家族の関係       | 45       | 64.3%  |
| 子どもと行政機関との関係        | 7        | 10.0%  |
| 子どもとその他のおとなとの関係     | 5        | 7.1%   |
| 保護者と学校・保育所・教職員等との関係 | 18       | 25.7%  |
| 保護者と行政機関との関係        | 2        | 2.9%   |
| 保護者同士の関係            | 3        | 4.3%   |
| 子どもをめぐる家族の関係        | 7        | 10.0%  |
| 子どもをめぐるその他おとな同士の関係  |          | 0.0%   |
| その他                 |          | 0.0%   |
| ケース数 総計             | 70       | 100.0% |

(注) ケースごとに、相談の中で問題となっていた関係をすべてカウントし、どのような関係に関わるケースが何件あるかについて示している。たとえば友人関係のこじれから不登校になっているケースでは、「子ども同士の関係」、「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」に該当するとしてカウントする。



## 人と人をつなぐ「調整活動」

### 調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、「子どもの最善の利益」を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する教職員や保護者などに直接出会う、子どもの権利が擁護されるよう働きかけ、関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。そこでは子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。

オンブズパーソンは関係機関から独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、例えば以下のような取り組みを進めています。

- ◇ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ◇ 学校や教育委員会（児童福祉所管を含む）など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

### 子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもと周りのおとな、また周りのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っていることが少なくありません。子どもを支援するために、周囲のおとなが、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが必要です。関係調整のプロセスでは、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を可能な限り設け、双方がお互いの考えや思いを聞き合うことにより、相互理解を促し、問題の打開を図っていきます。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくつくり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

## 相談・調整活動の実際

近年、教職員や家族とはちがった立場で子どもに関わる「第三者」のおとなの役割が重要となっています。その意義を確認する観点から、2018年次の相談・調整活動の実際を紹介します(以下に紹介する事例は、オンブズに寄せられた相談をもとに作成した架空の事例です)。

### 【 すれちがっていた親子の間の思いを橋渡しした事例 】

Aさんの母から、最近Aさんの問題行動が目立つようになり、困っているという相談があった。母によると、Aさんは今まで妹と比べて手がかからなかったのに、ここ数か月、母に黙って夜に繁華街へ出かけたり、うそをついて学校を休んだりするようになった。母がそのことを指摘すると、激しいケンカになってしまう。次第にAさんは母の言うことはすべて拒否するようになり、つい先日家の中でわめいて暴れ、物を壊したり母に刃物を向けたりするので、警察を呼ぶしかなかった。母としてももう手に負えないと感じ、子どもを手放す術がないか知りたくて、オンブズに連絡したとのことだった。オンブズはAさん自身からも話を聞かせてもらいたいことを伝え、親子別々で話を聞かせてもらうこととなった。

Aさんは、はじめのうち、学校への不満や交友関係でのトラブルなどは話してくれたが、家族の話は一切しよとしなかった。しかし相談員が、常に何かに苛立っているAさんの気持ちを受けとめ、ひとつひとつの話に向き合って一緒に解決策を考えていく中で、少しずつ母に対する思いを口にするようになった。Aさんとしては、自分は今までずっと母の言うことを聞いてきた。それなのに母は、何かあるといつも妹の味方ばかりする。母と妹が楽しそうにしているのを見るとイライラし、家の中に居場所がないように感じていた。そんな時、たまたまネットで知り合った友だちに誘われ、夜遅くに出歩くようになった。けれどそうすると母に厳しく怒られるようになり、ますます家の中での居場所がなくなってしまったという。最後にAさんは、本当はケンカをせずに母と話がしたい、自分の気持ちを分かかってほしい、とぼつりとつぶやいた。

一方で母は、Aさんに関わることに疲れ果てているようだった。はじめはひたすらAさんの問題行動をあげつらい、Aさんは自分を困らせようとしているとしか思えないと訴えていた。相談員が母のしんどさに寄り添いながら聞いていくと、母はAさんに対する思いを語り始めた。母自身、常に兄と比べられ、両親からの愛情を十分に感じられずに育ってきた。Aさんは母の兄に似ているところがあり、Aさんを心からかわいいと思えない。そのことがAさんの今の状態に影響しているとは思いますが、それでも母なりにAさんのためを思ってやっていることを、Aさんから踏みにじられているように感じ、ますます愛情を向けられなくなってきたとのこと。相談員が母の気持ちを受けとめる中で、母は次第に、Aさんに対して愛情をかけられないことを申し訳なく思う、少しずつでもAさんと向き合えるようになりたい、と語るようになった。

**Aさんと母にはそれぞれ相手を思う気持ちはあるものの、親子だからこそ、素直に思いを出せずにいるのではないか。そう考えたオンブズは、相談員立ち合いのもと、親子で気持ちを伝えあう場を設けることを提案した。**

話し合いの場でAさんは、妹と同じように自分とも向き合ってほしいこと、ケンカをせずにちゃんと話がしたいと思っていることを母に伝えた。母からも、これまでAさんとしっかり向き合ってこられなかったが、これからは少しずつ話をしていきたいという思いを伝えた。

その後もAさんと母の間でたびたび衝突はあったが、面談を継続する中で、Aさんも母も、互いの行動の背景にある思いについて考えるようになっていった。現在もまだ関係は良好とまではいえないが、親子で思いがすれ違ってしまっていたところ、第三者としてオンブズが思いの橋渡しをしたことで、互いに少しずつ歩み寄ることができるようになったケースだった。

## 【 子どもが安心して先生に相談できるように関係調整した事例 】

Bさんから、言葉づかいが変だとクラスの子たちからからかわれてつらい、学校に行きたくない  
と相談があった。電話をくれたその日も学校を休んでいた。Bさんの母が、学校に行けずつらい  
思いをしているBさんにどのように対応していいかわからず、オンブズに相談してみたらどうか  
と提案し、Bさんが電話をしたということだった。

Bさんと母にオンブズに来てもらい話を聞かせてもらおうと、Bさんの家族は、父の仕事の関係  
で、数年間海外で暮らし、少し前に日本に戻ってきたばかりだという。Bさんは日本語でのコ  
ミュニケーションにまだ慣れていない様子で、最初は言葉数が少なかったが、相談員がBさんの  
テンポに合わせてゆっくりと話しかけると、少しずつしんどい状況を話してくれた。Bさんの話す  
日本語のイントネーションや言葉づかいがみんなと違うと言われ、最初は数人に遊び半分から  
かわれていたが、今ではクラスの他の子たちにも広がっている気がする、Bさんとしては日  
本語の悩みは自分で解決しなければいけないと思っていて、先生に一度だけ相談して以降は一人  
で我慢していること、そうすると味方が誰もいない気がして学校に行くのがつらいということ  
を話してくれた。一方、母からは、学校に行きたくないと言っている子どもにどう接していいかわ  
からないことや、母からも担任にからかいのことを相談したところ、クラス指導をすると返事があ  
ったものの、事態が一向に改善しているように思えず、担任に対して不信感がある様子がうかが  
われた。

**Bさんと母の話を聞いたオンブズは、学校でのBさんへのからかいがどのようなもので、学校  
としてどのように対処されているかをまずは確認する必要があると考えた。**オンブズが学校に話  
を聞くことを提案すると、Bさんも母も了承した。

オンブズが学校に行くと、担任だけでなく、Bさんを知る複数の先生も集まってくださってい  
た。担任の先生は、Bさんがからかわれてつらい思いをしていることを真摯に受け止めていて、  
からかった子たちから話を聞いて指導しているとのこと。しかし今回、オンブズから連絡があり、  
Bさんが誰にも相談できず一人で問題を抱えこんでしまっていることを知って、担任だけでなく  
いろんな先生でチームを組んでBさんを支え、からかいがなくなるよう学年や学校全体でも取り  
組んでいこうと話合ったという。先生方からは、困ったらいつでも担任に相談してほしいこと、  
また担任だけでなくたくさんの先生が味方だから安心してほしいことをBさんに伝えてほしい  
という要望があり、学校訪問は終わった。

後日、いつでも相談してほしいという担任の言葉や、Bさんが学校生活を安心して送れるよう  
にいろんな先生たちが協力しているということを伝えると、Bさんはほっとした表情になった。  
それ以降も、オンブズに来て学校での様子を報告してくれたが、からかいは少なくなってきた、  
またあったとしても先生に相談できるから大丈夫だと話してくれるようになった。徐々に元気  
になって学校に通うBさんの姿を見て母も安心し、担任への不信感も和らいでいった。

子どもが誰にも相談できないと思いこみ、問題を一人抱えこんでいたところ、オンブズが子ど  
もと先生の両方から話を聞き、それぞれの思いを橋渡しすることで、子どもが困ったことがあ  
れば安心して先生に相談できるように関係調整した事例だった。

## 【 子どもの交友関係を尊重するように母に働きかけた事例 】

Cさんの母から、「子どもの交友関係が心配だ」という相談の電話があった。市内に引っ越してきて3カ月経つが、近所の子どもたちは皆、小さいころからの幼馴染で、放課後は、近くの公園で辺りが暗くなるまで野球をして遊んでいる。母によると引っ込み思案だというCさんは、近所の子どもたちとは馬が合わず、同じクラスの他の子と放課後も家で二人きりでゲームをしていることが多かった。しかし、その子が席替えをきっかけに別の友だちグループに入ったとき、Cさんは、自分も一緒に入れてほしいと声をかけられず、距離ができてしまった。今は、学校の休み時間も放課後も一人で寂しく過ごしているようだ。相談員から母にCさんと会って直接話を聞きたいと伝え、面談に来てもらった。

面談では、クラスや近所の友だち関係についてCさんの思いを聞いた。すると、Cさんとしては、友だちになりたいのは、実は近所のDさんだという。Dさんには引っ越しきてすぐに野球に誘ってもらって、とても楽しかったそうだ。ただ、帰り際にDさんがCさんをからかうのを見たCさんの母が怒ってしまい、その場でDさんを叱りつけ、さらにDさんの母にも話をしに行ったそうだ。それ以来、Cさんは一緒に遊びたくてもDさんたちの輪に入りにくいのだという。さらに、これまでも母がちょっとしたトラブルで友だちとの間に入ってきたことで、気軽に話しかけられなくなったことが何度かあり、Cさんとしても困っているとのことだった。

**オンブズとしては、母が子どもの交友関係に干渉することで関係がこじれてしまっているの  
で、母に子どもの交友関係を尊重するよう働きかける必要があると考えた。**

そこで、Cさんとの面談では、Dさんとどうやって仲良くなるかを一緒に考えながら、あわせて母に対しては、友だちとのトラブルで困ったら自分から言うのでそれまでは見守っていてほしいと直接伝えることを提案し、Cさんもやってみようということになった。母子合わせての面談の場で、Cさんの思いを聞いた母は、心配を若干残しつつも子どもを見守ることに納得した様子だった。安心したCさんは、翌日Dさんに声をかけ、週末に遊ぶ約束をとりつけた。

一週間後、Cさんとしては、今は困っていることはないということでも面談は終結となった。一方、母にあらためて子どもの話を聞いてどう思ったかを聞いたところ、Cさんの思いはわかるが、まだ不安な気持ちがあるという。というのも、Cさんは体が同年代の子どもに比べるとずっと小さく、これまでも友だちにからかわれることが多かった。母は、トラブルの度に泣いて家に帰ってくるCさんの対応に苦労してきたそうだ。だから、また同じことが起きないか心配なのだと言育て上の不安を語った。母自身、引っ越し前も引っ越し後も、近所に親しく話せる友人がおらず、子育てや家での悩み事は一人で抱え込んでいるようであった。そこで、子ども面談が終結したのちも、しばらく子どもの様子を聞く形で母の面談を継続した。母との面談では、子どもとのかかわり方について一緒に考えていき、母も自分で対処できるようになったところで終結とした。地域で孤立し、子育てに関する不安を募らせていた母の思いを受けとめることで、子どもの最善の利益を守ることにつながった相談事例であった。

## 私は、ダニエル・ブレイク

チーフ相談員 平野 裕子



少し前に、イギリスのケン・ローチ監督が作った『私は、ダニエル・ブレイク』という映画を観ました。まずどんな話なのか、簡単に説明したいと思います。

主人公はダニエル・ブレイクという 59 歳の男性です。ダニエルは、イギリス北東部のニューカッスルという町で、腕の良い大工として長く働いてきましたが、いまは心臓病を患い医者から働くことを止められています。生活の糧であった大工の仕事ができなくなって、就労できない人のための国の支援制度に申請しようとするのですが、なかなかうまくいきません。申請の方法は IT 化が進んでいて、大工としての腕は一流でもパソコンを使えないダニエルにとっては、申請すること自体が至難の業です。マウスの使い方からわからなくて、パソコン画面の上にマウスをもって行って動かしてみたり、やっとのことで必要な情報を入力し終わったと思ったらタイムオーバーで一からやり直しになったり、踏んだり蹴ったり。窓口の人の対応も冷たくて、心臓が悪くて働くことを医者から止められていると説明しても、規則だからといった的外れな質問を延々とされてしまいます。こんなことを繰り返しているうちに、ダニエルはだんだん疲れていくのです。

ダニエルは、申請に行った先で、同じように困っているシングルマザーのケイティに出会います。ケイティは、いまは仕事がありませんが、2 人の子どもの育てながら、なんとか大学で勉強して、安定した生活ができるようになりたいという夢をもっています。けれど、移住してやってきた初めての町で、福祉の窓口で約束時間に遅れたというだけの理由でペナルティを受けて、明日の生活にも困っていました。ケイティと子どもたちに出会ったダニエルは、自身も問題を抱えたまま、彼女たちを放っておけず、いろいろと手を貸して、二人の間に友情が芽生えていきます。

そんななか、ケイティは、新しい靴を買えないことで娘が小学校でいじめられていると知り、追いつめられたケイティは、身体を売ってお金を稼ぐことまで考えてしまいます。そのことを知ったダニエルは悲しみ、一方、自身も進まない申請作業に疲れ果て、怒りを抑えることができません。「福祉」という看板を掲げている公的機関に、助けられるどころか苦しめられているのです。思い詰めたダニエルは、白昼、たくさんの人が見ている前で役所の壁に「私は、ダニエル・ブレイク」とスプレーを書いて、警察に逮捕されてしまいます……。自分はちゃんと名前をもった一人の市民なのだと大きな声で言いたかったのです。この続きは、是非、実際に映画を観てみてください。

ここまで書くと、救いのない話に思えるかもしれません。実際、この映画は、イギリス社会で起きている現実を観る人に突きつけてきます。それに、これは決して遠い国の話ではな

く、世界中どこにでもある理不尽の象徴であるようにも思えます。穏やかに生活したいと願ってまじめに生きている人が陥る窮地。そして、一度そこに落ち込んでしまうと、そこから抜け出すのは容易ではありません。人生をこじらせて上手くいかないということは誰にでも起こりうることです。だからこそ、一度こぼれ落ちてしまっても挽回できる道がなければ人は希望をもって生きられません。

先日、大阪西成にある「NPO 法人 こどもの里 自立援助ホーム」のドキュメンタリーをテレビで観ました。自立援助ホームというのは、親の病気や虐待など、なんらかの理由で家庭にいられなくなった、原則 15 歳から 20 歳までの若者たちが自立を目指すところです。児童養護施設などからも離れざるをえず、家庭の後ろ盾もない子どもが入居することから、義務教育修了後の「最後の砦」と言われたりしています。番組の中で、「自立とはどういうことだと思いますか？」と聞かれた子どもたちは、お金を稼ぎ、そのお金で自分の生活を全部まかなえることと答え、一方で、ホーム長をされている植月健司さんは、同じ質問に「自立とは、こけたときに立ち上がれること。それは関係性のなかでしか生まれへん」と答えていたのが印象的でした。本当にどん底で困ったとき、人を助けるのはお金じゃなくて、関係性。それに支えられて人は生きている。植月さんはそういう関係性を子どもたちに広げていってほしいという思いで、この仕事にかかわっているのだと言われます。

でも、関係性を支えるというのはとても難しいことだし、皮肉なのは、その仕事が福祉行政の真ん中で担われてはいないということ。植月さんたちの仕事も行政の手の届かないところを、何とか自分たちが支えようとして広がってきたのです。「公的機関による支援」のありようと「個々人の関係を支えること」との両立の難しさがみえます。裏返していえば、日本にもまた、たくさんのダニエル、たくさんのケイティがいるのだと思わざるをえません。ひるがえって、そこにオンブズがどのように関わっていけばよいのか、そう考えたとき、それはとても重い問題です。

\* \* \* \* \*

## 「何者」でもない関係



相談員 船越 愛絵

わたしはあんまり記憶力がよくありません。つい昨日のことでも、晩ごはんは何を食べたんだっけ？なんて思うことは日常茶飯事。もっともっと前のこととなると言わずもがなで、友だちが昔の話をしても、そんなこともあったっけなあ、とぼんやりしたイメージが浮かべばいいほうです。

ところが、面談で子どもたちと話していると、ふいに自分の子ども時代



の記憶がよみがえってくることがあります。おとなしい、目立たない存在だったはずなのに、ふとしたはずみで調子にのってしまい、友だちにちょっとひかれてしまったこと。「みんな」のノリについていけなくて、端っこで笑うしかなかったこと。流行りの歌を知らなくて、ひやひやししながら知ってるふりをしたこと、などなど。それらはたいてい、痛かったり、苦かったり、思い出すだけで身もだえしてしまいそうな記憶ばかりです。もう 10 年以上がすぎた今でも、ちょっと冷静にはふり返れない記憶たち。それらにふれるたびに、あのころのどろっとした息苦しさが迫ってくるような気がします。

先日、『セトウツミ』という映画をみました。原作は漫画なのですが、わたしは映画ではじめてこの作品を知りました。

主人公は大阪の高校生、瀬戸と内海のふたりです。瀬戸は派手でおしゃべりで社交的、だけど授業態度や成績はあまりよくありません。一方の内海は成績優秀、品行方正、でもどこか冷めていて、友だちらしい友だちがいる様子はありません。ストーリーは、いたってシンプル。一見正反対に見えるこのふたりの会話だけが、川辺で淡々と展開されていきます。けれどこの会話がなかなかどうして、クセになるのです。ふたりの表情や口調、なんともいえない間がとにかく絶妙。ときどきドキッとするようなことを言うかと思えば、またすぐにくだらない話が続きます。

一見どうでもいい暇つぶしに見えるやりとり、けれどふたりがこの川辺にたどり着くまでには、それぞれちょっとしたいきさつがありました。

瀬戸に出会う前、内海は学校の誰とも親しくしゃべろうとしませんでした。その理由を同級生に尋ねられたとき、内海は「おもんないから」と答えます。それを聞いた同級生は、「参加してへんからやん」と、部活に入ることを勧めます。同級生の指摘は実際そのとおりで、内海には笑いあう同級生を見て「何がおもしろいねん」とつぶやくような、一歩ひいて冷めた目で「みんな」をみているところがありました。

ひとり静かに過ごしたい内海は、塾までの放課後の 1 時間半を、川辺で過ごすことに決めます。そんな内海を、けれどなぜか周りは放っておいてくれません。ことあるごとに部活でも入れと言われ、うんざりした内海はこうぼします。

どいつもこいつも、走り回って汗かかなあかんのか？　なんかクリエイティブなことせなあかんのか？　仲間とつるんで悪いことせなあかんのか？　この川で暇をつぶすだけの青春があってもええんちゃうんか。

そんなある日、内海が座る川辺に、突然瀬戸があらわれます。実は瀬戸は、元サッカー部。とある練習試合で、先輩が蹴ることが暗黙の了解になっていたフリーキックを、「うまいヤツが蹴って何があかんねん」と勝手に蹴って、退部に追い込まれてしまったのです。ぽっかり空いた放課後の時間を埋めようとして、瀬戸もまた、川辺にたどり着いたのでした。

ほぼ初対面の内海に向かって、瀬戸は「誰やねん、おまえ」と言い放ちます。戸惑う内海が答えずにいると、瀬戸はいきなりとなりに腰をおろし、話し始めます。「ちょお、聞いてくれや！　俺、めっちゃ虫キライやん……」。

これが、ふたりの川辺の始まりでした。



わたしは、誰ともまじわろうとしなかった内海が瀬戸と放課後を共有するようになった理由が、なんとなくわかるような気がします。

「何者」かであることを求めるまなざしは、いつでもわたしたちの周りにあります。わたしたち自身も、なかば無意識にそれを他者に向けてしまっています。たとえば「部活を頑張る高校生」、「空気を読んで先輩を立てる後輩」、「クールでおとなびたクラスメイト」、「いつでも明るい友だち」……。こうして他者に「何者」かであることを求めてしまうのは、たぶん、そうでないと自分の立ち位置を決め、それにしがたってふるまうことができないから。それは、ひとが誰かと関わりながら生きていく存在である以上、仕方がないことなのかもしれません。でも、ときどき、息苦しい。

内海は、周りに求められた「部活に汗する」「クリエイティブなことをする」「仲間とつるむ」高校生、という役割を受け入れませんでした。瀬戸も、「部活で先輩を立てる後輩」という役割を拒みました。そうしてたどり着いた川辺で、瀬戸は内海に「誰やねん」と問うておきながら、その答えを求めませんでした。そんなふたりだからこそ、「何者」でもない関係をむすぶことができたんじゃないか、と思うのです。

おとなになった今では、ある程度わりきって、自分の役割を演じることができます。ごくごく親しいひととの間では、「何者」でなくてもいい、と思えるときもあります。でも、小学校、中学校、高校……あのころのわたしは、しょっちゅう自分の役割を間違えて、見失って、息苦しさのなかでもがいていました。

瀬戸と内海のような、互いに「何者」でもない関係。いつでも、誰とでもというわけにはいかないけれど、ひとりでもそんな関係をむすべるひとがいたら、あのころのわたしは、ほんと息がつけたかもしれない。そう思うと、ちょっと胸の奥が痛むときがあります。でも、必死でもがいてきたその先の今、ほんのひと握りだけど、「何者」でなくてもいい関係、といえるひとたちがいる。それもまた、たしかなことなのです。

\* \* \* \* \*

## じぶんだけのいろ



相談員 鈴木 伸尚

『スイミー』で有名な絵本作家レオ＝レオニの展覧会に足を運ぶ機会があり、そこでいくつかの作品に触れました。『フレデリック』、『チョコときんいろのつばさ』、『コーネリアス』など、どれも素敵な作品なのですが、その中でも、『じぶんだけのいろ—いろいろさがしたカメレオンの話』という絵本がとても印象的だったので紹介したいと思います。

主人公のカメレオンはある悩みを抱えています。オウムはみどり、金

魚は赤、象は灰色、豚は桃色と、動物はみんな自分の色があるのに、カメレオンの自分だけは行く先々で色が変わってしまう。どうしたらいいのだろうか…。

悩んだカメレオンは、それならば、木の葉のうえでずっと生活していれば、緑色を自分の色にできるかもしれない、と考えました。緑色の木の葉に飛び乗ったカメレオンは、目論見通り、きれいな緑色になりました。カメレオンはとても嬉しくなりました。しかし、幸せは長くは続きません。木の葉は秋になると、黄色に変わり、赤色に変わり、カメレオンも緑から黄色、黄色から赤色と、色が変わってしまいます。喜びでクルクルと上に丸まっていたカメレオンの尻尾は、段々と下に垂れてきて、目はうつむいて、口もへ字になって、浮き浮きとしていた表情が陰りを帯びてきます。さらに冬になると、木の葉は寒風で枝から吹き飛ばされて、木の葉にのっていたカメレオンも地面に落ちてしまいます。長い冬のあいだ、黒い地面と同じように、カメレオンの色も気分も真っ黒です。

春になって、カメレオンは草むらで一匹のカメレオンと出会います。カメレオンは思い立って、「ぼくらは、どうしても自分の色を持てないのだろうか？」と自分の悩みを話してみました。すると、もう一匹のカメレオンは、「残念だけどね」とつれなく答えを返しました。けれども、つづけて、「でも、ぼくら、一緒にいてみないか」と誘うのでした。一緒にいれば、行く先々で色が変わっても二匹とも同じ色だから、と。二匹のカメレオンはその後、一緒に暮らすことになりました。二匹は一緒に、緑、紫、黄色、水玉模様に変わりました。悩んでいたカメレオンの顔が穏やかで幸せな表情に変わり、物語は閉じられます。

はじめてこの絵本を読んだ時、自分だけの色がほしいと悩んでいたカメレオンが、いろいろと探し試みた結果、色を探すのをやめてしまう結末に驚きました。悩むカメレオンの姿に、自分だけの色＝自分の個性を探し求めていたかつての私を重ねていたからです。

では、なぜカメレオンは自分だけの色探しをやめたのかといえば、もう一匹のカメレオンとの出会いがあったからです。私が、何よりもドキリとさせられたのは、カメレオンの相談に対するもう一匹のカメレオンの応え方でした。「残念だけどね」という返事を、はじめはすこし冷たく感じました。思い悩んでいたカメレオンにすると、自分だけの色を探すのをきっぱり諦めるように言われているように聞こえるからです。しかし、よく考えてみると、カメレオンは生き物として、色を変えることをやめられないのですから、とても現実的な答えです。聞いたカメレオンはハッとさせられたのかもしれません。

しかも、もう一匹のカメレオンは、現実的な答えで突き放すだけでなく、「一緒にいてみないか」と誘うことでカメレオンの悩みに寄り添おうとします。長い時間をかけて、一緒に色を変えていく中で、「くるくると色が変わるのが君の色（個性）だよ」というメッセージをもう一匹のカメレオンは伝えたかったのではないのでしょうか。絵本には描かれていませんが、その時々について、二匹は多くの言葉を交わしたのかもしれません。

私も、オンブズの相談員として、子どもの困っていることについて、子どもに寄り添いながら、ともに悩み、考えていけるおとなでありたいと思います。

\* \* \* \* \*

## コンプレックスがふっと軽くなる瞬間

相談員 今井 貴代子



先日テレビを見ていると、世界を舞台にモデルを目指す女の子たちのオーディション番組がありました。女の子たちは、それぞれにメイクを工夫し、流行や季節を意識した服を着て、自信たっぷりに歩いて審査員にアピールをしていました。審査員は、元モデル、有名なヘアメイクアーティストなどで、厳しいまなざしで女の子たちを見ています。ある女の子の番になったとき、審査員が質問を投げかけました。「工夫したポイントはどこですか」。女の子は答えました。「だんご鼻が気になるので、それを隠すようにメイクしました」。すかさず審査員は言います。「コンプレックスを隠すのはモデルとしてNG。コンプレックスは活かさない」。だんご鼻が少しでも高く見えるようにメイクを工夫していた女の子は、審査員の厳しい言葉を聞いて、感情を抑えることができずその場で泣き出してしまいました。

テレビを見ていた私はびっくりしました。なぜなら、気になるところをよく見せようと工夫したことは、審査員から誉められることだと思ったからです。そうではなく、コンプレックスを隠すなど厳しく言われるのですから、私もテレビを見ていて泣いてしまいそうになりました。コンプレックスは誰にでもあると思います。周りから否定されそうで怖いし、自分でも向き合うのはとてもしんどい、ましてや隠すのではなく強みにすることなど、とても難しいことのように思えます。コンプレックスに向き合うのは難しい。そう思いながら、私も自分のことを振り返っていました。

小さい頃から私はコンプレックスがたくさんありました。その一つに体に関することがあります。体が大きく、骨太で、体重も重く、中でも肩幅が広いことをとても気にしていました。肩幅が広いために服がきつくて入らず、自分に合うサイズの服をなかなか見つけることができませんでした。到底おしゃれなど興味がわくはずありません。肩幅を少しでも小さく見せようと、肩を狭めていたのでどんどん猫背になっていきました。肩幅の小さい子がうらやましいけれど、そのことを口にする 것도できず、肩幅の悩みは誰にも言えない私だけの秘密でした。その程度の悩み、と思う人がいるかもしれませんが、悩んでいる本人にとっては切実で深刻な問題です。

おとなになったある日、この悩みがふっと軽くなる出来事がありました。私はさまざまに悩みをもつ子どもたちの集まりにスタッフとして参加していました。そこに来ていたある高校生が私に言ったのです。「肩幅、広くていいな!」。こんな風にためらいもなく肩幅のことを言われるのは初めてで、穴があいたら入りたいほど恥ずかしくなりました。「めっちゃコンプレックスなんやけど!」と、私は素直に自分の悩みを口にしました。その高校生は肩幅が広くなりたいと思っていたようで驚いていました。この出来事をきっかけに、私は肩幅が広い悩みを口にでき、人に言えるようになると、不思議なことに肩の広さを隠そうとしなくな

りました。20代も半ばを過ぎた頃のことです。スタッフとして参加していた私（しかも、いいおとな！）が、逆に高校生に励まされたのです。今思えば、その集まりが悩みを素直に言い合える、子どもたちにとっての安心できる場だったことは大きいです。おとなの私にとっても安心できる場だったのかもしれない。

コンプレックスを誰にも言えずにいと、ますます悪い方に考えてしまいがちです。でも、同じような悩みをもっている人の前や、ここでなら口にしても大丈夫かもしれないと思える場では、ふとした瞬間に出てしまっていることがあります。本当は誰かに話を聴いてほしいと思っているのかもしれない。コンプレックスを隠すのではなくそのままの自分として受け入れるのは、ひとりでは難しい。でも誰かに知ってもらえたら、そのままの姿でいいよと言ってもらえたら、コンプレックスはふっと軽くなる。そうしたことがあるように思うのです。

テレビ番組には続きがあります。審査員に厳しい意見をもらったモデル志望の女の子が、メイクアップアーティストの人からだんご鼻を隠さないメイクを教わります。「この方が断然かわいい。これがあなたの強み」と審査員は言い、今度はやさしいまなざしで女の子を見つけていました。まだ涙目でしたが、女の子の顔がさっきまでとは違う清々しい表情になったのがとても印象的でした。

## 4 オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合とがあります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号（p.44「オンブズパーソンの職務」参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

オンブズパーソンには市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）が付与されており、これに対して市の機関には、オンブズパーソンの職務の遂行に関する協力義務（条例第 8 条）、勧告・意見表明等を尊重する義務（条例第 15 条第 3 項）が課せられています。さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行います。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現することであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していきます。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものがあります。

### ▽「勧告」または「是正等申入れ」（第 15 条第 1 項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」です。

### ▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第 15 条第 2 項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」です。

### ▽「要望」（第 16 条第 1 項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行います。

### ▽「結果通知」（第 16 条第 2 項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知します。

### ▽「公表」（第 18 条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表します。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により行います。

## 2018 年次の調査状況

### 申立てによる調査

2018 年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）を受け付けた案件はありませんでした。

### オンブズパーソンの発意による調査

2018 年次は、新たに自己の発意によって調査をおこなった案件はありませんでした。

### 条例上の対処

2018 年次におこなった条例上の対処はありません。

## 5 オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例では、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（第6条第2号）を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動は重要です。

条例第21条では、広報・啓発に関する市の機関の役割として、以下の二点が定められています。

- ①条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること。
- ②子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めること。

つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨をふまえ主体的にオンブズパーソンと連携しながら行うものです。

子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、リーフレットや電話相談カードを配布するとともに、オンブズに相談するとどうなるかを分かりやすくストーリーにした『こんなときオンブズ』マンガ版をホームページに掲載するなど、「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、広報・啓発に努めています。

また、2016年次から始めた小中学生向けの啓発チラシ『子どもオンブズ通信』については、2018年次もNo.4を3月に、No.5を9月に作成・配布し、トライやる・ウィークでオンブズでの職場体験をした中学2年生によるオンブズの紹介や、オンブズに寄せられた相談の状況や相談ケースの紹介、「子どもの権利条約」で保障されている権利の説明などを行いました。

さらに、義務教育修了後の子どもたちにも相談先としてオンブズを認知してもらえよう、中学3年生の卒業前に「中学校を卒業するあなたへ」というメッセージを届け、新たな旅立ちに向けて啓発を行いました。

引き続き、オンブズパーソンからより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と連携・協力しながら、広報・啓発活動に努めていきます。



# 子ども オンブズ通信

2018年9月

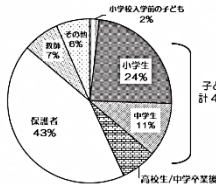
No.5

みなさん、こんにちは！子どもの人権オンブズパーソンでは、困っている子どもの話をじっくりきいて、どうしたらいいかを一緒に考え、子どもの問題解決を支援しています。オンブズについてもっと知ってほしいと思い、この通信をつくりました。

今回の第5号も、ぜひ最後まで読んでみてください！

## 2017年、オンブズで受けた相談を紹介しす

### だれからの相談があった？

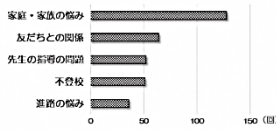


子どもからの相談は、「小学校入学前」「小学生」「中学生」「高校生/中学校後」を含めると44%もあります！たくさん子どもが相談してくれています。保護者からの相談も多く、おとなも子どものことを心配しているのわかります。

子どもからの相談は、最初電話だった場合も、次からは会って話をすることが多いです。また最初は保護者からの相談でも、子どもの気持ちに合った解決をめざすために、なるべく子どもにも会って話をしています。

### 相談の内容はどんなことが多い？

～子どもからの相談・ベスト5～



(注)子どもの相談(計247回)で、どんな相談がいらあったかの割合。

子どもからの相談で一番多かったのは、「家庭・家族の悩み」です。その次に「友だちとの関係」「先生との関係」「不登校」「進路の悩み」と続きます。相談の内容は一つだけでなく、二つ以上ある場合が多いです。

「家庭・家族の悩み」は身近な友だちや先生に話したい。だからこそ「おとなのおとな」であるオンブズに相談してくれる子どもがたくさんいます。オンブズでは秘密を守るから安心してね。

相談したいときは、気軽に相談に来てね！

「トライやる・ウィーク」で中学生がオンブズに！詳しくはコチラ ➡

まとめ ち しき  
オンブズ 豆知識

## 自分の秘密は守られる ～プライバシーの権利

このコーナーでは、「子どもの権利条約」で保障されている権利について紹介していきます。今回とりあげるのは「プライバシーの権利」です。

みなさんには、他の人に知られたいくないことや自分の秘密はありますか？

「自分だけの悩み」「家での生活」「家族のこと」などいろいろあると思います。こうした自分のことや自分の身の回りのことをプライバシーといいます。プライバシーにかかわることや他の人に勝手に知られたり、自分の知らないところで言いつけられたりしたら、みなさんはどんな気持ちになりますか。くやしく悲しい気持ちになるんじゃないかなと思います。おうちの人であっても、友だちとの手紙やメール、ラインのやりとりを見られるのは嫌ですよね。

子どもの権利条約第16条「プライバシーの権利」には、自分に関係のある情報や家族のこと、住んでいるところ、まだ電話や手紙について、他の人に立ち入られたい指図されない権利があると書かれています。プライバシーの権利とは、人それぞれの秘密が守られる権利ともいえます。秘密が守られることは、自分の世界や自分らしさを守るために大事なことです。

みなさんも、自分の秘密を大切にしながら、他の人の秘密も大切にしてください。

オンブズでも、相談に来てくれた子どもやおとなの秘密はかならず守り、本人の同意なしに他の人に話すことはしません。プライバシーの権利をオンブズでも大事にしています。



【編集・発行】

2018年4月から、事務局が3階から5階に移りました！

川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局

〒666-8501 川西市中央町12-1 川西市役所5階

フリーダイヤル 0120-197-505

相談したいときは… (月曜～金曜 10時～18時)



## 中学生が「トライやる」でオンブズを体験！

「トライやる・ウィーク」で、中学生がオンブズへしごと体験にきてくれました。

子どもの問題に詳しい専門家であるオンブズパーソンって、どんな人？

中学生のみんなが3人のオンブズを紹介しす！

### オンブズパーソンって、 こんな人だよ！



オンブズに電話でインタビューしました

### 吉川法生 オンブズ 相談に真剣にこたえてくれます

【専門】家事・少年事件

毎週金曜日にある研究協議で、相談員が受けた相談をきき、解決に向けて質問を考えています。オンブズパーソンになった理由は、前のオンブズに勤められ興味をもったからです。子どもの相談を、相談員、専門員と共に一生懸命考え、その結果、子どもがよい方向に向かう姿を見てやりがいを覚えています。趣味はスキーやテニス、音楽と幅広い一面もあります。すごく話しく話しやすいです。ぜひ困ったオンブズに相談してください。

清和台中学校2年 鍋島 空侍



オンブズからの解りをつくられました！

### 堀家由紀代 オンブズ 小中学生へのメッセージ

【専門】特別支援教育・教育相談

もともと医者になりたかったのですが、高校の進路相談のとき、先生から「教師になつたら？」と言われ、特別支援教育の道に進みました。オンブズに興味をもった理由は、前オンブズに誘われ、子どものやりたいことを支える仕事だと思い、やろうと思ったからです。中学生時代、部活には入っていませんでしたが、顧問を習っていました。今の小中学生のみなさんには、自分のやりたいことに時間を使ってほしいです。人生の貴重な時間を大切にしてください。

多田中学校2年 平山 朱也・木山 敬太  
明峰中学校2年 台井 直希・宮内 陽菜

次はオンブズ豆知識だよ！ ➡



小学3年生の市役所見学。紙芝居を使ってオンブズを紹介してくれました♪

### 大倉得史 オンブズ ～どんな人？～

【専門】発達心理学・認知心理学

子どもの心が成長・変化することを明らかにする発達心理学を専門としています。もともと物音が好きでしたが、自分自身の心についてもっと勉強したいと思ったことがきっかけで研究を始めた。オンブズパーソンになるうと思ったのは、小中学校で何が起きているかを知りたいからなんです。オンブズの仕事でやりがいを覚えるのは、難しい問題に付けてみんなで協力し、解決の糸口が見えてきたときです。その他にも発達心理学が立っています。好きな食べ物は蕎麦のつまみで、中学校の時はハンドボール部でした。

川西市中学校2年 川崎 由珠・河本 果歩  
川西市中学校2年 木曾 朱那・森 脩人

## 子どもへの広報・啓発

### 子ども向けリーフレット・電話相談カード等の配布

市内の小・中学校、養護学校、幼稚園、保育所及び市内県立高校を通して、1 学期にはリーフレット、2 学期には電話相談カードを子どもたちに配布しました。また、2016 年次より新たに発行している小中学生向け啓発チラシ『子どもオンブズ通信』については、3 月に No.4 を、9 月に No.5 を配布しました。その中で、子どもの権利条約で示されている“子どもがもつ権利”を説明したり、オンブズにどんな相談をしたらいいかを子どもに知ってもらうために相談ケースを紹介したり、トライやる・ウィークで来てくれた中学生が作成した“オンブズパーソンはどんな人？”というオンブズの紹介記事を掲載するなど、オンブズを身近に感じられるよう広報・啓発に努めました。さらに、3 月に中学 3 年生に向けて「中学校を卒業するあなたへ」というメッセージを届け、卒業後の新たな旅立ちに向けてのエールを送るとともに、オンブズの広報も行いました。

今後もより効果的かつ重要と思われる時期や学年等も検討しながら、さらに広報の充実に努めたいと考えています。

### 小学校 3 年生の事務局見学

例年どおり、5 月～7 月に、市内小学校の 3 年生による市役所見学が実施され、その際にオンブズパーソン事務局にも見学に訪れました。そこでは相談員が紙芝居を用いて、オンブズパーソンの説明を行うとともに、事務局内の電話を使って、オンブズパーソンのフリーダイヤルに電話をかける「体験」もしてもらいました。

相談員は「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから、気軽に電話してね」と子どもに直接伝えます。事務局見学は、市内の子どもにオンブズパーソンを身近な存在として感じ取ってもらえる絶好の機会です。これを機に、子どもからの電話や来所といった直接の相談が寄せられることもあります。

### トライやる・ウィークでの中学生受け入れ

毎年 5 月～6 月、市内中学校 2 年生がさまざまな事業所の協力を得て、職場体験活動を行います。2018 年次は、5 校から計 9 名（男子 5 名、女子 4 名）の生徒がオンブズパーソン事務局にやってきて、5 日間を過ごしました。

具体的には、オンブズパーソンと直接会っての話し合いや、相談員との模擬研究協議などの活動を行いました。体験期間中に小学校 3 年生の事務局見学が重なっている場合には、紙芝居を使ってオンブズパーソンの説明にも挑戦してもらいました(写真)。

模擬研究協議は、子どもへの人権侵害に関する架空の相談について、みんなでざっくばらんに意見を出し合い、どうすれば困っている子どもが元気になるか、安心できるかを考えるという試みです。「子どもの最善の利益」



紙芝居を使ってオンブズの説明をしたり、いろいろな質問にも答えてもらいました。

の視点から問題解決に取り組むオンブズパーソンの仕事を体感してもらうことがねらいです。どの生徒も、しっかりと問題状況や背景について考え、自分の意見や気持ちを表現する力を持っており、かわった相談員も学ぶことが多くありました。

### 【オンブズパーソン事務局で体験活動した中学生の感想文から（一部抜粋）】

- ・ 特に心に残ったのは、小学 3 年生の市役所見学でオンブズについての紙芝居をするとき、担当の相談員の方が励ましてくれた言葉のおかげで、本番に成功することができました。だからこれからは失敗ばかりしてしまっただけの時でも、その言葉を思い出して、自分を信じて成功させたいと思います。
- ・ 模擬研究協議では、漫画のケースを読み、この子はどのようなことを思っているのだろうか、一つの方面から見るとではなく、いろいろな角度や方向から見ると、内容がどんどんわかっていくことを学びました。
- ・ トライやるウィークを終えて、自分自身に自信を持つようになりました。子どもはとても大切にされていることがわかりました。
- ・ オンブズはできるだけ周囲の人に負担をかけず、なおかつ相談者の苦しみがなくなる方法を考えて解決に導かないといけなくて、とても時間がかかるし、難しいことだと思いました。
- ・ 模擬研究協議で、相談をしている側の相談者は少しでも気持ちが楽になるし、何より一人の解決のためにたくさんの人が関わり、時間をかけるということを模擬研究協議で分かりました。
- ・ 小学 3 年生の市役所見学で紙芝居やクイズをしました。初めは途中で止まったり、いくつか失敗もありました。でも後の方は緊張せずセリフもしっかり覚えて話せるようになったと思います。自分のできなかったことが少しでもできるようになると本当にうれしく思いました。
- ・ いままで、相談に乗るだけだと思っていたオンブズがこんなにもたくさんのことをして時間をかけて、子どもから受けた相談の解決にあたるということを知りました。
- ・ 職場体験が始まると予想外、大変そうだったと思っていたことも一変して、楽しくやりがいのある体験に変わっていききました。
- ・ 様々なことに気づかせていただいたこと、支え合うことで社会が成り立っていること、関わってくださった人々への感謝の気持ちの大切さ…たくさんのことを教えていただいたように思います。

### 「子ども☆ほっとサロン」の開催

原則、月 1 回の土曜日に、子ども向けの広報・啓発活動の一環として開催しています。以前オンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、いろんな子どもたちがやって来ます。これまで参加者は中高生が多かったのですが、近年の傾向として、小学生の参加も増え、異年齢の子どもが共に過ごす空間となっています。

2018 年次の参加人数は延べ 71 人です。参加者の中には、学校生活や家族関係、交友関係などでさまざまな問題に直面している人もいますが、住んでいる地域や学年も異なる子ども同士があたたかい雰囲気の中での会話や活動を通して親しくなるなど、新たなつながりが生まれる場にもなっています。

ほっとサロンに継続的に参加している子どものなかには、身近な地域に居場所がない子どももいます。いったん学校生活から遠ざかってしまうと、子ども同士の人間関係を結ぶ機会が失われ、社会参加への自信も意欲も失われてしまいがちです。たとえ学校に行けない状況にあっても、安心できる人間関係と場を経験することができれば、人と積極的に関わりたいという意欲を取り戻していくことができ

ます。ほっとサロンでは、スポーツ、料理、フリーマーケットへの出店やクリスマス会などの行事もあり、参加者同士で協力しながら楽しいひと時を一緒に作りあげる体験が、子どもたちの自信や充実感にもつながっています。

市内には、子ども同士がゆるやかにつながれる活動の場が少ないことから、オンブズパーソンは子どもの居場所づくりの推進に向けて、市への提言や居場所に関する座談会開催など、継続的な重要課題として問題提起しています。

表 5-1 「子ども☆ほっとサロン」の参加人数（2018 年次）

| 1 月 | 2 月 | 3 月  | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月  | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|------|------|
| 5 人 | 6 人 | 12 人 | 6 人 | 6 人 | 2 人 | 10 人 | —   | 5 人 | 5 人  | 4 人  | 10 人 |

## おとなへの広報・啓発

### 市機関職員への広報・啓発

市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等に、オンブズパーソンが講師として招かれ開催されたものです。2018 年次は教育委員会の協力のもと、小・中学校の校長会に参加し、直接意見交換する機会を持ちました。

今後も、特に子どもに直接かかわる職員との対話の機会を増やしていけるよう、引き続き市の関係機関と連携・協力して、広報・啓発活動に努めていきます。

#### 【主な広報・啓発】

- ・教育委員との懇談
- ・教育委員会教育推進部及びこども未来部の幹部職員との意見交換
- ・教育支援センター・青少年センター職員との意見交換
- ・市内小・中学校校長会との懇談

### 市民等対象の講演・研修会等（社会教育団体等の主催）

社会教育関係団体等が主催した講演や研修会、市の機関が市民等を対象に開催した講演等に、オンブズパーソンなどが講師として招かれたものです。

#### 【主な講演・研修会等のテーマ】

- ・小学校区人権啓発推進委員会 人権講座  
堀家オンブズ・大倉オンブズ 「育ちあおう 子ども・大人・地域 そして私から」
- ・子ども支援学研究会  
吉川オンブズ 「川西子どもオンブズの 20 年のあゆみ」
- ・県立明峰高等学校教職員研修  
堀家オンブズ 「貧困と子どもの人権」
- ・京都府保育協会研修会  
大倉オンブズ 「保育・幼児教育の意義 子どもを主体として受け止めるとはどういうことか」



・川西市保育所合同施設長会研修会

堀家オンブズ 「子どもの人権を保育から見つめる」

・政令指定都市私立幼稚園団体協議会研修会

大倉オンブズ 「満3歳未満児の保育と親子支援～乳児期から幼児期への養護と教育～」

・川西市留守家庭児童育成クラブ指導員研修会

堀家オンブズ 「子どもの人権」

## 年次報告会(子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム)を開催

2018年3月24日に、「2017年次報告会・子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム」をアステホールで開催し、市内外より60数名の参加を得ました。

第一部では、相談員より1年間の活動概況について報告を行うとともに、自己発意による調査活動について報告を行いました。また教育委員会に提出しました「義務教育修了後の子ども支援に関する提言」についても報告しました。

第二部では、「義務教育修了後の子ども支援について」と題し、閉校となりました川西高校やその統合先である阪神昆陽高校などで長く教員をされ、高校が生徒にとって居やすい場所となるよう活動をされていました森口博喜さん、義務教育修了後の子どもや若者の支援に広く関わるとともに、高校で居場所となるカフェも運営されている田中俊英さん(一般社団法人 office ドーナツトーク代表)、学校に対する生徒指導の支援で先生方をサポートされている西門隆博さん(市教育委員会生徒指導支援課課長)をパネリストにお迎えしてシンポジウムを行いました。

シンポジウムでは、教師の立場や子どもの居場所の運営者としての立場から、子どもの声をいかにキャッチするか、どのように寄り添うかなどについて、これまでの活動をふまえた報告がなされました。また、教育委員会からは気になる子どもに対する義務教育中や義務教育修了後の取り組みや実態が報告されました。子どもたちを支えていくために、学校や地域、行政などがそれぞれ何を大切に、どう取り組んでいけばいいかについて意見交換を行いました。

議論のなかでは、学校での居場所カフェの役割やそれをどのように広げ環境を整備していくか、学校の先生の子どもたちに対する役割がいかに大切か、それを支えていく行政がどうつながっていくかなどが話題にあがりました。



第二部のシンポジウムの様子です。さまざまな立場でどう取り組んでいけばいいのかを熱心に議論しました。

### 【2017年次報告会 参加者の感想（一部抜粋）】

#### 《オンブズパーソンの活動に関するもの》

- ・ 毎年度レポートを基に市民に公開されている姿勢に学ばれます。このような実践が他の自治体にも広がればよいと常に思います。
- ・ 今後ともオンブズパーソンの調整機能の充実などを期待します。
- ・ 義務教育修了後の子ども支援について提言されましたが、解決や支援の課題はこれからもあると思います。就学前の育みと義務教育課程との関連性については、どのようにとらえるか考えてほしい。

《義務教育修了後の子ども支援に関する取り組みや子どもの居場所問題等、フォーラムに関するもの》

- ・ 子どものいまと教育のいまが聴けてよかったです。子どもからの発言があればもっと良かったと思います。
- ・ サードプレイスとしての「モーニングとなりカフェ」のお話を聞き、とても良い取り組みだと思いました。現場の先生のいろいろなご苦労もわかりますが、子どものために頑張っていただきたいと思います。
- ・ 子どもの問題が見えていなかったが、たくさん問題があることを知った。「モーニングとなりカフェ」は大変有力な子どもの味方です。今後ともぜひ続けてほしいです。
- ・ 中学校の別室や適応指導教室で居場所カフェの機能を持たせる必要があると感じます。義務教育の中で果たして実現することは可能でしょうか。柔軟にどのように取り組んでいく方法があるか、ヒントやアイデアを出してほしい。
- ・ 中卒後、高校に進学しなかったり、ドロップアウトした子どもをどの機関が察知把握して、どのような機関が支援したらいいのかと、よく中学校や警察の青少年サポートセンターが話題になるので、できれば市のこども若者総合相談窓口のこれからの動向を注視していきたいと思います。
- ・ 教育改革が子どもを取り巻く現状への改善につながるようには見えず、ますます取り残される子どもが増えるようで少し怖いのですが…。グローバル社会、AI の広がりの中で、子どもが夢をもって生き生きと暮らしていけるために、周辺のおとなに何ができるのか、どうすればいいのか知りたく思いました。
- ・ 今回はじめて参加させていただきました。現状をいろいろ教えていただき思い当たることなど色々な問題も身近にあったり…。つないでいきたいと思いました。
- ・ 子どもを何とか社会に出していくシステムをどう作るのかという中で、高校の果たす役割は大きくなっていると感じました。
- ・ となりカフェが毎日あるから子どもが行けるのだと思います。そこにソーシャルワーカーの専門家がいるのが良い。私も前まで教職員がソーシャルワーカー・カウンセラーの力を持つべきだと思っていましたが、それは無理だと今は思っています。
- ・ 子どもに一番近い存在の家族のあり方が何と言っても大切だと思っています。それでもどうにもならなくなったり困ったときの支援として、今日のフォーラムは勉強になりました。

## 制度・活動に関する問い合わせや取材、視察

### 全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材

#### ・ 視察等

2018 年次においては、オンブズ制度の創設経緯や仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材、視察が合計 42 件となりました（2017 年次は 34 件）。

ここ 3～4 年では取材・視察等の件数は一番多くなっていますが、それ以前と比べると減少しています。しかしながら公的第三者機関の重要性や意義が文科省や厚労省などで叫ばれていることもあり、新たに第三者機関を設置しようと考えている自治体にとどまらず、すでに制度運営を

表 5-2 問い合わせ・取材・視察件数（2018 年次）

| 機関等        | 件数（※） |      |
|------------|-------|------|
| 行政機関       | 17    | (1)  |
| 国会議員       | 0     | -    |
| 自治体議員      | 8     | (7)  |
| マスコミ       | 8     | (3)  |
| 研究者・大学生等   | 3     | (3)  |
| NPO・法曹界等団体 | 2     | (1)  |
| 個人         | 2     | -    |
| その他機関・団体   | 2     | -    |
| 合計件数       | 42    | (15) |

※（ ）内は、オンブズパーソン事務局を直接訪れた視察・取材の件数

開始して数年が経過している自治体からも、制度運営の方法や視点、子ども中心の問題解決の進め方等について、先行自治体である川西市の取り組みを参考にしたいという声を聞いています。

また、マスコミからも 20 周年を迎えたということで、制度の仕組みやこれまでの取り組みに関する問い合わせがあり、一部新聞に掲載されました。



## 6 オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第 5 条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

- ① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関すること
- ② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤ 運営状況等を市民に報告し、公表する場合
- ⑥ オンブズパーソンがオンブズパーソン会議の合議を求める場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもがおかれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、「子どもの最善の利益」の実現に向けて努力するためです。

### 「オンブズパーソン会議」の開催状況

表 6-1 オンブズパーソン会議の開催状況（2018 年次）

| 会 議     | 開催期日      | 議 案 等                                                                                                                                                 |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回会議 | 4 月 13 日  | 代表および代表代行オンブズパーソンの互選について<br>(報告事項)<br>2018 年度 オンブズパーソン事業の当初予算について<br>(議案第 1 号)<br>2018 年度 オンブズパーソン事務局の事務分掌について<br>(議案第 2 号)<br>調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について |
| 第 2 回会議 | 12 月 14 日 | (報告事項)<br>2018 年 1 月～11 月の相談受付状況について<br>(議案第 3 号)<br>2018 年次の運営状況等の報告及び公表について                                                                         |

2018 年次は、オンブズパーソン会議を表 6-1 のとおり 2 回開催しました。

審議された各議案のあらましは、以下のとおりです。

### 議案第 1 号

2018 年度の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、意見を求めたところ、原案のとおりオンブズパーソンの全会一致により承認されました。

### 議案第 2 号

調査相談専門員のうち「専門員」の委嘱任期满了に伴い次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、現行の 10 名の専門員について、引き続き就任いただきたく、このまま推薦することが全会一致で決定されました。

### 議案第 3 号

2018 年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、①「年次報告書」の章立てと編成内容（案）、②「年次活動報告会」の開催企画（案）が提案され、協議の結果、いずれも原案のとおり全会一致で決定されました。

## 個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談員及び専門員等が意見交換し、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。

原則として毎週金曜日の午後、5 時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき、全員で課題の整理や意見交換等を行って、最善の対応方策を決めていきます。

またこの日に、オンブズパーソンが、子どもや保護者等の相談者や申立人、市教委・学校等の関係機関と面談・調整を行う機会を設定する場合があります。

なお、研究協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています。



オンブズパーソンと相談員等がそれぞれ対等な立場で、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を求めて意見を出し合います。

表 6-2 「研究協議」（ケース会議）の開催状況（2018 年次）

| 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 合計      |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|---------|
| 4   | 4   | 5   | 4   | 3   | 5   | 4   | 4   | 4   | 4    | 5    | 4    | 50<br>回 |

## 情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては、条例第 20 条でその運営状況等の報告及び公表を義務づけており、年次報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実がより一層図られることを期待するものです。

### 公文書公開関係

2018 年次は、市情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書の多くは、相談記録や調査記録など秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの付属機関としての独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、市の関係機関に対して勧告や意見表明等を行った文書は、「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて、年次報告書において原則公開を行っています。

### 個人情報開示関係

2018 年次は、市個人情報保護条例第 21 条に基づく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これは、オンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

## 7 オンブズパーソンからのメッセージ

### 人権侵害のメカニズム

オンブズパーソン 堀家 由妃代

#### オンブズ・アイデンティティ

オンブズという職に就かせていただき3年目となりました。これまでの2年は相談員さんや他のオンブズに圧倒され続け、あっという間に時間が過ぎてしまったように思います。ところが3年目に入り、新聞を読んだりネットサーフィンをしていると、自然と「子どもの人権」に関することや、オンブズのような「第三者機関」の情報が私の目に飛び込むようになってきました。これは、こうしたニュースがこの1年で爆発的に多くなったというわけではなく、知らず知らずのうちに私がこうしたニュースに敏感に反応するようになってきたということであると思います。私のなかに「オンブズ・アイデンティティ」が確立されようとしているのではないのでしょうか。そんな3年目です。



ところで、商売を成功させるには3つの目が必要なのだそうです。対象に張り付くほどに迫る（時には中に入り込む）「虫の目」、対象を少し遠いところから眺める「鳥の目」、そして時代の流れ（潮目）を見る「魚の目」です。これは、商売のみならず、私たちが社会生活を送っていく上でとても重要な要素なのではないのでしょうか。現在のオンブズ構成で考えてみると、心理学者である大倉オンブズは主に虫の目を駆使しながら、社会学者である私は鳥の目を用いることを優先的に、問題にアプローチしています。弁護士である吉川オンブズは…何でしょうか…状況によって虫にも鳥にも飛行機にもなれる、高性能カメラのような目でしょうか。しかも、日々は時代の流れを常を感じる場で仕事をされているということを考えれば、他の2人よりも魚の目を持ちうるようにも思います。

オンブズの機能が相談・調整活動、そして制度改善であるとするならば、これら3つの目をもって子どもの人権に迫ることが私たちの仕事であると考えますし、そう考えると現在のオンブズのメンバーシップはそれぞれが得意な目を持っているという点において非常にバランスがよく、なおかつ効果的にその任務が果たせるのではないかと思います。

ここからは、オンブズに持ち込まれる相談内容のいくつかを取り上げながら、子どもの人権侵害のメカニズムやいわゆる教育課題といわれるものの捉え方について、私が得意とする目を使いながら具体的に考えてみたいと思います。

#### 教育課題をどうみるか

##### ①いじめ問題について

はじめに、「いじめ問題」について考えたいと思います。オンブズにおけるいじめ問題の取り扱いはこちら10年で減少傾向にあります。それには、子どもたちの間に「いじめ」への認識（いじめは絶対にいけないことであるといった認識）が広がったことや、各学校がいじめ対

策に一層力を入れるようになったことなど、様々な理由が考えられます。何より、2013年にいじめ防止対策推進法（以下、いじめ新法とします）ができたことが大きいでしょう。しかしながら、子どもの生活世界をめぐってこのような法律ができてしまうことそのものが、子どもの人権の危機であるとも考えることもできます。いじめ新法ができたことにより、学校はとにかくいじめの認知件数を上げることに精力を注ぐことを求められています。もちろん、アンケートによって発覚したいじめケースはたくさんあり、それにより救われた子どもがいることも事実です。しかし、ここでアンケート集計を行う教師の立場になって考えてみたいと思います。集計の結果がゼロであれば「本当にそうだろうか」と心配になり、1件であるならその1件が何なのかをとことん追及したくなってしまう人もいないではないでしょうか（実は2件か3件かもしれないのに）。大量に検出されればそれはそれでまたショックなことです。いずれにしても、この営みは教師に過度の心的負担をかけるものとなりえます。そうして教師が苦勞しているすぐそばで、いままさにリアルないじめが起こっているかもしれないのですが、アンケート調査やその分析に追われるあまり、それに気づけない教師がでてくるかもしれません。

また、この法では加害と被害を早期に特定し、学校が組織的に介入していくことを求めています。学校の組織的対応は教師個人の負担を軽減するという点で評価できますが、いじめが「加害-被害」の関係だけで成り立つものでないことは、社会学の世界では自明のことです。社会学者の森田洋司はその著書『いじめ-教室の病-』のなかで、加害と被害の関係性が維持されたり強化されたりするのは、その周りを取り囲む「聴衆」（加害を直接的に後押し）と「傍観者」（無関係になることでその関係性の維持を支持）による、と解説しています。また、国立教育政策研究所の調査から、子どもをいじめ加害に向かわせる要素は「不機嫌怒りストレス」「競争意識」「友人ストレス」等であることが明らかにされています。学校における競争の問題については、日本は国連子どもの権利委員会から長年にわたり再三指摘を受けている点でもあります。いじめ対策に先立つべきは、聴衆や傍観者を作らない学級づくり、そして、不要な競争やゆがんだ人間関係など、子どもたち個々にストレスを与えない学校づくりのほずです。

オンブズでは今年度「いじめ防止等のための提言」を出しました。この提言は、当然のことながら市に向けられているものですが、川西市を越えて広く人々に考えてもらいたい事柄でもあります。

## ②不登校問題について

次に、「不登校問題」について考えてみたいと思います。不登校問題は、オンブズが取り扱っている事項のなかでひととき多くを占めているというわけではないものの、この20年コンスタントにあがってくる問題のうちのひとつです。不登校の原因についてはさまざまな調査がなされていますが、その多くが「情緒的混乱」と「無気力」であるというのが現在の見方のようです。情緒的混乱とは、学校に行こうとするとお腹が痛くなるというように、子どもたちの心身に不調や混乱をもたらすものによる不登校であり、それは学校生活に起因すると考えられています。したがって、子どもたちにストレスを与えるような学校環境を再調整する

ことで登校を促すことができると考えられています。他方、無気力の方はもう少しシビアに捉えられているようです。無気力タイプの不登校は、不調はないが登校への積極性がもてず、ずるずると学校にこなくなるという現象です。親もそのことをあまり問題視しないので（はじめは気にしているが、徐々に諦めるような親も含めて）、家庭の協力を得て登校を促すことが難しく、学校の介入が非常に困難であるとされています。この無気力タイプがいわゆる引きこもりになる、という見方もあります。

さて、「無気力」というと、文字通り本人に気力がない、つまり心の問題かのように錯覚します。しかしながら、オンブズでの経験をふまえて考えてみても、どうやら問題は個人の体の中にだけあるのではなさそうです。先の森田は別の著書『不登校現象の社会学』のなかで不登校現象とプライバタイゼーション（私事化）の関係について述べています。要するに、社会変動によって学校の社会化機能が低下し、学校を絶対視する価値観が揺らいできた結果として「学校に行かないことを何とも思わない」一群が不登校の一部を構成するようになったという考え方です。この本は 90 年代初めに出されたものであり、その時代に学校教育を受けていた人がちょうどいま子どもたちの親世代になっていることを考えれば、こうした無気力タイプの子どもたちについては、その心の中をのぞいているだけで問題解決はしないように思います。オンブズでも、登校の先にある子どもたちの幸せ（なぜ学校に行くことがその子にとって良いこととなるのか）を考えながら、様々なアプローチを用いて相談・調整活動を行っています。

### ③家庭生活・家族問題について

最後に、「家庭生活・家族問題」についても触れたいと思います。これが、最近のオンブズへの相談事項として最も多いトピックです。相談を進めていくと、様々な事情によって親が子どもの思いを十分に受けとめる余裕が奪われている、そして、そのことが結果として子どもの不利益に繋がっているとわかってきます。たとえば、一人親で子どもとじっくりかかわる時間がない、親自身が何らかの疾患のために生きていくのに精一杯な状況にある、貧困に直面していて子どもの将来を考えるゆとりがない、等です。こうしたとき、私たちは「家庭のエネルギーが低い（弱い）」といったような表現を用いますが、それは、親として個別の能力が低いということを意味するのではなく、現代社会において親役割を果たすための十分な環境下がない、という非常にソーシャルな意味も含んでいます。

親が抱える心的課題、例えば「うつ」のような病態についても、生まれながらにうつの人はいないわけで、社会生活を営むプロセスのなかで何らかの外的刺激を受け、そうした病理を個人の中に取り込むことになるのです。そう考えると、このような病理は個人の脳内や心の中にあるというより、人や事物との“あいだ”にあるとみなしてもよいのかもしれない。もちろん、子どもの問題行動についても同じです。虐待の PTSD の結果、うつ状態や摂食障害、パニックを起こしているのならばそれは「異常行動」などではなく、むしろ、それでも生きていかざるをえない人の「自然な反応」なのではないでしょうか。こうした問題も人や事物との間にあるとすれば、表面に現れる様態だけで評価するのではなく、その人の内面的な特性と、そのバックグラウンドを構成する諸要素の両側面から問題に迫る必要があります。先

のプライバタイゼーションは加速し、家庭の問題への学校の介入は、ますます困難になっています。当該家族の救済にとどまらず、学校とも連携しながら家庭の中に潜むソーシャルな課題を外に引っ張り出し、広く社会に問題提起していくこともオンブズの重要な役割であると考えます。

## 個人化する子どもたちの世界に

社会学を専門とする私の目から見ると、子どもたちの生活世界は危機に直面しているといわざるを得ません。私がここで指摘したいことは、これまで話題にしていきたいじめや不登校、家族問題が、非常に個人的な営みに還元されてしまうこと、つまり「個人化」の問題です。問題の原因を個人にのみ帰することは、その解決をもその個人に委ねることとなります。「気持ちの問題」や「個人の努力」ではいかんともしがたい事態に直面したとき、子ども達がそれ以上自身を責めることがないような問題解決の方途を探るのが、私たち大人（家庭や学校、社会）の役目でしょう。また、すべてを個人で解決しようとすることは、いわゆる「自己責任論」の正当化を促し、結果として他者への尊厳の気持ちや社会連帯の考え方を子どもたちから退ける危険性をも孕みます。オンブズでは 2017 年に義務教育修了後の居場所をなくしている子どもたちに社会的サポート体制を整える趣旨の「義務教育修了後の子どもへの支援体制の推進に関する提言」を出しました。子どもたちの明日を考えるならば、こうした個人化の持つ問題性に警鐘を鳴らしつつ、子どもたちをより積極的に社会につないでいくことも私たちの大事な仕事であると考えます。

ところが、現在の学校現場は個人化が進むばかりです。個人化を象徴する現象のひとつが教育現場での「医療化」の進行です。既存の学校文化にうまく適応できない子どもの多くが現在、「障害児」あるいは子ども期特有の「病」である、「個別の支援」が必要である、とみなされる傾向にあります。もちろん、何らかの治療すべき病を患っている子どももいるでしょう。しかし、枠組みを決めすぎると人は「それ以外」を見失いがちになります。先に「認知件数が 1 件」となると誰でもそこに集中してしまうという話をしましたが、中心を決めればそれだけ、周辺視野は失われるのです。子どもの障害や病理を中心に据えすぎると、その子が抱える生きづらさは固有の病との関係のみで語られ、その子をめぐる学校や家庭側の問題性を不問にしてしまいます。学校や家庭で良かれと思ってやっていることが、かえって子どもの人権侵害になっていることと、この医療化の問題は強く繋がっているように思います。オンブズの活動のなかでこれから取り組みたい課題のひとつです。

オンブズの仕事は日々刺激的ではありますが、時折かつての相談員さんや先輩オンブズと議論を交わす機会に恵まれます。今年は 20 周年の節目ということもあって特別な座談会を設けることができたのですが、そこで自身のオンブズとしての役割を再確認できたように思いました。3 年近くここにいて今さらながらではありますが、私の役目はやはり鳥の目で人権侵害のメカニズムを明らかにすることであるということです。オンブズのみならず、関係諸機関と連携しながら子どもたちの人権救済に臨むこと、そのための制度改善にあたることにさらに力を尽くしたいと思います。

(ほりけ・ゆきよ／佛教大学准教授)



## 子どもの負の姿にどうかかわっていくか

オンブズパーソン 大倉 得史

### 就任二年目の所感

オンブズパーソンという重要なお仕事をいただいて、早くも二年が過ぎようとしています。昨年度は、「就任一年目だから、まずは実際に仕事をする中でいろいろ勉強させてもらおう（様子を見ていこう）」といった姿勢が強かったですが、今年度はより積極的に「オンブズパーソンとして、自分にどんな仕事ができるか」を考えた一年だったように思います。その中で、少し見えてきたことがあります。それは、オンブズに持ち込まれる個別のケースの背景に社会の問題を探る視点が重要ではないか、ということです。



オンブズには「個別救済」と「制度改善（のための提言等）」という大きな二つの役割があります。まず、個別救済について言えば、オンブズにはさまざまな相談が持ち込まれます。子どもと保護者、学校の思いがすれ違って、関係調整が必要なケース。子どもの生活環境が悪く、それが子どもの不登校などの問題として表れているケース。保護者に子どもと向き合い、育てていくだけの精神的ゆとりがなく、社会的にもそうした保護者を支援するための適切な機関がないケース、等々。こうした困難なケースに対して、その個別具体的な状況をよく分析し、適切な対応をすべく、オンブズでは日々、試行錯誤を続けています。その中で、子どもや保護者との面談や、周囲の関係者との連携等によって、事態が良い方向に展開することもしばしばあります。

ただし、オンブズの仕事は本来、そうした個別救済だけに留まりません。個別救済で得た知見を制度改善につなげていくことができたときに、市長付属の第三者機関としての役割を十全に果たしたと言えます。そのためには、個別のケースを社会が抱える問題ないし「ひずみ」の産物として見る視点が必要になってきます。子どもと保護者、学校の思いがすれ違ってしてしまうというのは、もしかすると子どもを取り巻く社会的な風潮や教育制度、学校現場の慣習など、より構造的な要因に起因するものなのではないか。子どもの生活環境や、保護者の養育力に問題があるにもかかわらず、社会の側がそこに適切な支援ができないとすれば、それは社会の支援機関（受け皿）の整備が不十分であるとか、各機関の過度の専門分化や連携不足といった要因によるものではないのか。そのような視点を積極的に意識しながら、日々の個別救済に当たるといのが、オンブズとして持つべき姿勢であると思うようになりました。

実は、昨年のオンブズレポートにも、私は個別の「ケースへの支援を通して、社会的な制度・認知の不十分な点を見出し、行政や市民に改善を訴えていく」というのも、非常に重要な責任ある仕事」といったことを書いていました。ですが、頭でそうしたことを分かっている、個別救済をいかに制度改善につなげていくのかという具体的イメージまでは十分に持っていなかったところがあります。今年度、上記のような視点を意識したことで、徐々にそのイメージを思い描けるようになってきたと感じます。それが一つ形になったのが、「いじめ防

止等の対策をより実効的に推進するための提言」(以下、「いじめ防止等のための提言」)です。本冊子にも掲載されていますので、ぜひ一読いただければと思います。

### 子どもの負の姿にどうかかわっていくべきか

「いじめ防止等のための提言」は、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法に対して、組織的にいじめの対策・防止に取り組む必要性を明記したものと一定の評価を加えつつも、それが教育現場でしばしば起こる子ども同士のあらゆるトラブルを「いじめ」と見なし(推進法の定義によれば、一方が「心身の苦痛」を感じていれば、「いじめ」と見なされます)、子どもを「加害者」と「被害者」に振り分け、前者に厳しい指導を行っていくような風潮を生み出しかねない危険性を指摘したものです。端的に言えば、子どもの言い分やそのトラブルが生じた背景事情を十分に把握しないままに、トラブルを早期に「潰していく」ような対応が増えていく可能性があるのです。

しかし、本来、さまざまな人が共に生活する社会(学校も当然、一つの社会ですが)において、人と人とが衝突したり、それぞれの思惑がずれる結果、お互いに嫌な思いをしたりすることは避けられません。もちろん、一方が他方に対して圧倒的に優位な立場から、一方的に暴力を振るったり、人間としての尊厳を傷つけるような行為をしたりする「悪質ないじめ」は決して許されるものではありませんが、ときに悔しくて暴言を吐いてしまったり、相手のことを嫌いだという気持ちが先立って、少しばかり意地悪な行動をとってしまったりということは、人間誰しも経験するところだと思います。

学校でいろいろな人と共に生活をしていれば、子どもは当然、面白くない経験もたくさんするでしょうし、その中で暴言や意地悪といった振る舞いに出してしまうこともあるでしょう。そうした子どもの「負の姿」に対して、大人はどのようにかかわっていくべきでしょうか。上記のように、相手に「心身の苦痛」を感じさせるような行為を一切禁止し、それを行った子どもに対して厳正な指導を行っていくべきでしょうか。

それはかえって子どもの育ちを歪めてしまう方向性のように思います。その理由を、以下に述べたいと思います。

### 子どもは負の姿を受け止めてもらうことで、自ら前を向く

私はこれまで養育や保育の現場を中心に、子どもの心の育ちとは何か、それを支える大人のかかわりとはどんなものかということを研究してきました。その中で、子どもが負の姿を見せる場面において、大人がどうかかわるかということが、その子の育ちを決定づけるような重要性を持つと考えるようになりました。

例えば、次のような保育のエピソードがあります。

Hちゃん(4歳児)は負けん気の強い女の子。ある日、うんていを一番にやりたかったHちゃんは、他の子を押しつけて先に並ぼうとしました。担任の先生がそれはどうかと話をしようとする、気持ちが昂ぶったHちゃんは担任に砂を蹴ってかけたり、叩こうとしたりした挙げ句、その場から離れていってしまいました。

面白くない気持ちから、みんながクラスに戻ってからなかなか部屋に入れず、入り口のところで立ち尽くしてしまう H ちゃん。そんな H ちゃんをフリー（クラス担任を持たない保育者）の S 先生が、「H ちゃん、先生、給食室にヤカン返しに行くけど、ついてきてくれる？」と誘います。二人で横並びになって歩いていく S 先生と H ちゃん。二人でヤカンを返し終え、さて話でもしようかと S 先生が H ちゃんの方を振り向いたとき、H ちゃんは「わかってる」と一言つぶやきました。それを聞いて、S 先生は「そうか」とだけ応え、園庭の見えるテラスで、H ちゃんを抱っこし、しばらく二人で座っていることにしました。

その後、H ちゃんは落ち着いた表情になり、自分から担任の先生のところに行き、「ごめんなさい」と言いました。

（鯨岡峻『子どもの心の育ちをエピソードで描く』（ミネルヴァ書房）より、筆者要約）

うんていをやるときに順番に並ぶというルールを守れず、担任に注意をされると乱暴な振る舞いまでした H ちゃんですが、このエピソードで保育者（S 先生）は、その H ちゃんに「厳正な指導」を行ったわけではありません。むしろ、保育者が一番心を砕いているのは、H ちゃんの葛藤に寄り添い、それを受け止めるということです。

4 歳児の H ちゃんは、うんていをやるときに順番に並ばねばならないということも、先生を叩いたり砂をかけたりしてはいけないことも、頭では理解しています。そのことは、H ちゃんの「わかってる」という言葉に端的に表れています。言うなれば、規範・ルールへの意識というものはすでにあるのに、それを守れなかった H ちゃんなりの思いや葛藤があるわけです。保育者が寄り添い、受け止めようとしているのは、そうした子どもの負の姿の背後にある思いや葛藤です。何も言っていないように見える S 先生ですが、部屋の入り口の前で葛藤に身動きの取れなくなっていた H ちゃんに声をかけて、その苦しい状況から救い出してあげるとともに、しばらく抱っこすることで、H ちゃんの悔しかった気持ちや「みんなの輪の中に戻りたいけれど、それだと自分が負けたような気がする」という葛藤を丸ごと包んであげたのだと思います。そうしてもらうことで H ちゃんの苛立った気持ちが和らぎ、心が前を向いた、その結果として、H ちゃん自ら、担任の先生に「ごめんなさい」と謝りに行ったわけです。

このように、子どもの気持ちが前向きになるためには、逆説的にも、前向きになれない気持ちを他者からあるがままに受け止めてもらうことが必要です。人間の心というのは非常に複雑で、いつも必ず健全な前向きさを保っているわけではありません。ときにはくじけてやる気をなくしたり、自信をなくしたり、他者に対して怒ったりすねたり、他者を信頼できなくなったりと、そのときの状況や体調に応じて容易にマイナスの感情が出てきたり、葛藤に挟まれて苦しくなったりします。そうしたときに、そのような心のありようを否定することなく、「あなたはそういう気持ちなんだね」とあるがままに受け止めてもらえると、不思議なことに、新たなエネルギーがわいてきて、マイナスの感情が和らいでプラスの方向に向かったり、葛藤的な状態を収めるべくこんなことをしたら良いのではという見通しが出てきたりするもののなのです。

育ちの過程で、子どもが負の姿を見せたり、他の友達と衝突したりする場面は必ずありま

す。そうしたときに、傍にいる大人がその子のあるがままの気持ちをまずしっかり理解し、受け止めることができるか否かが、子どもの育ちの鍵を握っています。自分の気持ちを受け止めてもらえた子どもは、自然と他の子どもや自分にかかわってくれる大人の気持ちも大切にしようと思うようになります。逆に、自分の思いを聞いてもらえないまま、一方的に規範を振りかざされたり、厳しい指導を受けたりするだけならば、子どもの心は決して納得せず、分かってくれない大人の厳しい監視の目をいかにかいくぐり、出し抜くかという方向へと動いていくことになります。

### **子どもの負の姿に不寛容な社会になっていないか**

保育の現場には、今見たように、保育者が子どもの可愛らしい姿だけでなく、負の姿も含めて、丸ごとその子の存在を愛し、受け止めていく、その結果、子どもの気持ちが前向きに育っていくことが感じられるエピソードがたくさんあります。人間の心について学び、考えさせられることが多いのですが、その保育の世界でも、今年度から新しい指針（保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領）が適用されました。そこには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、10の子どもの姿が記載されています。いかにも大人が「望ましい」と考えそうな「前向きで健全な子ども」が描かれているのですが、それを目指そうとすることは、かえって子どもの負の姿を許容しない風潮を生み出さないだろうかということが、個人的に気にかかっています。例えば、上述のHちゃんのような子を、「道徳性・規範意識」（10の姿のうちの一つに挙げられています）が育っていない子どもとみなして、厳しく指導をしていくような保育が増えると、子どもはますます息苦しい状況へと追い込まれていかないでしょうか。

いじめ防止対策推進法にしても似たところがあるように思います。「一切トラブルのない、仲良しの子どもたち」「いつも前向きで健全な子ども」というのは大人の描く理想でしょうが、現実にはそのような人間関係というのはいり得ないし、いつも前向きで健全な気持ちを保っているスーパーマンは大人にだっていないでしょう。ときに負の姿を見せざるを得ないのが子どもであり、その思いにどう寄り添い、どう粘り強くかかわっていくのかということに、保育者や教育者の手腕が問われるのだと思います。

大人が子どもの負の姿に不寛容になり、それを「潰していく」構えを強めれば強めるほどに、子どもが生きづらくなっていくのではないか。今回の提言の底流に、そんなオンブズからの警鐘を読み取っていただければ幸いです。

（おおくら・とくし／京都大学大学院准教授）



## 参 考

---

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2018年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

# 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成 10 (1998) 年 12 月 22 日  
川西市条例 第 24 号

## 目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 オンブズパーソンの設置等 (第 4 条―第 9 条)
- 第 3 章 救済の申立て及び処理等 (第 5 条―第 18 条)
- 第 4 章 補則 (第 19 条―第 22 条)
- 付 則

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約 (以下「子どもの権利条約」という。) の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン (以下「オンブズパーソン」という。) を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

### (子どもの人権の尊重)

- 第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。
- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

### (定義)

- 第 3 条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第 1 条本文に規定する 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。
- 2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項 (以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。) のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな (以

下「本市内の子ども又はおとな」という。) から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

- 3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関 (議会を除く。) 若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

## 第 2 章 オンブズパーソンの設置等

### (オンブズパーソンの設置)

- 第 4 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、オンブズパーソンを置く。

### (オンブズパーソンの組織等)

- 第 5 条 オンブズパーソンの定数は、3 人以上 5 人以下とする。
- 2 オンブズパーソンのうち 1 人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。
- 3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 オンブズパーソンの任期は、2 年とする。
- 5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して 6 年を超えて再任されることはできない。
- 6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

### (オンブズパーソンの職務)

- 第 6 条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。
- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
  - (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。



(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

### 第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。  
(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であつて、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた

場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者（以下「申立人」という。）に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権

案件について、これを第 15 条から第 18 条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

- 4 前 3 項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第 14 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、第 11 条第 5 項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 オンブズパーソンは、次条から第 18 条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第 15 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

- 3 前 2 項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第 16 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第 13 条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報 告)

第 17 条 オンブズパーソンは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第 15 条第 1 項に規定する勧告等に係る報告については

当該報告を求められた日から 40 日以内に、同条第 2 項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から 60 日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

- 3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第 18 条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

- 2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第 2 項の報告及び同条第 3 項の理由を、公表することができるものとする。

- 3 オンブズパーソンは、前 2 項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

## 第 4 章 補 則

(事務局等)

第 19 条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第 20 条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第 21 条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 3 月規則第 8 号で、同 11 年 3 月 23 日から施行。ただし、同条例第 3 章の規定は、平成 11 年 6 月 1 日から施行)

## 2018 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2018 年 12 月 1 日現在

| 職 名                        | 氏 名       | 職 業 等                |
|----------------------------|-----------|----------------------|
| オンブズパーソン<br>(代表オンブズパーソン)   | 吉 川 法 生   | 弁護士（大阪弁護士会）          |
| オンブズパーソン<br>(代表代行オンブズパーソン) | 堀 家 由 妃 代 | 佛教大学准教授              |
| オンブズパーソン                   | 大 倉 得 史   | 京都大学大学院准教授           |
| 調査相談専門員（チーフ相談員）            | 平 野 裕 子   | 市嘱託職員                |
| 調査相談専門員（相談員）               | 船 越 愛 絵   | 市嘱託職員                |
| 同                          | 鈴 木 伸 尚   | 市嘱託職員                |
| 同                          | 今 井 貴 代 子 | 市嘱託職員                |
| 調査相談専門員（専門員）               | 生 田 收     | 元市立中学校長・元市教委部長       |
| 同                          | 井 上 寿 美   | 大阪大谷大学准教授            |
| 同                          | 郭 麗 月     | 精神科医                 |
| 同                          | 勝 井 映 子   | 弁護士（大阪弁護士会）          |
| 同                          | 桜 井 智 恵 子 | 関西学院大学教授             |
| 同                          | 田 中 俊 英   | (一社)office ドーナツトーク代表 |
| 同                          | 田 中 文 子   | (公社)子ども情報研究センター理事    |
| 同                          | 羽 下 大 信   | 兵庫県臨床心理士会会長          |
| 同                          | 浜 田 寿 美 男 | 奈良女子大学名誉教授           |
| 同                          | 宮 島 繁 成   | 弁護士（大阪弁護士会）          |



※このロゴマークは、「トライやる・ウィーク」においてオンブズパーソン事務局で体験活動した中学生が描いてくれたものです。

## 子どもオンブズ・レポート 2018

---

2019（平成 31）年 3 月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局  
（川西市市民環境部 人権推進課 内）

〒666-8501 川西市中央町 12-1 TEL 072-740-1235 FAX 072-740-1233

相談専用 フリーダイヤル：0120-197-505

[http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/shimin/jinken/kdm\\_onbs/](http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/shimin/jinken/kdm_onbs/)

E-mail : [kwex0002@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kwex0002@city.kawanishi.lg.jp)

---